

平成30年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
------	-------	---

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	8
○報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	9
○報告第15号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する 専決処分に係る報告について	10
○報告第16号 平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい て	11

○報告第 17 号	平成 29 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告について	12
○報告第 18 号	平成 29 年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書の報告につい て	13
○報告第 19 号	平成 29 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につい て	14
○議案第 58 号	矢巾町 S I C 関連町道堤川目線道路改良その 3 工事請負契約の変 更について	14
○議案第 59 号	和解に関し議決を求めることについて	15
○議案第 60 号	矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について	16
○議案第 61 号	矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について	18
○議案第 62 号	平成 30 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について	19
○散　　会		21

第 2 号（6月7日）

○議事日程	23
○本日の会議に付した事件	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	23
○職務のために出席した職員	24
○開　　議	25
○議案の訂正	25
○議事日程の報告	25
○一般質問	25
1　村　松　信　一　議員	25
2　山　崎　道　夫　議員	35
3　廣　田　清　実　議員	54

4	高 橋 安 子 議員	6 7
5	赤 丸 秀 雄 議員	8 8
○散 会		1 0 9

第 3 号 (6月8日)

○議事日程	1 1 1
○本日の会議に付した事件	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 1 1
○職務のために出席した職員	1 1 2
○開 議	1 1 3
○議事日程の報告	1 1 3
○一般質問	1 1 3
1 川 村 よし子 議員	1 1 3
2 昆 秀 一 議員	1 2 8
○発言の訂正	1 4 3
3 高 橋 七 郎 議員	1 5 6
4 小 川 文 子 議員	1 6 9
○散 会	1 8 5

第 4 号 (6月14日)

○議事日程	1 8 7
○本日の会議に付した事件	1 8 7
○出席議員	1 8 7
○欠席議員	1 8 7
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 8 7
○職務のために出席した職員	1 8 8
○開 議	1 8 9
○議事日程の報告	1 8 9

○議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について	189
○議案第63号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結について	190
○散 会	192
○署 名	193

議案目次

平成30年矢巾町議会定例会6月会議

1. 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
5. 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
6. 報告第15号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
7. 報告第16号 平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
8. 報告第17号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
9. 報告第18号 平成29年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
10. 報告第19号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
11. 議案第58号 矢巾町SIC関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の変更について
12. 議案第59号 和解に関し議決を求ることについて
13. 議案第60号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
14. 議案第61号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
15. 議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
16. 議案第63号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結について

平成30年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

平成30年6月5日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 8 報告第15号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第 9 報告第16号 平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第17号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 報告第18号 平成29年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第12 報告第19号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第13 議案第58号 矢巾町SIC関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の変更について
- 第14 議案第59号 和解に関し議決を求めることについて
- 第15 議案第60号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第61号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について

第17 議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会 事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君

社会教育課長 野 中 伸 悅 君

代表監査委員 吉 田 功 君

学校給食共同
調理場所長

農業委員会会長

稻 垣 讓 治 君

米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 孝 君
主 査 佐々木 瞳 子 君

係 長 藤 原 和 久 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち紹介を行います。

4月24日付で農業委員会会長に就任しました米倉孝一會長を紹介します。登壇しての挨拶を許します。米倉会長。

（農業委員会会長 米倉孝一君 登壇）

○農業委員会会長（米倉孝一君） 議長のお許しを得ましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、4月24日、農業委員会会長に選任いただきました米倉孝一でございます。会長の職を仰せつかり、大変光栄に思いますとともに、非常に身の引き締まる思いであります。もとより微力ではございますが、矢巾町の発展、そして矢巾町農業の発展のため皆様方のご期待に沿えるよう努力してまいりたいと考えております。

皆様方の絶大なるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、着任に当たってのご挨拶といたします。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 以上で紹介を終わります。

ただいまから平成30年矢巾町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職からの議会報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

13番 川 村 よし子 議員

14番 小 川 文 子 議員

15番 藤 原 由 巳 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の6月会議の会議期間は5月25日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月14日までの10日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月14日までの10日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第4 報告第11号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第5 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第6 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第7 報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第3、報告第10号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてから日程第7、報告第14号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてまでの報告5件につきましては、自動車破損事故に係る専決処分の報告でありますので、一括しての報告としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、報告第10号から日程第7、報告第14号までの報告5件については、一括して報告することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第10号から報告第14号までの自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

報告第10号に係る事故は、矢巾町大字上矢次第7地割地内の町道安庭線において、滝沢市大釜仁沢瀬3番地11、小山田慎也さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために、自動車の左側の前輪タイヤを破損したものです。破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保険で行っており、本町の過失割合は5割との査定から9,200円を支払うものであります。

次に、報告第11号に係る事故は、矢巾町流通センター南二丁目地内の町道流通センター南二丁目1号線において、盛岡市上太田八千刈56番地13、藤澤義文さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために、自動車の左側の前後輪、いわゆる前輪と後輪のタイヤを破損したものです。破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から2万200円を支払うものであります。

次に、報告第12号に係る事故は、矢巾町大字煙山第5地割地内の町道西部開拓線において、紫波町桜町字三本木31番地3、小割定勝さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上

を通過してしまったために、自動車の左側の前輪タイヤ及びホイールを破損したものであります。破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から2万3,300円を支払うものであります。

次に、報告第13号に係る事故は、矢巾町流通センター南二丁目地内の町道流通センター南二丁目9号線において、二戸市仁左平字戸花32番地8、西川操さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために、自動車の右側の後輪タイヤ及び前後輪、いわゆる前輪、後輪のホイールを破損したものであります。破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から7万6,300円を支払うものであります。

次に、報告第14号に係る事故は、矢巾町大字赤林第5地割地内の町道志和稻荷街道線において、盛岡市東中野五輪10番地25、菅原聰さんが走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために、自動車の左側の前輪タイヤ及びホイールを破損したものであります。破損に係る賠償金については、本町の過失割合は5割との査定から5,700円を支払うものであります。

なお、これらのことについては、4月23日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。ただいまの報告5件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

それでは、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第10号から報告第14号までの5件の報告を終わります。

日程第8 報告第15号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の
変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、報告第15号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請
負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第15号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

平成29年9月21日に議決をいただきました町道白北線交通安全施設整備その2工事につきましては、株式会社水本、代表取締役水本慶と工事請負契約を締結し、その後工事は積雪等により工期が延長となったものの順調に推移し、ほぼ当初の契約のとおり先月31日をもって完成しましたが、若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場精査による舗装面積の増加及びアスファルト殻の処分量が増加したことにより、工事費が増額となったものであります。変更前の契約金額7,322万4,000円を216万9,720円増額し、変更後の契約金額を総額で7,539万3,720円とするものであります。

なお、これらのことについては、先月23日、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定により専決処分をしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

以上で報告第15号を終わります。

日程第9 報告第16号 平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

の報告について

○議長(廣田光男議員) 日程第9、報告第16号 平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第16号 平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

平成29年度において繰り越しをいたしました事業は、6款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業及び農地耕作条件改善事業、8款土木費の交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ本体整備事業、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業、岩手医科大学関連道路整備事業、橋梁長寿命化事業、河川改良事業及び都市計画総務事業、10款教育費の小学校維持補修事業及び中学校維持補修事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については、11億57万5,000円であり、その財源の内訳といたしましては、平成30年度に収入する見込みの国庫支出金4億5,567万3,000円、県支出金7,625万5,000円、地方債3億5,860万円、その他753万7,000円及び一般財源2億256万円となっており、これらの事業の繰り越しについては、平成30年町議会定例会3月会議及び4月会議においてご承認いただいているところであり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第16号を終わります。

日程第10 報告第17号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、報告第17号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第17号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

平成29年度において繰り越しをいたしました事業は、2款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業で工事の履行期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については890万円であり、その財源は全て一般財源となっております。事業内容は、矢巾町活動交

流センター南側の矢幅駅東せせらぎ通り線の改良舗装工事で隣接する24街区の盛り土の圧密沈下がおさまるまで経過観測をしておりましたが、沈下がおさまったことから3月下旬に工事を再開し、今月中に完了する見込みとなっており、この事業の繰り越しについては、平成30年町議会定例会3月会議においてご承認をいただいているところあります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第17号を終わります。

日程第11 報告第18号 平成29年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、報告第18号 平成29年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第18号 平成29年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

平成28年度に3年間の継続として議決をいただきました新配水場建設事業につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき翌年度へ定時繰り越しを行ったものであります。定時繰越額については1億5,012万2,000円であり、その財源は損益勘定留保資金となっております。事業内容は、1款資本的支出の新配水場建設事業で工事関係委託、土木工事、機械設備工事及び電気設備工事であり、この事業については、当初の計画どおり本年度内の完了をしているところであります。

以上、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第18号を終わります。

日程第12 報告第19号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算
書の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、報告第19号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越
計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第19号 平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告
についてご説明を申し上げます。

平成29年度において繰り越しをいたしました事業は、1款公共下水道資本的支出の管渠建設改良事業となっており、関連工事施工との調整及び適正な施工期間を確保するために繰り越しをしたものであります。繰越額については1,200万円であり、その財源の内訳は、他会計負担金780万円、損益勘定留保資金420万円となっております。

事業内容は、1款公共下水道資本的支出で矢巾スマートインター関連町道堤川目線田尻橋かけかえ工事に伴う圧送管橋梁添架工事であり、この事業については、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第19号を終わります。

日程第13 議案第58号 矢巾町SIC関連町道堤川目線道路改良その3工
事請負契約の変更について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第58号 矢巾町SIC関連町道堤川目線道路改良そ
の3工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第58号 矢巾町S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成29年11月17日に議決をいただきました矢巾スマートインターチェンジ関連町道堤川目線道路改良その3工事につきましては、株式会社佐々木組、代表取締役社長、佐々木和久と工事請負契約を締結し、その後工事は積雪等に伴い工期が延長となっているものの順調に推移しており、ほぼ当初の契約のとおりであります。若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場精査による舗装面積の増加、隣接農地に係る用排水設備の機能補償工事及び交通誘導員の増員等が必要となったことから、工事費が増額となったものであり、変更前の契約金額5,356万8,000円を763万8,840円を増額し、変更後の契約金額を総額で6,120万6,840円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第58号 矢巾町S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の変更についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号 和解に関し議決を求めるについて

○議長（廣田光男議員）　日程第14、議案第59号　和解に関し議決を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第59号　和解に関し議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

平成23年3月11日に発生いたしました東京電力ホールディングス株式会社福島原子力発電所事故による放射性物質の影響対策に要した費用についての損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について平成28年に原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行ったところ、同センターから8割に相当する6万1,800円を賠償金とする和解案の提示があり、東京電力ホールディングス株式会社が当該案に沿って受託することとなったことから和解をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第59号　和解に関し議決を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員）　起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第60号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員）　日程第15、議案第60号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第60号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、町が認可する家庭的保育事業者等においては、代替保育などの支援を行う連携施設を確保することとなっておりますが、連携施設と家庭的保育事業等の間で役割の分担及び責任の所在を明確にした上で代替保育の提供が困難な場合は、連携施設以外でも代替保育の提供ができることとするものであります。

また、家庭的保育事業等が自園、自分のところで食事の提供ができない場合における搬入施設の対象を拡大するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　1点質問させていただきます。

家庭的保育、事故が一番大切、事故が起きると大変なことになりますけれども、事故予防のためにアレルギーとかはどのように指導されているのかお伺いします。どのようにするつもりなのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

認可している施設、4月から運営を始めて町内に1カ所ありますが、安全な運営につきましてさまざま工夫をしていただいておりますが、アレルギーに対しましても個々の個別の状

況を確認した対応をしていただいておりますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） もう2年ぐらいになりますけれども、矢巾町でもこれは食事ではありませんでしたけれども、窒息で子どもが、これは無認可の保育所だったのですけれども、子どもが亡くなつて裁判になつてます。そういう状況も考えて、やはりきちんとした条例に沿つた対応が必要だと思うのですけれども、そういうところはどのように話し合われているのですか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

事故防止につきまして、やっぱりさまざまな視点があると思いますが、まず突然死、睡眠時の呼吸の確認等のマニュアルも作成しているところでございますし、あと小規模な事業所でございますが、休日に心肺蘇生法、全職員が受けるというところをみずから矢巾分署にいろいろお願いしたりしております。研修に努めている状況をお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第60号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第61号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、議案第61号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第61号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、今回の省令は、放課後児童支援員についての資格要件の拡大と教員免許を取得していれば、資格要件を満たしていることを明確化したものであり、高校を卒業をしていない者も一定の実務経験があれば、放課後児童支援員となることができるよう基礎資格を拡大すること及び教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講していくなくても放課後児童支援員の対象となることを明確に規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

採決に入ります。議案第61号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）
について

○議長（廣田光男議員） 日程第17、議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1

号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について
提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、13款国庫支出金の社会資本整備総合交付金、16款寄附金の一般
寄附金、20款町債の公共事業等債を増額補正とするものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の企画総務事業及び財政調整基金積み立て事
業、7款商工費の煙山ひまわりパーク整備事業、8款土木費の道路維持補修事業及び岩手医
科大学関連道路整備事業、10款教育費の体育施設整備事業を増額補正とし、8款土木費の矢
巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業及び橋梁長寿命化事業を減額補正とし、歳入
歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,805万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ118億8,305万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご
可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第62号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員
会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第62号の補正予算案について
は、6月14日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけ
たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、6月14日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職の
もとに提出するようお願いします。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会します。

なお、明日6日は休会、あさって7日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時55分 散会

平成30年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

平成30年6月7日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君

産業振興課長	菅 原 弘 範 君	道路都市課長	村 松 亮 君
農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道 君	上下水道課長	山 本 勝 美 君
教育長	和 田 修 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
社会教育課長	野 中 伸 悅 君	学校給食共同 調理場所長	稻 垣 讓 治 君
代表監査委員	吉 田 功 君	農業委員会会长	米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 査	佐々木 瞳 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の訂正

○議長（廣田光男議員） まず最初に、会議に入ります前に、6月5日の本会議において報告第19号に誤りがあり、町長から訂正の申し出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、今月5日の本会議におきまして報告第19号で平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告をさせていただきましたが、繰越計算書の内容に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

その内容でございますが、支払義務発生額欄を1億2,439万6,000円に、翌年度繰越額欄を1,200万円に、損益勘定留保資金欄を420万円に訂正をさせていただきます。

このことにつきましては、繰越計算書の差しかえが不十分で全く初歩的なミスでありました。今後このようなことがないように細心の注意を払って対応させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

6番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

(6番 村松信一議員 登壇)

○6番(村松信一議員) 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。フューチャーデザインを取り入れた政策立案についてであります。これまで誰も経験したことのない出口の見えない人口減少社会の中、地球環境問題、政府債務膨張など世代を超えた政策課題を解決し、将来世代に持続可能な自然社会、人間社会を引き継いでいくため、どのような社会をデザインするか。今は存在しない将来人となりきり、その視点で仮想将来世代を見据え、新たな社会を構築するフューチャーデザインに対する矢巾町の取り組みが各方面から注目されております。

フューチャーデザインとは、50年後の未来を現世代として考えるグループと未来人になりきって50年後の未来からの視点で考えるグループに分かれ、これから問題や課題にどのように取り組むかを考える手法でありますが、未来人として一旦現在から離れると発想が大きく変わり、想像力を膨らませた独創的な意見が次々と飛び出すといいます。

未来人は、現世代の意思決定にはかかわらず、エネルギー、資源、インフラ、年金、財政など現世代との利害が対立する課題も多くありますが、今後の政策立案、将来ビジョンの設計においては、フューチャーデザインの考え方を取り入れ、未来人の発想を持って将来世代につながる行政運営を考える必要があると考えております。今後さらに現世代と将来世代の差異の検証を行い、将来世代を意識した施策、政策を本気で考える時が来つつあり、仮想将来世代を導入したアプローチによって将来世代を明確に意識した判断、意思決定が可能となるのではないかとの考えから、今後の総合計画等にフューチャーデザインを取り入れた政策立案についてお伺いをいたします。

1点目であります。矢巾町がフューチャーデザインを意図するところは何かでございます。

それから、2点目、矢巾町ではフューチャーデザインのワークショップを開催しており、同様の社会実験は全国でも実施されておりますが、情報共有する機会について伺います。

それから、3点目です。現世代と仮想将来世代との交渉、合意形成を再現し、傾向を整理した上で平成30年度から検討する次期総合計画、地方創生プランにフューチャーデザインの手法を導入する考えはないかについて。

それから、4点目であります。通常の場合、今の問題を将来の課題と考えがちであります、仮想将来世代は、独創的で困難な課題を優先的に考える傾向があることが明らかになっております。新たな参加型意思決定の仕組みづくりでは、多様な世代、立場の住民参

加が必要と考えますが、将来世代の利益を踏まえ、意見を代弁できる参加者、いわゆる仮想将来世代の選択方法はどのようにになっているのかお聞きします。

それから、5点目であります。矢巾町公共施設等管理計画に対し、フューチャーデザインをどのように取り入れるかについてであります。

それから、6点目、有識者は、将来世代のための政策を立案する将来省や、それから将来課の創設の必要性を指摘しておりますが、本町においてフューチャーデザインを推進していくために組織をつくる考えはあるか。

以上、6点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　6番、村松信一議員のフューチャーデザインを取り入れた政策立案についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、まちづくりを考えた場合に、人口減少や少子高齢化問題、また町の行財政の問題等の長期的な観点から対策を講じなければならないものが多くありますが、政策決定に際しては、現在の視点を優先する傾向が強くなるため、世界観の利害が対立する状況になってしまいます。そこでフューチャーデザインによって将来世代になりきった方々と一般的な現世代の方々との討議によって合意形成を進めることで世界観の利害の調整を進め、将来世代にとって望ましい姿を明らかにし、それを反映させたビジョンや政策決定ができるようになります。すなわちフューチャーデザインを取り入れる意図は、行財政上の制約がある中でも将来にわたって持続可能である、そして魅力のある町にしていくことがあります。

2点目についてですが、現在のところ直接情報共有を行っている自治体はありませんが、ことし1月27日に京都市の総合地球環境学研究所にて研究機関や自治体が参加するフューチャーデザインワークショップが開催され、取り組みを共有する機会がありました。本町の取り組みも紹介でき、以後多くの問い合わせをいただいておりますので、今後も積極的に情報共有を図り、さらによい取り組みとなるように進めてまいります。

3点目についてですが、第7次矢巾町総合計画後期計画の策定やまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しでは、長期的な視点で検討する必要があり、議会のご理解のもとフューチャーデザインを策定の手法に採用したいと考えております。

4点目についてですが、仮想将来世代を選択する際は、統計的な性格性を高めるため、

住民基本台帳から無作為に抽出して、いわばミニチュア版の矢巾町となるよう選抜し、この中から参加いただける方々をお願いをしてまいります。

5点目についてですが、昨年度実施した矢巾町公共施設等総合管理計画の策定の際に、フューチャーデザインワークショップを開催し、ご意見をいただきましたが、人口減少という背景を意識して、施設の単なる更新ではなく、複合的な施設とすることで利便性を高めるなど、現在と将来の両方の視点からの大変参考となるご意見をいただきましたので、今後策定を進める個別施設計画策定に当たっても主要施設のあり方の検討については、フューチャーデザインを取り入れてまいりたいと考えております。

6点目についてですが、住民参加でフューチャーデザインに取り組むことに加え、職員が政策を立案する上でもフューチャーデザインの考え方は重要であります。本町におきましても、当面は政策推進室にフューチャーデザインの担当者を置く対応を考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 矢巾町公共施設総合管理計画は、平成27、28年度具体的な構造指針や調査を実施し、土地、建物などの町所有財産を特定の上、現状を把握して30年から50年先の具体的な管理運営について更新あるいは除却等の更新及び管理体制を構築するものであり、平成32年度までの早い時期に計画書を策定することとしております。

この計画書の策定に当たっては、現有施設の質的向上や機能転換あるいは用途変更や複合化、集約化を図る一方、必要性が認められない施設については廃止、撤去を進めることとなりますが、私はこれから持続可能な行政運営として、まさにフューチャーデザインを取り入れた行政運営が重要であると思っております。

一例として、現在学校施設として町内小、中6校にはプールがありますが、これから少子化による児童数の減少に伴う施設運営や、それから老朽化を考えた場合、抜本的、根本的な見直しが必要であり、現在の現状の捉え方では、健全な行政運営が難しくなり、私たちの難題のつけを将来世代に回してしまうことになります。そこでフューチャーデザインを取り入れた学校施設運営を考え、町内全6校のプールについては、利便性の高い場所1カ所に統合し、日夜利用可能で全天候オールシーズン対応、健康管理型温水プールを設置し、各学校は授業、教育として、一般は健康増進施設やスポーツ施設として、また医療関係の機能回復施設などとして町民の誰でもが利用できる総合施設として開設し、全体の

運営は企業が行う。このような施設運営により利便性や財政上の課題解決などが図られることとなると思われます。そして、持続可能な行政運営となると思います。このような将来世代のため施設運営を全国に先駆け、その先進事例として県や国に働きかけ、将来世代にやさしい町矢巾、できれば将来世代にやさしい日本一の町矢巾に取り組んではどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それでは、お答えをさせていただきます。

今村松信一議員のご指摘のとおりでございまして、私ども全くそのとおりだと思います。そこで、まずどうも私余り横文字が好きではないので、フューチャーデザインというのは、いわゆる未来設計なのです、日本語に直訳すれば。これから矢巾町の未来をどのように設計、図案化していくかということなのです。それで、今のプールのひとつ例示を出されたわけですが、これはまさにそのとおりでございまして、今もう皆さんご存じのとおり、昨年9月に人生100年時代の構想会議が国で設置されたわけです。昨年の12月には中間報告、今月最終報告が出されるはずです。そこにも、だから私はフューチャーデザインと、いわゆる人生100年時代の構想会議、そういうふうなものも挟めあわせて国が示したデザインと、私どもがこれからデザインしていくものとの整合性を図りながら取り組んでいきたいと。

それから、今例えば各小中学校、全部で6校あるわけですが、これを1つの1カ所にまとめるということは、まさに私は時宜を得たお話で、そしてできれば、もうご指摘のとおりこれは町民の皆さんのがんも含め、そして県なり、国にも働きかけをして、そういういわゆる施設の導入を町単独ではなく、できるのであれば盛岡広域とか、県の県営施設としてそういうものを矢巾町に何とか誘致することができないかということを今から、いわゆる要望しながら実現に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

いずれ村松信一議員の、結論から言えば、フューチャーデザインタウン構想、これを全国の自治体に先駆けて進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　フューチャーデザイン、フューチャーデザイン、統一しましょうね。これからはフューチャーですね。よろしくどうぞお願ひします。

それでは、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○ 6 番（村松信一議員） それでは、2問目の質間に移らさせていただきますが、土地利用についてであります。

第7次総合計画後期基本計画最終年度であります平成35年度の推計人口は2万7,447人であり、同年の目標人口3万人を達成するためには、良質な宅地水準を確保し、企業立地促進などにより地域における雇用の場を確保する必要から、技術水準や立地基準をクリアして市街化調整区域における土地開発を進めが必要であります。このことは、前回も含め議員の質問で何度か取り上げられておりますが、調整区域内における土地区画の形質を変更する場合は、開発許可を要し、特別な事情がある場合を除いて住宅のための宅地造成などは許可されないなど、開発、建設行為を抑制する規制が適用され、市街化を極力抑制するために非常に厳しい許可基準となっておりますが、医大開業に対応した宅地や企業向けの土地が必要になることから、本町の土地利用についてお伺いいたします。

1点目であります。今後県内4カ所となるスマートインターチェンジ開通の各自治体は、スマートインターチェンジの利便性による多岐にわたる土地有効活用について開発や建設行為などを抑制する土地規制等の問題を抱えながら検討中だと思います。このような課題を抱えた4自治体がともに県に働きかけ、県とともに共同で土地規制の課題解決や多面的で良好な良質的な土地利用のための協議会などをつくる考えについてお伺いをいたします。

2点目であります。矢巾スマートインターチェンジ周辺の土地利用の理想像をどのように描いているのかについて2点目であります。

それから、3点目であります。市街化区域における地区計画を検討する場合、また市街化調整区域に地区計画を策定する場合において、土地開発を行う特定の場所を明記するかについてお伺いをいたします。

4点目であります。市街化調整区域の開発について、法の委任に基づく条例や審査基準の設定などを通じて地域の実情に応じた運用のために民間の開発業者と連携する考え方について、以上4点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 土地利用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、土地利用計画や規制等は、自治体ごとに異なるものであり、それぞれの考え方もありますので、課題を共有する協議会等をつくることは本町としては考えておりませんが、本町とともに、盛岡広域都市計画区域を形成しております滝沢市とは

既に組織している盛岡広域都市計画推進協議会の中で隨時協議をしてまいります。

2点目についてですが、本町のまちづくりの指針となる第7次矢巾町総合計画基本構想において、スマートインターチェンジ周辺は、農業的土地利用ゾーンとして位置づけていけるところでありますので、大規模な土地利用を図る場合には、基本構想の見直しが必要となります。この地域は、岩手流通センターに近く、インターチェンジの持つ能力からすると、物流団地が想定されますが、岩手県の中心に位置する本町に設置されたスマートインターチェンジであることから、見込まれる県内全域との相乗効果を踏まえつつ、先日報道がありましたら、盛岡市の国道46号から南伸が計画をされております国道4号盛岡南道路の整備も見定め、土地所有者を初めとする地域や町民意向を把握しながら議会からのご意見をも得て、基本構想を見直す中で本町にとって理想の土地利用を検討していくべきものと考えております。

3点目についてですが、市街化区域、市街化調整区域とともに地区計画は、区域を定めて都市計画法に基づく決定をするものでありますので、開発を行う特定の場所がある場合には、それを明記することとなります。

4点目についてですが、本町の開発許可権者は岩手県となっており、県において適正かつ明確なルールのもとで制度を導入するための審査基準等が定められておりますが、地域の実情に応じた運用を図るため県が主体となり、盛岡市及び滝沢市ともに審査基準等の内容検討を隨時行っております。また、民間開発業者との連携につきましては、一般的な住宅地の開発は、これまでと同様に、市街化区域編入を前提として民間開発業者と連携しておりますが、産業団地等につきましては、市街化区域編入とあわせて市街化調整区域であっても、今後のまちづくりに必要であり、かつ適正なものにつきましては、民間開発業者と連携し、地区計画を定めて産業団地開発を検討してまいります。

なお、民間開発業者と連携するための手法の一つとしてですが、地区計画など町決定の都市計画についての計画の提案をする方向を示した矢巾町都市計画提案の手続に関する要綱を4月に定めたところであり、民間開発業者から開発相談があった際に、適正なものについては、提案手続を行うよう進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、再質問の1点目であります。今後県内4カ所となるス

マートインター開通の自治体は、土地利用計画や規制等は自治体ごとに異なるものであり、それぞれの考え方もあり、課題を共有するような協議会のようなものは考えていないとの答弁がありました。観光地や、それから産業の集積、物流基地、それから観光コースの利便性などによりまして、スマートインターの利用内容はそれぞれ違うことから、土地規制と異なることは理解できます。それぞれの活用に沿った土地規制の課題解決による土地の有効活用に対する考え方は同じではないかと思います。

そこで質問ですが、県内スマートインターチェンジに關係する4自治体につきまして、答弁にありますように規制等が時代ごとに違うことから、課題を共有することは考えていないということでございましたが、滝沢市以外の相手先とはそういう検討された結果なのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

課題解決に向けた協議会等をつくることについては、奥州市、平泉町と話し合いはしてございません。ただ滝沢市とは必要な場合には協議していくということを担当者で確認をしております。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員）　話し合いの必要のない理由についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　お答えをいたします。

先ほど議員さんのおっしゃるとおり、いろいろそこの土地に、そこの市町村によりまして土地利用の考え方方が違うと思いますので、ということで協議会はつくらないということを考えてございます。

ただ具体的な土地利用が決まりまして、共通課題等があった場合につきましては、他の3市町村とも連携して課題解決に向かってまいりたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今担当課長が答弁したのですが、

のことについては現在のところそういうことでございますが、いずれ今後県内33市町村、確かにこの自治体間競争とかもあるわけですが、また自治体同士連携もしていかなければならぬわけでございます。そういった中において、必要がある場合は、もちろんご指摘のとおり協議をしていかなければならぬということで、今現在のところはまず私どものところで矢巾スマートインターチェンジ周辺は、企業誘致とか、または観光産業、道の駅等も含めた、特に今観光は、私もいろいろとあれしているのですが、やはりこれから交通、宿泊、飲食、土産品、こういったものを関連する産業、裾野が非常に広いわけです。だからそういうことを含めながら経済の波及効果とか、雇用の創出効果とか、こういうふうなものを考えながら、これは矢巾町だけではなく、県または県内の33市町村との連携も含めて考えていかなければならぬことですので、そのところはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、再質問の2点目に移らさせていただきますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形跡および活性化に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる地域未来投資促進法で正式名称は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律でございますが、平成29年の法律第47号の施行により、一部が昨年の7月31日に改正されております。その文書内容は長い、非常にページ数も多いので省略はいたしますけれども、かいづまんでお話ししますと、市街化調整区域における都市計画法第34条第14号の運用において、通常原則として許可して差し支えないものとして今回の改正で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき整備される施設も対象になるということが掲げられました。この改正された都市計画法第34条第14号に規定する地域経済牽引事業計画に基づき整備された施設も対象となるということになりましたが、県が地域経済牽引事業促進の基本計画を作成いたしまして、既に国から同意を得ております。そして、この同意を得た内容は、全県下が対象となっております。そこで矢巾スマートインターチェンジ付近を中心とした土地利用計画につきまして事業者が新たな施設を次期経済牽引事業計画書に明記して、その計画書に盛り込むことでその施設も対象になるということがわかりました。答弁では、現在スマートインターチェンジ周辺は、農業的土地利用ゾーンとしての位置づけしております。

そこで1点目の質問であります、農業的土地利用計画は、どのような内容で策定されているのか1点お伺いします。

それから、2点目であります。法律の改正により新たな必要な施設として事業者が地域経済牽引事業計画書を作成し、県に申請することで開発が可能となると思われますが、開発業者を含めた状況について伺います。

なお、県が定める要件は、次のとおりであります。地域の特性を活用することで1点目、成長、物づくり分野、自動車、半導体、医薬品機器関連産業などです。それから、2点目であります。農林水産業地域商社分野、これは農林水産品の加工品、それから伝統工芸品などを活用した農林水産業地域商社等であります。それから、3点目でありますが、第4次産業革命分野、ITの関連事業であります。それから、4点目、観光、スポーツ、文化、まちづくり分野であります。それから、5点目、環境、エネルギー分野、木質バイオマスエネルギーとかであります。それから、6点目は、ヘルスケア、教育サービス分野であります。いわゆるこのことを解釈しますと、道の駅とか温水プールも対象になるのではないかと思いますが、以上をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松　亮君）　まず1点目についてお答えをいたします。

農業的土地利用計画はどのような内容かということでございますけれども、これにつきましては、第7次総合計画の土地利用構想におきまして農用地区域、いわゆる農業を営んでいく地域として策定してございます。

それから、2点目でございますけれども、矢巾スマートインターチェンジ周辺につきましては、今お話ししたとおり、ここは農用地的土地利用ゾーンに位置づけられておりますので、まずはこの見直しが必要かと思われます。その後、都市的・土地利用ゾーンといたしまして、先ほど答弁にありましたとおりに、ここはスマートインターチェンジ周辺でございますので、物流関係というのがすぐ思い浮かんでくるわけでございますけれども、矢巾町は岩手県の中心地にいるということでございますので、防災とか商業施設とかいろんな可能性があると思います。今議員さんお話しされました新たに開発運用制度について示された6点につきましても、今後いろいろ土地利用計画の具体的なものが上がってきましたならば、これに基づいて検討してまいりたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今お答えをさせていただいたのですが、どうも奥歯に物の挟まった言い方です。実は、もう県は国からこの6項目にわたって、先ほどお話をあった地域経済牽引事業計画書、これを6項目をお示しをして、このオーケーが出ているわけです。だから私どもはそのことにいち早く敏感に対応しなければならないわけです。その6項目の中には、矢巾町も対象になる項目があるわけです。だからそのことにしっかりと今後取り組んでいくということで、先ほどいわゆる矢巾スマートインターチェンジができるのであれば、企業誘致とか、または観光産業の誘致とか、そういうことを考えていきたいと。だから1点目の質問の中にもございました学校のプール、ここには温水プールということなのですが、そういうことも含めて町単独ではなく県も一緒になって、この6項目について。

それから、特に今産業技術大学校には、県にも要望書をお願いして、あそこの中にAI産業の人材育成も、人口知能の、そういうことも考えていただくことができないのかと私どものほうからもお願いしておるわけです。だから、いわゆるこの6項目の双方向で県と町と対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつこのところはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で6番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、10番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 一心会の議席番号10番、山崎道夫でございます。

質問の1つでございますが、上下水道施設の更新等の進捗状況と今後の整備計画についてお伺いをいたします。

平成28年1月に上下水道と下水道の料金改定、いわゆる値上げ案が議会に示されました。予算決算常任委員会において11カ月間にわたり慎重審議し、水道事業については、平成35年度末に施設設備の64%が耐用年数を超過することを厳しく受けとめ、将来にわたり安全で安心な水道水の安定供給のため平均6%の料金の値上げを可としたところであります。

また、下水道事業については、公共下水道事業の有収率が平成22年度から平成26年度までの平均で62.9%と極めて低い状況にあることから、今後老朽化が進む管路を初めとする

施設設備の更新に力を入れ、少なくとも農業集落排水の有収率の平均である91.9%程度まで高める取り組みが喫緊の課題であることと、経費回収率が33.5%と低いことから、このことに対する改善の取り組みが求められていることを考えあわせ基本料金制を導入して、平均15%の値上げを可といたしました。それにより上下水道料金の値上げ案については、平成28年定例会11月会議において反対意見もありましたが、賛成多数で可決したところであります。

上下水道とも施設設備の老朽化が大きな問題となっており、管路の更新を計画的に進めることが町民の安心と快適な生活を守り、向上させることにつながることになります。こうした観点から以下についてお伺いをいたします。

①、上水道事業は、5年後の平成35年度末には、施設設備の64%が耐用年数を超過するとしておりますが、現在における改善の取り組みと今後の改善計画及び経費について示されたい。

②、上水道の給水管路の総延長265キロメートルのうち約20%に当たる52キロメートルがVP管、硬質塩化ビニール管となっておりますが、ダクタイル鉄管への更新の進捗状況と今後の計画をお示しいただきたい。

③、漏水率は8%程度となっており、毎年約4,000万円分の水が地中に消えていることになると思われますが、改善は図られているのか。また、昨年1年間の漏水発生箇所はどの程度あったのか。

④、有収率について厚生労働省の目標値は95%しておりますが、本町における有収率はどの程度か。

⑤、下水道事業における有収率と経費回収率はどの程度改善されたのか。あわせて今後の見通しを示されたい。

⑥、老朽化した管路を初めとした施設設備の更新計画を明らかにするとともに、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続計画を示されたい。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、山崎道夫議員の上下水道施設の更新等の進捗状況と今後の整備計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年度は東部新配水場の建設、送配水ポンプ及び中央監視設備

を更新いたします。今後は、水道施設整備計画のロードマップに基づき東部、西部各浄水場の電気計装設備及び取水施設等の更新を順次行ってまいります。

なお、更新に係る経費については、起債並びに毎年度の経常利益及びその目減り分を経費として計上しております減価償却費との非現金支出である内部留保資金で対応してまいります。

2点目についてですが、平成29年度末時点では、硬質塩化ビニール管は、約13キロメートル、割合は約5%減少しており、ダクタイル鋳鉄管への更新は、約18キロメートルを行い、全体のダクタイル鋳鉄管は189キロメートル、割合は72%となり、今後も水道施設整備計画に基づき硬質塩化ビニール管の更新を優先順位の高い管路から順次進めてまいります。

3点目についてですが、平成26年度の有収率は92.3%であり、漏水率8%程度となっていました。これまで漏査について、業務委託による現場での流量調整と漏水場所の探索を行っておりましたが、浄水場からの配水量等の水位がグラフで可視化できるようになり、大規模な漏水等の異常水量の増加などの確認ができるシステムの改修を行いましたので、職員が大規模な漏水の発生を早期に確認し、対応できるようになりました。また、これまでの管路の更新と矢幅駅前土地区画整理地区の整備により、平成28年度の有収率は95.6%となり、有収率比較による漏水率は約3.3%減少し、改善をしております。

なお、平成29年度における漏水箇所は22カ所となっておりますが、配水管からの大規模な漏水事故はありませんでした。

4点目についてですが、平成25年度の有収率は92.6%、平成26年度が92.3%、平成27年度が95.4%、平成28年度は95.6%となり、平成27年度以降は95%台で推移していく、県内では一番の有収率となっております。

5点目についてですが、平成28年度における有収率は公共下水道事業では74.9%、農業集落排水事業では77.8%であり、決算ベースにおける経費回収率については37.5%であります。また、経費回収率は、料金改定が反映される平成29年度決算見込みでは40%前半となる見込みであります。

今後の見通しにつきましては、有収率については、矢巾町公共下水道管路長寿命化計画に基づく管渠構成工事、マンホールふた交換の実施及び農業集落排水処理組合との共同による宅内排水設備の補修を行ってまいりますし、経費回収率については、使用料金により汚水処理費用が貢えるよう不明水調査や補修工事の実施により、汚水処理費を低減させることで向上となる見通しであります。

6点目についてですが、矢巾町公共下水道管路長寿命化計画及び矢巾町農業集落排水施設最適整備構想に基づき、更新工事及び機能強化工事を実施しております。また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続計画につきましては、矢次地区については平成31年度、下赤林地区については平成33年度を目途に接続を予定しており、他の処理場については、公共下水道への接続が有利と見込まれていることから、人口推移、施設の状況と財源を見きわめて順次接続を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 水道施設の整備、さらには更新計画、これは順調に推移しているということである程度は安心できますが、平成29年度末でダクタイル鉄管、これは耐用年数100年と言われておりますけれども、これが189キロの布設、そしてパーセントで言えば72%、これもかなりの計画どおり進んでいるだろうというふうに思いますし、工事にかけるその思いはこの数字にも出ているだろうというふうに理解をします。そこでこのV P管がまだ残っているわけですが、これは今後何年ぐらいでV P管を鉄管に交換する予定なのか。そのままで年度の見込みをお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ビニール管はまだ39.5キロほど残ってございまして、今までの整備では3キロから4キロ1年間に整備してございます。なので、まだ十数年かかります。ただ順調にいきましても、ビニール管だけ整備すればそうなるわけですが、今スマートインターチェンジ関連で関連道路の整備を行っているところであります、そちらのほうによる投資も、管の入れかえも必要となってございます。そこはビニール管でございませんで、ダクタイル鉄管ではありますが、耐震管ではない管ということで、やっぱり布設がえは必要となってございます。なので、まだ20年ほどかかるのではないかというふうな見通しでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 年間3キロから4キロということもありますし、さらには今お話をあったように、スマートインターチェンジ関連の橋梁の改良工事等もありまして、それにかかわる

ところの水道の工事も当然あるわけですので、そういった意味ではできるだけ早くという気持ちはありますが、年数はかかるだろうなというふうには理解をいたします。

そこで20カ所ほどの漏水があったということでございますけれども、配水管からの大きな管路からの漏水はなかったと。これは幸いなのですが、いつ大規模な地震等あるいは自然災害が起きるかわからない状況にありますので、そういった意味では、漏水箇所というのは、できるだけ少ないほうがいいわけですが、その処理といいますか、見つけた見つけ方というのか、発見の仕方、それはどのような形で発見をしているのか。そして、処理はどのようにされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ビニール管の破損箇所、ビニール管以外にも漏水箇所ございまして、ポリエチレン管もありました。発見につきましては、近隣の水圧が弱いということで現地を回りまして漏水調査をいたします。それに当たりましては、配水管ではなく50ミリの連合給水といいまして、給水管の大口径のものが漏水してございました。その場所については、水路の前後で水路のヒューム管の中に漏水している箇所が見えましたので、発見が早かったと。湧き出でていれば、すぐ発見できるわけですが、そういった面では、地下というか、水路に浸透しているところもありますので、現地を回って歩いて調査して発見しているところでございます。

ポリエチレン管につきましては、裂けて、耐用年数が、ちょっと古いのかな、54年ごろ布設されて、もう30年ぐらいたっている管なのですけれども、ポリが出始めの管でございまして、その管につきましては、水圧が高かったせいで管が何らかの影響で縦に裂けてしまったこともありますて、それで漏水したということで発見しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 料金改定は去年の29年4月の請求分から料金が改定になっているわけですが、この料金改定による収入増、当初は水道においては年間約3,500万円程度の増、それから下水道においては約5,000万円程度の増を見込んでおりましたけれども、1年間の経過を踏まえてどの程度の増収になっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

水道料金につきましては、約7,000万円ほど、下水道のほうにつきましては4,000万円ほどと見込んでございました。ほどの料金の増加が見込まれてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　どのぐらい伸びているか聞いている、当初の計画ではなくどのぐらい伸びているかと。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君）　金額では下水道4,000万円、水道では7,000万円ほどなので、計画どおり水道につきましては6%、たしか6.4%ほどの増加だと思ってございました。下水道につきましては16%近く増加をしている状況にございます。といいますのは、下水道につきましては、基本料金制度を設けたことによりまして、アパートの閉架栓時における基本料金を徴収することができまして、増加は16%ということで計画よりは若干上目な徴収率というか、収納状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員）　水道の更新に係る経費のうち内部留保資金を使うということでございますが、29年度末ではどの程度になっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君）　29年度末でこの内部留保資金といいますのは、当該年度の経常利益まで含めてございます。その金額につきましては3億円ほどの利益を見込んで、これも更新費用に充てられるというふうに解してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　でなく、質問の意味。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君）　内部留保資金につきましては、まだ決算が29年度の決算出ておりませんので、私のほうとしては即答はしかねるところでございます。ただ見込みとしては、たしか3億円ほどで内部留保資金が出るというふうに見込んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） いずれ上下水道、今上水道の話をしていますが、下水道に関しても有収率がかなりまだ、26年度の平均62.9%から見れば約12%ほど上昇しておりますので、そういった意味では、努力した結果、いわゆるさまざまなふたを交換したり、いわゆる雨水が入らないよういろいろな工事等もやっていると思いますが、今室内排水設備の補修をやっていると思うのですが、これは私の住んでいる矢次地区も対象になってやられているわけですけれども、今年度の計画と、どの程度の予算を見込んでいますか、どの地区を対象にしているのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 宅内の排水設備の改修でございますが、3地区の集落排水の処理施設を計画してございます。矢次地区、あと不動地区と間野々地区の3カ所で集落排水処理施設の宅内排水設備の補修工事の予定をしてございます。

その金額につきましては、各地区300万円ほどの予算で箇所につきましては、1カ所当たりたしか小さいところで3万円ぐらいの升の交換もありますが、何カ所か十数万円もかかる箇所もございます。1地区当たり300万円で約10カ所から15カ所ぐらいの箇所数の補修をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとります。

再開を11時10分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど下水道課長答弁の中に水道料金と下水道料金の波及効果について真逆な説明をしているようですので、今訂正を申し出られましたので、訂正させますので、発言を許します。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 大変失礼いたしました。水道料金と下水道料金の収益でございますが、水道のほうが4,000万円ほど増加してございます。下水のほうが7,000万円ということで逆にお答えしてしまいました。大変申しわけないと思ってございます。パーセンテージにつきましては、水道が6.7%の増、下水道につきましては、16%と先ほどお話ししたと思ってございます。16%は伸びてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、引き続き2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をいたします。教職員の働き方改革に係る時間外労働勤務の実態と学校閉庁日の設定についてお伺いをいたします。

全国的に教職員の時間外労働勤務時間の増加が問題となる中、本町の小中学校に勤務する教職員についても時間外勤務時間は増加傾向にあるのではないかと懸念しています。教職員一人一人の生活にゆとりを生み出し、心身の健康を保ちながら子どものための教育活動に全力を傾注できる環境をつくるために教職員の多忙化の現状を解決することは、重要な課題と認識しなければならないと思います。こうした考えのもと4点についてお伺いをいたします。

①、昨年度文部科学省は、教員の事務作業を代行するスクール・サポート・スタッフを全国の公立小中学校に配置する新制度の導入を決めましたが、本町に対象校はあるのか。また、配布物の印刷に時間を要するとの声を聞くが、本町の小中学校に印刷機やコピー機は何台ずつあるのか。

②、中学校における部活動指導員の配置について、具体的に検討されているのか、今後の対応についても明らかにされたい。

③、過労死ラインの80時間を超えた勤務外労働の実態はあるのか。また、教職員の時間外労働勤務の実態を学校別に示されたい。

④、矢巾町と紫波町を除く県内31市町村では、夏季休業期間の8月13日から15日までの3日間を学校に職員を置かない学校閉庁日としておりますが、本町においても本年度から実施すべきと考えるがどうか。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 教職員の働き方改革に係る時間外労働勤務の実態と学校閉庁日の設定についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本年度スクール・サポート・スタッフが配置される対象校は、残念ながら本町にはございません。また、印刷機は徳田小学校及び不動小学校に1台ずつ、他の学校は2台ずつ設置しており、コピー機は各校に1台ずつ設置しております。

2点目についてですが、今年度の配置希望として先月の5月に県教育委員会へ事業計画書を提出しており、それに伴う人件費を今回の補正予算で新たにお願いしているところであります。

また、配置先については、現在各中学校と協議を行っているところであり、近日中に結論を出したいと考えております。

3点目についてですが、平成29年度実績で80時間以上100時間未満勤務の職員数は、小学校が月平均で1.8人、中学校が2.6人、100時間以上勤務の職員数は、小学校が月平均で0.2人、中学校が2.4人となっております。また、学校別の教職員の時間外労働勤務の実態ですが、平成29年度の1人当たりの月別時間外勤務時間の平均は、徳田小学校が36時間、煙山小学校が26時間、不動小学校が23時間、矢巾東小学校が34時間、矢巾中学校が28時間、矢巾北中学校が42時間となっております。

4点目についてですが、本年度から夏季休業期間の8月13日から15日までの3日間を学校閉庁日とすることといたしました、本町といたしましても。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） スクール・サポート・スタッフについては、これは大規模校ということで全国では3,600校に配置するという計画が出されておりますが、本町では、対象外ということですが、県内では何校所あるのか確認ですけれども、それをまずお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

県内では13人のスクール・サポート・スタッフが配置されております。その配置につきましては、県教委のほうで配置先を決定しているという状況になっているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 13人の配置ということは、大きな学校でしょうから、例えば1,000人規模だとかではないかと思うのですが、その辺についてはわかりませんか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

大規模校にスクール・サポート・スタッフは配置されるものなのですけれども、主に市部にある1,000人までは満たないけれども、まず800、900とか、それぐらい児童・生徒がいるような、そういった学校に配置されているものと思われます。実際にどとの学校かということについては、情報は持っておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 印刷機について、あるいはコピー機については、徳田、不動、1台ずつ、それからその他の学校は2台ずつ、コピー機は各校に1台。この配置数で、例えば児童生徒に配布するさまざまなプリントとか、あるいは学習指導等の中身でいろいろあると思います。テストの関係もあると思いますが、その辺については、当然毎日のように使っているわけですけれども、十分に間に合っているという認識でしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

各学校にこのことにつきまして聞き取りを行いました。小学校に関しましては、全く問題がないということでございました。中学校に関しては、時期的にちょっと多忙になって重なる部分があるけれども、それほどの問題ではないというお答えでした。むしろそれよりも紙折機のほうが欲しいというようなお話がありまして、紙を折るのに時間を非常にとられると、そういった情報が得られましたので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 中学校の部活指導員の配置については、ことしの3月の代表質問

で取り上げましたが、今回の質問の中身では、県教委に先月ということでございますが、これは5月なのかなと思うのですが、事業計画書を提出したと。中身については、3月に質問したときの中身と恐らく変わらないだろうと思いますが、指導の頻度ですが、1年間に35週、週に3回、1日当たり2時間の予定。そして1時間当たりの費用として1,600円。その費用の3分の1は県が補助をして3分の2を国と町が負担するということだろうと思いますし、それから1校に3名配置ということでおよろしいのか。

それから、人件費は今回の議会に提案をするということで既に出てると思いますが、これを具体的などの、保健体育費の中に入っているのかとは思いますが、具体的な予算の規模についてお聞きをしたいわけですけれども、それから人件費の補正予算を出すくらいですから、当然人選と起用の基準及び配置時期というのは、明らかになることになるだろうと思いますが、その辺がちょっとまだその配置については、いわゆる学校と協議中ということでございますので、ちょっとその辺が納得いかない部分がありますが、補正予算を出しているわけですけれども、それにいわゆる適合するためには、今話したような配置人員なり、あるいは配置時期なり、人選と起用の基準なり、そういうのがきちっとなっていないと整合性がとれないと思いますが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

盛岡教育事務所管内には、58人の今回部活動指導員の配置がありまして、これは全県です。失礼しました。全県で58人の配置がございまして、各都道府県に1人ずつ行くとすると、まず33人と……

（何事か声あり）

○学務課長（村松康志君）　市町村に、失礼しました。そして、大きな市になりますと、やはり2人、3人というふうなことが見込まれます。ということで矢巾町に関しては、まず最低1人は来るであろうということで今回補正予算には1人分上げさせていただきました。予算規模としましては、およそ33万円ということで、歳出規模で。まだ県のほうから具体的に、一応申請はしましたけれども、どの人をどのように使っていくのかというような、そういった県のほうの規定みたいなものがまだ示されません。6月中に示すというようなお話を聞いております。それを受けてから具体的にどの学校のどのクラブ活動に配置するかということに関して決めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

和田教育長。

○教育長（和田修君） 少しつけ加えさせていただきます。

この件につきましては、先ほど課長のほうから説明ありましたとおり県内で58、33市町村で割ってみても1点何人ということで基本的には市町村1人という原則のもとに、そういう確認をしております。ですから、1名来るということで今回予算措置をさせていただいているというところでございます。

また、来た場合にどうするかということで各中学校と協議し、各中学校のほうから希望をもらっています。その上で、もしいただいた場合に、この中学校、矢巾中学校では誰、矢巾北の場合には誰ということで、相手方の都合もありますし、それから必要な部活もそれぞれまた状況も変わりますので、それに対応できるように対応しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 最低1人は配置になるということですが、この1人の方でクラブ活動の指導をやることになると、2つの学校をかけ持ちするということなのでしょうか。その辺はどうなのですか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） 説明不足ということで説明させていただきます。

これは、それぞれの学校ですので、学校ごとになりますので、今回1人ということは、矢巾中学校か矢巾北中学校、どちらかに1人ということになります。また、来年度同じようなことがあると思いますので、改めて申請をしたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） この判断は、学校から希望をとっているということですが、判断する場合のもとになる、いわゆる基準、これかなりシビアな部分になると思うのです、1人ですから。しかし、やっぱりこれは県が決めたということですから、なかなか難しいのですが、目的は、やっぱり教員のクラブ活動にかかる時間が、いわゆる勤務時間の増加につながっているという、いわゆる働き方改革の中の一環としての取り組みなわけです。

そういう意味では、1人を配置されて、バランスがおかしくなるという、来たところはある程度は専門的な知識を持った人が来ることですからいいでしょうけれども、配置されなかつたところのそういうたいわゆる専門的な部分以外に指導されている先生方の負担といいるのは、なかなか減らないという現実になると思うのです。その辺のバランス的な感覚といいますか、来なかつたから残念だなで終わるのではなく、やっぱりクラブ活動、今週に2日ですか、休むという体制もとられているとは思いますけれども、そういういた気遣いといいますか、言葉がちょっと適正ではないかもしませんけれども、配置されなかつたところについての学校へのやっぱり配慮というのも難しいかもしませんけれども、やつていかなければならぬだろうというふうに思うのです。その辺の考え方といいのはどうなのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

まずこの部活動指導員が配置されたから働き方改革が終わるということではなく、職場のほうで軽減されるということではありません。これは一つの方法ということでそれがなされているのだと思います。また、この1名が本町に配置された場合に、どちらにするのかということについて、これは各中学校の校長と協議をしながら、実態をしっかりとこちらのほうで把握して、協議の上決めたいと思っております。

それで終わりではなく、部活指導員が配置される、配置されないにかかわらず学校現場の状況を教育委員会としてしっかりと把握して、こちらのほうでできることを考えてまいりたいと思いますし、学校の中で改善できることをこちらのほうからも指摘をし、協議をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） これは、部活指導員だけの話ではなく今お話をあったように、現実に矢巾町でも2つの、2つのといいますか、小学校と中学校ですが、小学校であれば80時間以上100時間未満の勤務、これが月平均1.8人、年間にすると21.6人、中学校は月平均で2.6人、年間で31.2人、それから100時間以上の勤務、小学校平均が0.2人ですから少ないので、年間では2.2人、中学校では月平均の100時間以上勤務が2.4人、年間で28.8人になるわけです。やっぱり当然これは心身ともに健康でなければ、子どもたちにしっかりとし

た教育や指導ができない、これはもう当然のことなのですが、この過労死ラインを超えている80時間あるいは100時間というのは、やっぱり見過ごしてはならない、そのことは私が考える以上に教育委員会、教育長さんも考えているとは思いますが、この改善策といいますか、勤務時間短縮に向けた取り組みというのは、もうこれは喫緊の課題ですし、全国的にもかなりの取り組みはされているわけですけれども、本町における取り組みについてお話をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

確かにこの時間数については、非常に問題なところがあると思います。ただ先ほど課長のほうからちょっと話がありましたが、時期的なものが実はこれは非常に大きなものがあります。年度末、年度初めのところ、例えば教務主任、副校長、主幹といった管理職、そのメンバーが非常に学校の中に残って資料整理をしたりとか、いろんなことに携わるということで多くなるという実態がございます。それをよしとすることではなくて、それを軽減するためにはどういうことができるか。あとは、この時間数の管理についても、以前他の議員のほうからご提言ありましたタイムレコーダーの導入についても前向きに考えているところでございます。ということで、ぜひそれを進めてまいりということで教職員組合のほうとも協議をしながら今対応をしてまいっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） イタチごっこにはならないと思いますが、やっぱり時期的な問題があるというのは、確かに理解はできます。しかし、やっぱり現実に岩手県でも先生方が、いわゆる精神的に病んだり、あるいは自殺した方もおりますので、そういう状況にならないように、ここはやっぱり十分に配慮をしながら取り組んでいかなければならぬ大きな問題だと思いますので、これはずっと継続してやっていくことに当然なるわけですので、そういうことを考えれば、すごい長い時間を要するというか、長い間ずっと培ってきたものをある時点では、やっぱり変えていくものも必要だろうし、新たな取り組みとして町全体の小中学校でやっぱりきっちと話し合いをしながら取り組んでいく必要があると思います。

前に質問したときには、やっぱり若干改善はされていると思いますので、そういったこ

とを考えれば、少しずつですが、やっぱり改善に向かって効果が出てきているなというのは、実感としてわかりました。これからもそういう意味ではしっかり取り組んでほしいと思います。

それからもう一つ、学校閉庁日についてことしから取り組むということでございますので、これについては非常によかったですというふうに思っておりました。紫波と矢巾だけだよという話を私もされて、非常に愕然としたところがありましたけれども、そこで盛岡市は、4月11日に教育長名で各市立の幼稚園あるいは高等学校も含めて小中学校にことしの閉庁日について通知をしたわけです。保護者にも通知をしているということで取り組んでいるようでございますが、本町における閉庁の取り組みについてのそういう学校に対する、あるいは保護者に対するそういう通知、そしてそれに関しての特に問題点、先生がいないわけですので、そういう意味での取り扱いをどうしていくのかという、その辺も含めた取り組みがどのようにされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず前半部分の件について、働き方について一つつけ加えさせていただきます。全ての職場、公務員も含めてですけれども、ストレスチェックというのを1学期のところでいたします。その中に労働時間について、働き方についての各先生方の悩みが書かれます。それを含めて、これを医師のほうにつなげて、希望する場合には面談をし、指導をするということが1年間の中で行われます。そういうことも取り組んでおるということをまずつけ加えさせていただきます。

それから、閉庁日についてですけれども、5月の教育委員会議のところで教育委員の皆さんにこれを説明、明言させていただきました。これを受けて校長のほうに説明をし、今度は各小中学校のほうに先ほど山崎議員のほうからお話があった盛岡市と同様に、各小中学校の保護者、それから地域の方に向けては、広報等を利用しながら学校の閉庁日についてご理解をいただきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員）　それでは、3問目の質問を行います。

農地の下限面積要件の見直しについてでございます。農地法では、経営や生産性を考慮して農地取得の下限面積は、原則都道府県で50アール、北海道で2ヘクタールと定めておりますが、2009年の改正の農地法で農地の効率的な利用に支障が生じる恐れのない場合などに限って農業委員会が下限面積を緩和できる特例ができました。全国の農業委員会1,737のうち、その特例によって独自に下限面積を設定したのは1,113となっており、2017年4月1日時点で全国の64%に上ることが農林水産省の調査でわかりました。その内訳は、30アールが41%、609農業委員会、20アールが22%、333農業委員会、10アールが21%、317農業委員会であり、地域によっては複数の面積を設定している場合があると明らかにしております。

空き家と一緒に農地を取得する場合に、下限面積を大幅に引き下げた農業委員会も33市町村に上ったとしており、移住政策を進めるため0.01アールなどと小規模に設定するケースもあったとのことです。

こうした全国の動きを捉え、農地の効率的な利活用をより一層図るため、面積が少なくともハウス園芸などの高付加価値を見据えた新規就農を希望する方や空き家を活用して田舎暮らしを希望する方などの移住希望者等を受け入れるために本町における特例の活用について検討する時期に来ていると考えますが、見解をお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 米倉農業委員会会長。

（農業委員会会長 米倉孝一君 登壇）

○農業委員会会長（米倉孝一君） 農地の下限面積要件の見直しについてのご質問にお答えいたします。

農地法に規定されております農業委員会が定める下限面積の基準につきましては、その定めようとする面積未満の経営面積の農家の総数が40%を下回らないように算定されているものとされておりますが、本町におきましては、経営面積が50アール未満の農家が全体の23.7%となっております。大きく下回っている状況であります。また、これによらない場合にあっても、遊休農地が相当程度存在し、設定した面積未満の農家数が増加することにより、その区域や周辺における農業上の効率や総合的な利用に支障を生ずる恐れがない場合に、地域の農地の保有や利用の状況に加え、将来の見通しの区域や周辺区域の農業者の営農に関する意向等を十分に考慮し、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定することができるとされております。

本町におきましては、遊休農地の割合が0.06%、極小で農地利用最適化促進委員を置かなくてよいとされている遊休農地の率1%を大きく下回っていることから、下限面積の基準にあります遊休農地が相当程度存在することは言えないことから、現在のところ下限面積要件の見直しにかかる特例の活用についての考えはないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 答弁のとおり本町は遊休農地が1.81ヘクタール、0.06%ということで、まさにこれは全国的にも余り例のないくらい遊休農地が少ない自治体だというふうに思います。この点からだけ見れば、下限面積要件の見直しは必要ないと言えるかもしれません。しかし、全国的には農地の下限面積要件の緩和によって、新規就農者や移住者の受け入れを積極的に進めている自治体がふえてきていると言われています。国の調査によると、都市部から農村部へ移住する田園回帰が大きなうねりとなってきているとの報告があります。その内容は、農村等の空き家を利用した農家レストランや古民家カフェ、ゲストハウスや農家民宿など多様な農村での就業を初め、少ない面積や限られた農地ができるハウス園芸や10ないし20アール程度の農地で栽培可能な、例えばアスパラガスの栽培、これは一度定植すると、20年間ぐらいは収穫できると。しかもかなりの高収入が得られるという作物がありますけれども、などなど、その活用は多岐にわたります。

しかし、多くの場合、農地の下限面積要件見直しが必要となる場合がほとんどでありますので、これもかなり厳しい状況ではございますけれども、しかし本町は現在第7次総合計画の中で3万人構想をうたっておりますし、土地利用の見直しなど、町の魅力の向上させ、人を呼び込み、定住してもらうさまざまな施策を現在進めておりますし、今後も展開していく予定になっておるわけであります。10年後、20年後を見据えた先ほど村松議員の質問もありましたけれども、まさにフューチャーデザイン、ミニフューチャーデザイン、これはやっぱりしっかりと見据えて人口減少を想定をして、やっぱり農村部に人を呼び込むと、そういう発想を持って今後、これは時間はかかるかもしれませんけれども、農村部にやっぱり人を呼び込んで、これを合い言葉に新しい発想で取り組む必要があるだろうというふうに私自身は考えております。

そういうことで新たな制度での農業委員会がこの4月24日からスタートいたしました。米倉会長を初め農業委員の皆さんには、矢巾町の農村のあり方、コミュニティのあり方、そ

して農業のあり方をしっかりと展望して、この農地の下限面積の要件の緩和も研究課題にしていただきたい。そして十分に全国的な例があるわけでございますので、そういう例を参考にして、矢巾町における農地の活用についていろいろな点から検討してもらって、下限の設定の要件についても十分にやっぱりそれぞれの委員さんで研究を重ねながら一定の方向性を出していただきたい。そのように思っておるわけでございますけれども、それに対する見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木忠道君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁申し上げたとおり現行法令の中では、下限面積の引き下げというのは、これは非常に難しいといいますか、矢巾町におきましては、なかなかちょっと難しい面がございますが、ただ単に難しいといってばかりでは今議員おっしゃられましたとおり、空き家対策、例えば先ほど議員さんおっしゃられたとおり、都市部からの需要があるのではないかということもさまざまホームページ等では、私どものほうでも把握はさせていただいております。

その中で、現行法令の中では難しい。ただそれだけ言って放っていたのでは前に進まないと思います。今後例えば空き家がここにあるよという場合には、その空き家とのひもづけなりもちょっと考えながら、今現在下限面積の引き下げということにはならないかもしれません、そういう中でひもづけなりしながら移住者が少しでも農業をやりたいなどいうような移住者がいる場合は、そういったご案内もしつつ、農地取得についても空き家対策につながるような部分でちょっと私どもでも研究をさせていただければなと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 事務局長の答弁は、答弁書にあるとおりなのですが、研究はしていく。しかし、下限面積の要件見直しは厳しいと。やっぱり矢巾町も非常に狭い町ではありますけれども、現実に人口集計表、私いただいて持っているのですが、平成22年から27年までの人口の、いわゆる動きがずっと集計されておりますけれども、農村部がかなり、どこもそうなのですが、減っています。私の住む矢次は、この6年間で109人減っているのです。当初は687人いたのが今は587人と。恐らくまた減っていると思います。一番です、農

村部では、残念ながら。

ちょっと見ますと、50人を超えているのは3カ所ぐらいあるのですが、町のいわゆる都市部もあります。しかし、減っている率の高いのは、やっぱり農村部です。西徳田が55人、それから間野々が44人、煙山が51人、下北が48人、それから農村部ですから、岩清水が46人、白沢が41人、大体この辺が40人から50人の減になっているのですが、私のいる矢次が109人です。いわゆる倍以上です。それで、農家の空き家がふえつつあるのです。しかも、そこには3反歩とか5反歩とか、5反歩あるかないかぎりぎりの人たちもいるのですが、その2反歩、3反歩が中心になっている部分が多いのです。やっぱりそういうところに農村部から移り住んで、さっき私が言ったような高付加価値をもたらす園芸作物とか、あるいは一つの例で言いましたけれども、アスパラガスの栽培とか、意外と手のかからない、そういう農作物も栽培できるわけです。そこには、やっぱり農地のいわゆる下限要件の見直しがなければ難しいのです。したがって、そういうのは、全国的に恐らくいっぱい例があると思うのです。1,700もある農業委員会のうちの1,100以上がこの要件見直しをしているわけですから、そういう例を参考にして、ぜひ農村部に人を呼び込むような、そういう対策をしっかりとやるべきだと。それは将来の矢巾町にとっても絶対プラスになる。そのことをしっかりとやっぱり考えていただいて今後の見直しを研究していただきたいと。それについての再度の見解をお聞きをして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　米倉会長。

○農業委員会会長（米倉孝一君）　山崎議員さんの仰せのとおりでございます。農業委員会といたしましても、これから研究課題といたしましていろいろと考えてまいりたいと思います。特に六十何%になっておりますけれども、こうして大体調べてみると、沿岸部、中山間地の農地面積が少ないところが特に多いような感じを受けております。でも矢巾でもだんだんにいろいろ人が入ってくるようになれば、これはぜひ考えなくてはならないことだとは思っております。これからもうちょっと研究いたしまして、皆さんのご期待に沿えるようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　検討するということですので、よろしくどうぞ。

それでは、他に再質問なければ、これで終わらさせていただきたいと思います。

これをもちまして山崎議員の質問を終わります。

それでは、ここで昼食のための休憩に入ります。

12時50分再開といたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 0 時 50 分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、3番、廣田清実議員。

1問目の質問を許します。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 議席番号3番、町民の会、廣田清実でございます。

1問目の質問をさせていただきます。地方創生の事業についてということで、前に平成28年度の決算審議を経て地方創生事業について金額ベースで8割近い費用が県外の業者に委託していることに関し、次年度は検討するとの回答であった。また、交付金と町単独費の割合について当初の説明と大きく異なっていることから、地方創生事業について以下伺うと。

- 1、平成29年度の委託内容と費用について、県外、県内、町内の内訳を問う。
- 2、今年度の事業内容と進捗状況または今年度の事業計画について問う。
- 3、地方創生事業を町内の事業者へ委託し、事業を展開することが本来の地方創生であると考えるが、町内事業者への委託を含め町の考えを問う。
- 4、地方創生事業は、国の交付金事業であるが、町では実質2分の1を超える費用を負担している。今後に向けて地方創生事業の検討をどのように実施し、効果をどのように捉えているのか問う。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、廣田清実議員の地方創生事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、平成29年度予算及び平成28年度繰り越し予算を合算した地方創生関連の委託事業は、総額で約6,921万8,000円であり、その内訳として県外は約6,304万円、県内は116万4,000円、町内は約501万4,000円となっております。県外受託者の業務内容は、ローカルプランディングによるEコマース推進事業として企画プランニングやPR資料及びウェブページの製作、インターネット上の販売促進、Eコマースセミナー、矢巾町ナ

イター等のイベント等であり、ウエルネスタウンプロジェクト事業としては、ヘルスケア資格の導入調査、住民向け健康セミナーの開催、空き家計画策定であり、地域商社拠点整備事業としては、旧センター食堂の改修設計となっております。県内受託者の業務内容は、ウエルネスタウンプロジェクト事業としてまちづくり会社の業務支援、農産物の販路拡大であり、その他の事業として地域経済分析システムの研修となっております。町内受託者の業務内容は、ローカルプランディングによるEコマース推進事業として特産品の開発とナト・カリ食品のPRであり、ウエルネスタウンプロジェクト事業としてSNS、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用した町の情報発信であり、その他の事業としてインキュベーション施設のコンセプト設計となっております。

2点目についてですが、今年度はローカルプランディングによるEコマース推進事業が3年計画の3年目、ウエルネスタウンプロジェクト事業が3年計画の2年目となっており、それぞれ昨年度事業を継続、継承する事業内容で進めてまいります。また、今年度は、新たな事業として町内に地域活性化や観光の資源となり得、歴史的価値が認められるこの古い民家の古民家物件があることから、その活用策として著名な芸術家が滞在して、創作や地域との交流等を行うアーティスト・イン・レジデンス事業につきましても、可能性を探るべく今年度中に調査を実施したいと考えております。

今後の事業計画につきましては、主軸となる国の交付金事業は、いずれも短期的な取り組みでは効果が出ないものと考えておりますので、国の認可を受けた中長期計画に沿って期間内の事業を執行し、その成果を見ながら、その後の継続や改廃等を検討してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、可能な限り町内事業者へ委託することが地域にとっても、より望ましいことと考えますが、地方創生は、今や全国区での自治体間競争の様相を呈しており、全国で地方創生を積極的に進めている自治体の多くが中央のすぐれたノウハウや資源を有する事業者と連携してPRや活性化施策を大々的に進めている現状となっており、また実態としては、各事業者には、おのおの強みや弱みがあり、業務内容として県外を含めた町外に委託せざるを得ない分野もあります。したがいまして、長期的には、事業を通じて得られた知見やノウハウを地域が吸収し、町内業者が全国区の競争力をつくることによって最終的にはオール矢巾町の連携体制で地方創生が進められることを目指して施策を進めてまいりたいと考えております。

4点目についてですが、地方創生関連交付金につきましては、地域の主体性と創意工夫

を尊重する趣旨から、他の交付金等と比較して柔軟な制度運用が行われており、年度途中であっても事業効果の促進に資するものであれば、その内容変更が比較的自由に認められているものですが、一方で実績審査の過程で自治体との見解が相違し、一部が対象外と判断される場合もあり、最終的には補助率が2分の1を下回る場合もあるものであります。

また、国の交付金は概して全国の多くの自治体に共通する部分を対象とした制度設計がなされており、各自治体の個別具体的な事情によっては交付金の対象外となる部分も発生し得るものですので、本町といたしましては、交付金対象外であっても、事業の中で一緒に行うほうがよい部分につきましては、町単独費を充てて実施すべきものと考えております。

事業の検証につきましては、現在のところ交付金要領に従い単年度ごとの指標達成状況等を国に報告しておりますが、各事業が町の地方創生にどの程度貢献したかという意味での検証につきましては、短期間の費用対効果等で容易に判断できるものではなく、ある程度の中長期的なスパンの中で大局的な見地から多角的、総合的に行うことが必要と考えておりますので、今後そのような視点に立った効果検証を行う仕組みをつくり、内部評価に加えて議会や外部有識者からのご意見も踏まえながら評価を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） いろいろそれらしいことで書いておりますけれども、一番初めに、矢巾町まち・ひと・しごと創生、総合戦略の大計というものがありまして、それはきっとつくったので、文章としてもありますけれども、国の基本目標とすれば、地方における安定した雇用を創出するという部分がありましたし、それでその中で矢巾町の総合戦略としても仕事の分野、発展を支える雇用の創出というのがあります。それを考えると、27年度は8割ですけれども、28年度に対しては91%出していると。県内に対しては1.6%、町内に対しても7.2%、本当にこれで地方創生のために、地方に安定した雇用を創出するかという数字にはならないと思いますし、29年度の委託先の数字もこの間いただきましたけれども、業務委託と、それから拠点整備の交付金事業等合わせて8,030万円、交付金が2,830万円、町単費が5,100万円で63%が町単費でやっているという部分の数字があります。これを考

ると、確かに最終的には矢巾町を宣伝して、矢巾町に雇用を生み出すという目的ではあると思いますけれども、大きく何か初めのまちづくりの総合戦略の体系とかには違っているように思うのですけれども、それでちょっとお伺いします。

私もちょっと近隣を調べてみました。紫波町さんと、それから秉石では、この総合戦略に対して協議会と、それから委員会を持っております。矢巾町ではそのような委員会はあるのでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　委員会ということなのですが、どういった委員会のことを目指しているのかちょっと今のご質問だとわかりかねるのですが、けれども、計画を最初に立てる段階では、こちらでも委員会、産学官金労言でしたか、そういった委員に入ってきていただけで審議いただいたという経過はございます。それ以降、評価の意味合いもあって委員会を開くべきだというご意見、以前から他の議員さんからもちょうどいしておりますけれども、我々としてもそう考えておりますが、町長答弁の中にもありましたように、若干中長期的な目で見る必要があるのかなというところもありまして、きょう現在はまだそういった委員会を開いてございませんが、それはいっても何年もやらなくてもいいのかということにはならないものと思っていますので、今年度中には開催したいと思っております。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員）　この地方創生の体系図にありますけれども、有識者会議とか、その他、そういう体系はできているのです。逆に言えば、この資料のとおりで、紫波町さんでは、いろんなこの地方創生をやるために10回ほどやっております。それも町民参加、それから各課の課長さん参加、それから官民という部分で地方創生で何をやろうかという部分で計画の段階で入っているのです。

それで実は、もう紫波町さんのホームページを見ていただければわかるのですけれども、27年度、28年度の総合費用出ております。そういう部分で紫波町さんは逆に言えば、それがいいとは言いません。だけれども、もう既に27年度、28年度の指標も出ておりまし、交付金と、それから町単費の部分も明らかになっております。それで正直に言いまして27年度は0.8%しか町のお金を使っておりません。事業内容が違いますけれども、それでも紫波町さんは、町の単費として28年度は300万円の出資、23%ですから、事業自体も2,300万円ですから小さいという部分でありますけれども、そのくらい慎重にいっているのです。

それで矢巾町の場、29年度だけ見ても5,100万円、もう町単費出しているというのあります。それでちょっとお伺いしますけれども、その指標的な部分を出しているという答弁がありましたけれども、これは私たちのところにはいつ出てくるのでしょうか、27年度、28年度の分。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 紫波町さんで公表しているような指標のことかなと思いま
すが、先般会計検査も受検しましたが、その際にもその指標については出しましたので、
出せる状況には正直なってございます。速やかに公表したいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずこのまち・ひと・しごとの創生総合戦略の計画策定のときは、確かにそういった組織を立ち上げてやったのですが、やはり地方創生の推進に当たっては、進捗度とか、進捗状況の内容とか、また今答弁でもさせていただいたのですが、この事業評価、やはりこういうことはしっかりとやっていかなければならないので、ご指摘をいただいたからということではなく、自主的にそのことについては前向きに検討してまいりたいし、この間も会計検査の受検をして、当町の場合は、特に指摘事項はなかったのですが、ないからといってそれでいいわけではないわけですので、今ご指摘のことについては、しっかりと対応させていただきたいと。

それから、地方創生の推進の中には、いわゆる地域に根ざした考え方、そういったことをどのようにして導入していくかということも大事なわけです。だから、うちの場合は、ちょっといろんな意味で地域資源の掘り起こしとか、またそれをうまく使っての地域の活性化に結びつけることとか、やはり今後そういうこともしっかり捉えていきたいし、それから地方創生の中には、やはりこういうこと、地域課題の解決のために、いわゆる地域運営組織なんかを設立していろんな課題解決をしていくことも地方創生の一つの考え方なわけです。だからより身近な、今後そういうことも視野に入れながら検討してまいりたいということで、いずれこれまでの対応も私らとしては一生懸命取り組みをさせていただいたわけですが、今後そういった地域資源の掘り起こしとか、地域課題の解決のための形にして見える化をぜひ図っていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 町長が言っているのは当然だと思います。であれば、これをやる前の段階で本当は町民、それからいろんな部分の有識者、それからそういう部分で話し合ってつくるべきものだったのが後手後手に回っているというのが正直な話だと思いますけれども、私も議員になりたてでありましたので、ちょっとそういう部分の把握はできませんでしたけれども、今回は29年度の業務委託と、それから矢巾町の町単費についての資料はいただきました。議員各位のタブレットにも入っていると思いますので、私たち27年度の通称パシコン6,800万円の業務委託をしておりますけれども、これについては、町単費が入っていないという説明を再三聞いておりましたし、27年度の町単費の部分と28年度の町単費って本当はどのくらい入っているものなのか。疑っているわけではないですけれども、このとおり29年度このくらい出ているということを考えると、何か疑わざるを得ないです。だから27年度と28年度の、この地方創生に関する町単費という部分の数字がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 詳細な数値までにつきましては、ちょっと今手持ちにございませんので、後刻とさせていただきたいと思いますが、一般論の話をまずさせていただきますが、平成27年度の事業につきましては、100%国から交付金が支給されるということで取り組んだものです。それで、その27年度の事業について、加速化交付金というやつですけれども、それ27年度には執行できないということで、それを28年度に繰り越したというふうな流れがありまして、その28年度のうち繰り越しをしてきた部分については100%だということです。28年度繰り越し、27年から繰り越してきたのではない、28年度の事業については2分の1の補助ということになっておりますので、町単費が2分の1以上入っていることになってございます。以前にもたしか資料は提供させていただきましたが、いずれ改めまして詳細は後刻とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 27年度、やっぱりほかの市町村を見ても、27年度は100%に近い、町単費0.8とか1%ぐらいのところで出しているという状況がありましたけれども、これあめとむちなのです。初めは100%交付金でありますよという部分で、28年度になったら2分

の1ということになると、先ほど資料をいただきました、答弁いただきました6,921万という数字から追いますと、2分の1であれば3,500万円、単純にです。今回の29年度は5,100万円、まず1億円とは言いませんけれども、9,000万円ぐらいの町単費をかけているわけです。27年度の6,800万円とか、そういう100%もらったものだからいいという部分ではなくて、それがどのくらいの効果があったのか。

私たちは、効果があったというより、その中には業務委託の中には、企業を矢巾町に二、三社連れてくるという部分もあったと思います。この前答弁していただいたときも、まだそのまま続いておりますと、いつまでたっても来ないではないですか、これ。であれば、これ詐欺みたいな部分ではなかったのかなと、議会の中でも、議員の中でも、余りにもひどかったなという部分があったのですけれども、その指標が出る前に課長の答弁とすれば、なかなかその価値はあったというようにありましたけれども、その中で今後29年度もありますけれども、30年度についても、このように町単費をどのくらいかけて、どういうことをするという部分の考え方とかとありますか。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　今年度事業に対する町単費のかけ方の考え方ということでございますが、予算審議の段階で今年度の地方創生関係の事業費についてのご説明をさせていただきましたが、そちらの中で交付金対象となるものの2分の1については、当然にやると言っている以上必要なものだというふうに考えております。また、町長答弁の中にもあったとおりなのですけれども、交付金対象事業と一緒にやったほうがいいもの、それから最初から交付金対象事業ではないものも、やはり今後の地方創生なりというふうな観点から必要であるだろうというふうに判断しているものについては計上したところでございますので、当初予算書をよく見ていただくとあれなのですが、地方創生関係の歳出に対して交付金が幾ら入っていて、残りは単費というふうな形にはなってまいりますけれども、いずれ基本的には他の交付金事業と基本的には同様な、交付金対象なるものは交付金を入れて、残りの裏負担という部分を入れ、それからそれ以外に単独として必要なもの、交付金対象にならないものも一緒に事業をするというふうな形の中で、そこには町単費を投入するというふうな考え方です。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） わかりました。今後の指標についても、やはり協議会とか立てて介入するべきではないでしょうか。今まで立ち上げるときに1回会議やりました。27年度始まるときに1回やりました。それ以降誰とも相談していないというのは事実ということでおろしいのですよね。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 会議は、その立ち上げの計画を立てる段階にやっただけですでの、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（廣田光男議員） 廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） やはりそのくらいみんな優秀な課長さんたちいるのですから、そういう部分と、それからやっぱりここの体系図にも書いてあるのです。有識者会議をするという部分もありますし、あと事務局、いろんなアンケートをする、広報によるヒアリングをするという部分で地方創生をやっていくのだと。計画の段階で書いているのですから。それは逆に言えば、どこの、もうこの事業が失敗して矢巾町で9,000万円かけてしましたといったときに、誰にも相談しないで1回目の計画はつくったときに介入はやったけれども、それ以降何もしていないということになると、余りにもずさんではないかなと私は思うのです。私も何で地方創生をやっているのか、議員さんも地方創生って何だかわからない部分というのは、誰もそれの中にいないからです。

そういう部分でこの地方創生はあと1年しかないかもしれませんけれども、やっぱり何が矢巾町のために、町民のためになるか、それを私は1円でも無駄にしたくないから言っているのです。9,000万円のお金をかけて本当にやった事業なのか。それで矢巾町民のためになっているのか私は疑問に思っているから何回も何回も言うのです。結構これって小さい、60万円とかいろんな部分、これは今度は29年度の決算でやりますけれども、本当に私は小学校の壁が直せない、15万円の壁が直せないというような話を聞いているのに、9,000万円もぼんと使う、この考えが私は町民の考え方とそれがズれていると思うので、そういう部分で今後介入をする気があるかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今廣田清実議員のおっしゃるとおり、この進行管理には私にも責任があるわけでございまして、もう今後やはりこのことについては、しっかり私の責任のもとで進行管理、そしてこれから事業の指標に対する考え方、または評価に対する考え方も含めてもう一度精

査をさせていただいて、それからこれはもう今お話をあった何千万円という大きいお金をいわゆる私どもとしては、いろんな事業を導入させていただいて、それで成果が出ないとことになれば、これは大変なことなので、もう一度内容精査の上、そして私どもの内部でこのことについてはしっかりと努めさせていただきますし、それからそういった委員会とかの、また内部にはいわゆる序議とか調整会議とかあるわけでございますので、そういう会議をこれからしっかりと開催をして取り組んでまいります。

そして、ただ今までかけたお金を無駄にしないようにするためにもう一度私どもとすれば検証をさせて、このことをこのままで終わらさせることのないようにしっかりと対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 内部で検討するというのは、今までと同じことなのです。だから、ここに書いているではないですか、有識者会議もするということで、だからやっぱり町民も入れて、そういう部分で100人も入れると言いません。やっぱりみんなで話し合うべきなのです。町長が言ったとおり、今まで内部で検討した結果が、何もわからない状態になっているというのが現実なので、私は町民を含めた協議会みたいな、おくれています、おくれているけれども、そういう検証をしながら、それから地方創生というのはどういうものなのかをやる協議会なり、委員会を立ち上げて話し合いの場を持つ気はあるのかとお聞きしているのです。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

舌足らずの面もあったと思うのですが、内部はもちろんのこと外部の有識者も含めて、これはやらさせていただきますし、それから基本的にこういうことについては、先ほど村松信一議員のご質問にもあった同じ政策推進室の中でフューチャーデザインの手法を用いてワークショップとか、だから地方創生はそういったことができないということはないわけですので、だからそういうことも含めながらしっかりと対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 条件付一般競争入札についてお伺いいたします。

本町では、昨年8月から試行として条件付一般競争入札を実施していますが、本町の事業者に負の影響があると思われるが、町の考えについて問う。

1、条件付一般競争入札の総件数、うち町内事業者の参加数、町内事業者の参加割合と落札割合について問う。

2、条件付一般競争入札の実施について、近隣の自治体の入札方法を含め本町の事業者への影響を考慮する必要があると考えられる。また、本町事業者への就労にも悪影響を及ぼし、人口3万人構想に反するものと思われるが、本町での考えを問います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 条件付一般競争入札についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、昨年8月以降の総件数は11件、うち町内事業者の参加件数は8件、町内事業者の参加割合は72.7%で落札割合は6件で54.5%となっております。

2点目についてですが、一般競争入札は、参加資格を満たす業者が参加できる制度で、本町では入札における公平性、透明性の向上を図り、より一層の競争性を確保する目的で副町長を委員長とする矢巾町営建設工事等競争入札審査委員会において検討し、昨年の8月から試行として設計額が5,000万円以上の建設工事を対象に入札参加資格要件を示す条件付として導入しております。

近隣の自治体では、盛岡市が一般競争入札を原則とし、滝沢市、零石町及び紫波町は、指名競争入札による執行をしており、本町が実施しております条件付一般競争入札とあわせ地元事業者へのどのような影響を及ぼしているのか今後検証し、公平性、透明性が確保できる入札執行に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 午前中にも農業委員会の話もありましたけれども、3万人構想を、3万人にするのだという気持ちがあれば、農業の話も条件を緩和する必要はあると思いますし、何か私は思うのですけれども、3万人にするために矢巾町に雇用を生む、そういう部分で町のほうも応援するのだという考え方であればいいのですけれども、どちらかというと後ろ向きなのです。というのは、私もいろいろ話、商工業者と話をすることがあります

けれども、矢巾町にいる意味がなく、本社がなくても、営業所がなくても矢巾町には入ってこられると。今はいい、沿岸での仕事があるから、なかなか人もいない、回ってこないけれども、仕事がなくなったら矢巾町に営業所を持つことはなくてもいいと。紫波町だったり、雫石だったり、盛岡だって条件付一般入札とは言っていますけれども、盛岡の部分も登録制が甲乙丙とありますし、市内に本社を有するものまたは、甲というものは、本社を有しないが営業所があるもの、それから丙というものは、本社、営業所有しないものという部分で入札になっております。ということで、何か水道事業のほうはある程度盛岡にも入られるらしいのですけれども、それ以外のところはなかなか盛岡に入っていけないと。ということは、盛岡に営業所もしくは本社を持っていかないと、盛岡の仕事は取れない。

ましてやこのとおり、答弁のとおり紫波町、雫石、滝沢では、全く入れないという状況の中で矢巾町も周りの近隣町村がその状態であれば、入られるような、矢巾町も同じように誰でも入れますよの条件であれば、同じ土俵の中に立っていると思うのです。でも、矢巾町の業者はほかのところに行けない。矢巾町の業者は、あとはほかからは矢巾町の仕事には入ってこられる、これが本当に公平性なのかと思うのです。それを考えたときに、悪影響を及ぼすのは、今は入札率とか、その他を見ると、確かに矢巾町の業者が多いです。今後やっぱり仕事がなくなってきたときに、矢巾町の業者が盛岡市に営業所を出す、本社を移す、こういうことがあり得るのではないかと思っていますけれども、それについてのこれから見通しとは、どういうふうに矢巾町では考えているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

町といたしましては、入札の参加条件の部分、ここら辺で議員さんご指摘の営業所、本社、そこら辺の部分の設置条件含めての考え方でございますけれども、基本的に答弁にございましたように、影響の部分については検証をいたします。正直条件付一般競争入札がどのような議員ご指摘の3万人構想に向かっている本町の雇用部分についての、いわゆる逆、バックギアになっているというような形のご指摘でございますので、これは内部検証になりますけれども、これは検証をいたします。

それから、今後の部分の考え方の部分ですけれども、条件の緩和、簡単に言えば緩和という言葉が適當かどうかあれなのですけれども、工事事業、事業内容によっては、例えば議員さんご指摘だと思うのですけれども、業者ランクと申しますか、力量というのは、これは県ランク、県のほうで示されている部分を各市町村恐らく使っている、矢巾も使って

ございます。その部分をもとにしての工事事業内容に見合う発注を現在しておりますので、申しましたとおり、業務内容等によっては、やはり業者のランク、例えばお店でいうと、20人しかお店に入られないのに50人の注文を受け取るか、発注するか、これはまずあり得ないわけです。その部分をしっかりと見きわめた中で発注している部分がございますので、今後検証の中も含めまして、業者の指名と申しますか、一般競争入札での条件、前段申しました営業所、本社、本店部分も含めまして検証をさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） そうしていただければ。ただやっぱり紫波町さんでも矢巾町の業者がそういうランク付の部分で劣っている業者しかいないというような感じで言われるのであれば、ちょっと何か憤慨ですけれども、実質的に紫波町さんとか、零石さんには、矢巾町よりも人口、零石さんは少ないですから、そういう部分で実態として入っていけないのが実態です。入っていけないって、このとおり答弁にも書いてあるとおりですから、実態なのです。やっぱり矢巾町の企業も育てて、そこに雇用を生んで3万人にするのだと、そういう部分、先ほど農業の要件も緩和して、とにかく3万人にするのだと必死になってやらないと3万人にななりません。私たちは3万人と目標を掲げていますけれども、実質的にやっていることは、3万人にしたくないような感じでやっているようにしか思えないのです。

それで矢巾のというか、地元だけ業者とは言いませんけれども、できるだけ周りの町村ともあわせて矢巾町の業者も入られるような状態になったのであれば緩和すべきだと思うのですけれども、試行期間ですからこれからですけれども、その部分を踏まえて考えていただけないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご提言、ご指摘、そのとおりだと思います。前段申しましたとおり検証させていただきながら、これは議員おっしゃるとおり雇用創出、就労関係、ここら辺含めて検証させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 住居表示に係る町民負担についてということでお伺いいたします。

昨年度矢幅駅西地区では、区画整理の事業により地割、地番が変更になり、住所変更に伴う登記費用、その他の負担は町民個人の負担となっています。矢幅駅前区画についても区画整理事業が完了し、本換地を実施する見込みである。また、本町では、今後駅前地区でも住居表示を実施していくと伺っている。区画整理事業完了により本換地と住居表示を同時に実施しなかった場合、住所変更に係る費用負担について二重負担が生じることになる。矢幅駅前地区における本換地と住居表示の実施時期について、また同時期としない場合の費用の町民負担についての町の考え方を問う。

これは、もうはっきり言って初めて出したときに、その次の日に答弁をいただいたようなものでございますけれども、まずお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 住居表示に係る町民負担についてのご質問にお答えいたします。

現在岩手医科大学周辺を対象として住居表示を実施するための準備作業を進めており、矢幅駅前地区では、平成31年6月を目標に土地区画整理事業の完了に伴う換地処分を実施するところで準備を進めております。住居表示や換地処分に伴う住所変更は、大きな町民負担になると認識しておりますので、矢幅駅前地区につきましては、換地処分と住居表示を同時に実施し、住所変更が一度で済むように取り組んでまいります。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） これはちょっと私も思い出深くて、一番最初にこの住居表示について問うたのですけれども、そのときは区画整理と住居表示は違うものだと、なのでできないと西地区では言われましたけれども、今考えてみると、私も法務局に行って自分でやりましたけれども、自分の部分。そこで言われたのは矢巾町だけですよねと、区画整理して住居表示しないのはと言われたのが、それでああ私騙されたなと思ったのですけれども、今回は医大のほうの絡みで駅前地区だけはすると。格好つけたわけではないのでしょうかけれども、やはりいろんな事業をするときに、矢巾町民にどんな負担がかかるかという部分

を前提に考えて行うべきだと思うのです。3年前、私本当に一番初めの質問をしたときに、この住居表示やりました。そのときには、私は無知だという部分もありますけれども、もっと勉強するべきでしたけれども、区画整理と住居表示は違うもので一緒にできませんという話をされて、ああそうですかという話で引き下がったわけなのですけれども、今回このことがあって、やはりこれからいろんな部分があると思うのですけれども、住居表示もあると思うのですけれども、町民のためのものを考えないと、私西地区です。そうすると、もう一回やらなければならぬです、このとおりですから。ですから、一つのことをやるときに、やっぱり町民の負担はどれくらいかかるのだと、町民目線でやっていただけないかということなのですけれども、これは町長にお願いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

今ご指摘のとおり、ここが職員のやはり常日ごろ、私も言っているのですが、町民目線で仕事をしているかどうかと。それから、やはり勉強しているかと。いろんな自分、だから横断的な対応をしなければこういうことが起きるわけです。だから私もことしはまちづくり改革元年と位置づけをさせていただいているのは、要は横断的なプロジェクトを立ち上げて、みんなが一つの方向に向かって仕事をすると、そういうことをやることによって今みたいな課題も解決できるわけです。

だから、今後こういうところにもしっかりと職員研修等を踏まえて対応してまいりたいと、こう考えておりますし、また今ご指摘あったことは、当然今後の私どもの町政運営にしつかり、いわゆる体制整備をして取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは、以上をもちまして廣田清実議員の質問を終わります。

次に、4番、高橋安子議員。

1問目の質問を許します。

（4番　高橋安子議員　登壇）

○4番（高橋安子議員）　議席番号4番、町民の会、高橋安子でございます。

1つ目の質問に入らせていただきます。地域における高齢化対策について質問させていただきます。

昨年12月に質問した際、本町高齢者のひとり暮らし世帯数は613世帯、高齢者のみの世帯数は717世帯あり、うち見守りが必要な75歳以上の高齢者数は133名、高齢者の見守りについては、地域社会とのかかわりの薄い高齢者を中心に年1回、保健師等の訪問により健康状態の把握に努めているとの回答をいただきました。しかし、今後2025年問題を含め、ますます少子高齢化により高齢者世帯の加速が予想されることから、今後の対策についてお伺いいたします。

1点目は、自治公民館等で介護予防活動支援事業を実施している地域はどのぐらいありますか。

2点目、高齢者見守り事業について、行政区において担当者を決めて取り組んでいる地域はどれくらいかお聞きします。

3点目、本町での介護施設の待機者数は何人かお伺いします。

4点目、本町の介護施設において、介護人材の確保ができず閉鎖に追い込まれるような状況の施設がないかお伺いします。

5点目、昨年9月の新聞に、厚労省は来年度から主に中高年の未経験者を対象に短時間で介護の知識や技能を学べる入門研修を導入する方針を示しましたが、実施するかどうかは、各都道府県が決めるとのことでありました。本県では取り組みの予定があるかお聞きします。

最後6点目、今後各行政区において、自治公民館等を活用し、各地域住民等による見守りや介護の取り組みの考えがあるかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、高橋安子議員の地域における高齢化対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、シルバーリハビリ体操通いの場、体操クラブを4カ所、5行政区を対象に実施しているほか、社会福祉協議会に委託してこびりっこサロンを12地区で実施しております。

2点目についてですが、各地区の民生児童委員を中心とした見守り活動のほか、老人クラブ単位で結成する日常生活たすけあい隊10組織による見守り活動を実施しております。

3点目についてですが、介護老人福祉施設67名、介護老人保健施設4名の計71名の入所待機者となっております。

4点目についてですが、町内において介護人材の確保が困難であるとの理由により事業を廃止した施設は、これまでのところ該当がない状況であります。

5点目についてですが、岩手県では本年度において民間委託して介護に関する入門的研修を実施することとしております。

6点目についてですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、日常生活助け合い等の地域におけるボランティア資源を活用しつつ、在宅要支援高齢者に対する見守り体制を整備し、加えて介護予防に有効であるシルバーリハビリ体操通いの場、体操クラブを中心とした介護予防活動の普及啓発に取り組んでまいります。

さらに、各コミュニティ組織とともに連携の上、身近な地区公民館を活用したこびりっこサロンの拡充や趣味、創作活動など、地域の高齢者を支える地域包括ケアシステムを構築してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ただいまの答弁に老人クラブによる日常生活たすけあい隊というのが10組織で見守り活動の実施とのことですが、どのような活動をされているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

老人クラブで組織するたすけあい隊につきましては、日常生活上の軽度なお世話、例えば掃除であるとか、おつかいであるとか、他のサービスと重複するところもございますけれども、除雪であるとか、そういったなかなか一人だけでは対応できない部分で元気な高齢者で支え合うような形をとっておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 現在は老人クラブで組織しているわけですよね、その老人クラブの会員減少というのが地域ですごく呼ばれております。何か新しい方が入ってこないとか、それから老人クラブ自体がなくなっているところもあるやに聞いております。高齢化が進んでおりますけれども、この次の対策はどのように考えているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

老人クラブの加入率につきましては、全国的に減少傾向があるわけで、本町においてもその例外に漏れないところでございますけれども、やはり高齢者の方々の老後のライフスタイルの多様化という、そういった社会的、経済的な状況もあろうかと思いますけれども、やはり魅力ある活動を受け入れとして考えていかなければならぬということで、例年老人クラブの連合会の総会等でも議題となるわけでございますが、事務局は社会福祉協議会で扱っておるわけでございますけれども、やはり時代のニーズに合わせながら、そういう自分の元気なパワーを社会貢献、地域貢献につなげることも重要でありますし、なおかつさまざまな多様化するニーズにものつとった活動内容をふやしながら、いずれ加入率も上がり、地域でそういう支え合う仕組みも構築されるような望ましい形を目指して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 魅力ある活動ということで本当にそのとおりだと思うのですけれども、老人クラブさんの活動につきましては、有償ボランティアでしょうか、それとも無償ボランティアになるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

無償ボランティアという形で運営しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 無償ボランティアということなのですけれども、これから時代背景を考えると、老人クラブというのは自分たちで会費を出してクラブ活動をしているわけです。せめてそういう自分たちで会費を出さなくても済むくらいの有償ボランティアみたいな形をとる予定は今後ないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

有償ボランティアにつきましては、現在認知症サポーター養成講座受講者から実際の地域活動に結びついているオレンジボランティアさんがあるわけでございますが、オレンジボランティアにおいて住民主体型の訪問活動事業ということでヘルパーの家事援助的なサービスを昨年10月から実施しておるわけでございますが、オレンジボランティアでは有償ボランティアということで行っておりますので、そういった全体的なそういうサービスなり、地域資源の活用状況を総合的に踏まえながら今後検証しながら考えていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 質問の趣旨は、老人クラブにお金を出すかと言っている。

村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 老人クラブの活動に対しましては、県の補助事業もあります、町のほうからも連合会に対する補助、そして単位クラブに対する補助も出させてはいただいておりますけれども、そのボランティア活動に対する補助については、町のボランティア活動の全体的な進め方の中で総合的に検討してまいりたいと思いますし、そのためには、まずはオレンジボランティアの活動状況もまずスタートしたところでございますので、そういったところをいいところを取り入れていければというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） そうですね、ボランティアというのはすごく多いのですけれども、今からは無償ボランティアというと、なかなか人が集まりにくい時代になってくると思うのです。それで少しでも、例えばおやつ代ぐらいとか、夕食のおかず代ぐらいになるようなボランティアであれば、これから若い人たちもつなげていけるのではないかなと思いますので、その辺のところも今後検討していただきたいと思います。

その次の質問に入らせていただきますが、介護施設のことでお伺いいたします。現在町民全体での介護施設への入所者数は何人ぐらいになっているでしょうか。

それから、もう一点です。介護施設への入所希望待機者が71名とのことですですが、重複して申し込みをしている人も多いと思うのですが、実数はどのぐらいなのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

町内の介護施設、入所型ということですので、特別養護老人ホームが中心かと思いますけれども、入所状況につきましては、地域密着型の介護老人福祉施設悠和荘につきましては、地域密着型ですので、21名全員矢巾町の方だというふうに思われますし、あとは志波荘については97床ですが、おおむね6割ほどの入所状況となってございます。

なお、町全体といたしますと、盛岡の施設に入っている方もいらっしゃいますけれども、介護給付の施設介護サービスの給付費という状況では捉えてございますけれども、今実際何人入所しているかというような実数については持ち合わせておらないところでございます。それについては、後刻とさせていただきたいと思いますし、待機者の実数につきましては、年に1回県の調査がございまして、それによりますと、平成29年度当初において67名が実数でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）　今67名ということは、結構多い人数だなと思ってお聞きしました。これからどんどんふえていくのではないかなど、私たちの周りでも結構そういう介護施設に入所する方が多くなっております。それと前の質問ともちょっと関係するのですけれども、団塊の世代が75歳以上になる2025年ごろになると、施設が間に合わず人材不足がますます深刻になるのではないかと思います。ボランティアを見直す必要もあるのではないかなどって質問させていただきます。

人間が幸せと感じる4つの条件というのは、1つは、人に愛されること、もう一つが人に褒められること、人の役に立つこと、人に必要とされること、この4つの条件が幸せの条件なのだそうです。このうちの2、3、4、働くことによって得られることだと思います。誰でも褒められたり、人に必要とされると、ついつい ureしくなります。それは皆さんも同じだと思います。この地区公民館、せっかくある地域の公民館を活用して元気な高齢者の力を借りて活動することを考えてもよいのではないかなどと思っておりますが、それについて今お考え等ございますでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まずこのことについては、やはり自治公民館の利活用、これはもうやらなければならな

いのです。ということは、もう今今年度の今回の介護保険の保険料の見直しで岩手県では西和賀、田野畠、そして矢巾町なのです。ただ西和賀と田野畠は、もう高齢化率が高くて、その中で矢巾町では基準額では1人6,500円ということで、だからこそ私はやはり地域のランドマークというか、象徴的な自治公民館、これを最大限に活用していかなければならぬと。

もうそこで今健康長寿課長なんかによく言っているのですが、地域包括ケアシステム、うちではケアセンターにお願いしているのですが、お願いではなく、それを41の自治会、そして自治公民館にお願いをしてやらなければ、今後医療と介護の連携、よく言われているのですが、これを今やらなければ、もう大変なことになります。2025年問題だと、まだもう五、六年まだあるぞと、そうではない、すぐ来るのは。だからこそ私は、今自治公民館をまず使って、そこを居場所にして、みんなが集まって、シルバーリハビリ、どうも横文字を使うからあれだ、まずそこで体を動かして介護予防をするとか、私みたいに口を動かすと、そのことによって交流、コミュニケーション、今ものを言わなくなると痴呆、認知症に、コミュニケーションがあるから一日テレビとにらめっこしたら、誰だってなるのです。そういったこととか、それから支え合うことです、地元の公民館で。そこには子どもたちもいれば、高齢者もおれば、障がい者の方も、そうでない人もいると。もう全世帯がそこに、だからこれは健康長寿課だけではできない、社会教育課、教育委員会も一緒になってやらなければならぬです。

だから今私は、地域包括ケアセンターは、もうそこを中心にして、そして41の地域の組織をつくって、今こそここを立ち上げなければだめだと。もうそうでなければ、今6,500円でも簡単に言うのですが、皆さん、これから年金がふえることはないのです。もう先細りになるのです、だからこそそれが一つ。

あともう一つは、この25年問題に合わせて基金の創設、これを社会福祉協議会が中心になって考えていくか、町が中心になって考えていくか。これは、皆さんとも議会ともよく相談しながらやっていきたいなど。もうこのことについては、一般の町民の皆さんからも、高橋よと、公民館をもっと利活用したらいいのではないかと。あそこで今いろんなことを考えてみたらどうだと。その中で私あれしたのは、きょうも午前中で答弁の中でお話しした人生100年時代の構想会議、そこで言われているのは、どうもここも横文字が出てくるのですが、ディカレント教育と、いわゆる生涯教育です。学び直しができる生涯教育。私らであれば生涯学習です。それから、全世帯型の、いわゆる社会保障、これはお年寄りさん

だけではなく、もう今子どもの貧困からいろいろあるわけです。そういう全世帯型の社会保障、こういうものをやはり考えていかなければならない。そして、あとは生涯学習、生涯スポーツ、そして文化、芸術活動、この核になるのが自治公民館なのです。その上におるのが町の公民館だったり田園ホールなのです。そういう草の根を広げていくことがこれから私どもに求められているということで高橋安子議員にはいい質問をしていただきました。

そのことで私もこれを今後目玉にして取り組んでいきたいなということで、きょうは何かフューチャーデザインの話ばかりしてあれなのですが、将来もう本当に遠くない将来、これが現実になるわけで、だから今介護保険係とかと言っているのですが、そんなもう認知症支援係とか、もう組織の中身も変えていかなければならない、そういう時代がもう間もなくやってくるのです。だからこそ今お話をあったことについては、横断的な対応をやっていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　先ほど後刻とさせていただいた介護老人福祉施設の入所人数について、平成29年度はまだ決算の精査中でございますけれども、28年度、27年度においての月当たりの人数がわかりますので、それをもってご報告とさせていただきたいと思います。

特別養護老人ホームの入所者につきましては、平成28年度は92.4人という月平均、そういう人数になっております。28年度は90.75人となってございます。

続きまして、老人保健施設でございます。28年度が月117.7人、27年度が118.3人という状況でございます。したがいまして、特養については、約90人強の方が入所されていますし、老人保健施設については、まず120弱の矢巾町の方々がご利用になっているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　よろしくございますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）　今町長からすばらしい答弁をいただきました。ぜひそういうふうになってほしいと思いますし、そうならなければ、まだ6年、7年あるではなくて、もう6年、7年しかないというところまで来ていると思います。それにつきまして、各公民館でそういう例ええば高齢者が集まって趣味の会を開くとか、見守りをすることだと、

全く資格がないと、ちょっと不安もあると思うのです。それで県では業者に頼んでということなのですけれども、矢巾町本町としての簡単な見守りの講習会みたいなものを各行政区から1人、2人、何人かずつ出でもらって講習会をやられるというような計画は持っていらっしゃらないでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 先ほどから公民館がいっぱい出てきていますね。何だか通告とはちょっと違いますので、和田教育長、公民館活動についてなそうですが、何か所見ござりますか。

○教育長（和田 修君） 公民館活動ということで、これは先ほどから高橋安子議員がおっしゃっているとおり、地域の中での核になるところでございます。それを高齢者の方々を活用して公民館活動を活発にしてはというご提言だと思っております。それについては、公民館の社教のほうとも含めて協議しておりますので、何とかアイデアを出し合いながら頑張ってまいりたいと思います。ということで答弁させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

介護に係る研修会の開催を町独自でというご質問でございますけれども、県の主催は確かに今年度新規にあるわけでございますが、町が直接という形ではないのですけれども、地域包括支援センターと連携いたしまして、7月の第1、第2、第3の水曜日、一日構成になりますが、10時から15時までさわやかハウスでオレンジボランティアの新たな会員を募集しつつ、そういう介護なり認知症もひっくるめてなわけですけれども、理解を深めていただくような講習会を3日間コースで予定しておるところでございますので、今後ともやはり社会福祉協議会もあるわけでございますし、そういう関係機関と連携しながらそういう機会を少しでも多く設けてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとります。

再開を2時15分とします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど廣田清実議員に対する答弁を保留しておりましたことについて藤原企画財政課長

から報告をします。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 後刻とさせていただきました点につきましてお話をさせていただきます。

都合3つの事業に分かれておりまして、27年度事業として実際に27年度に実施した地方創生先行型と呼ばれる交付金につきましては、総事業費3,775万7,000円余、内町単費は3万2,000円余でございまして、0.08%です。続きまして、27年度事業で28年度に実際には繰り越して実施した事業の分につきましては、総事業費6,798万5,000円余、町単費はゼロでございます。それから、28年度事業として28年度に実際に実施しました事業につきましては、総事業費1,980万7,000円余、町単費は、これは2分の1で990万3,000円余ということです。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 後刻の部分の報告でございますので、取り扱いについてはまた協議します。

それでは次に、高橋安子議員の2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 2問目は、児童虐待と子どもの貧困対策について質問させていただきます。

ここ数年児童虐待のニュースが後を絶たない状況です。5月だけでも1歳児に泣かなかつたからと食事を与えず死亡させた両親が逮捕されました。同じく中学2年の男児に食事を与えず衰弱させた親が逮捕されております。さらに、6月に入り、花巻市で10歳の娘の首を絞めけがを負わせた母親が逮捕されました。北上市では25歳の父親が4月、1歳9ヶ月の長男に十分な食事を与えず死亡させた疑いで逮捕されました。昨年全国では虐待疑いが6万人を突破しました。岩手県内では、昨年虐待で児童相談所通告された件数は657件と27年の2.8倍となっております。虐待に対する社会的関心が高まったことで通報がふえたことも一因であると思いますが、その内容は、14%が身体的虐待、12%が育児放棄等のネグレクト、そして73%が心理的虐待ということです。子どもの前で配偶者に暴力を振るう面前ドメスティックバイオレンスなどが心理的虐待に当たるということです。また、虐待とは違いますが、ここ数年ひとり親家庭や子どもの貧困が問題視されており、その対応として本町でも子ども食堂ここかむ食堂が昨年2月にオープンし、1年以上が経過いたしまし

た。そのことから以下お伺いいたします。

1点目は、本町で児童虐待通告をした件数、原因について伺います。

2点目、児童虐待の把握と対応はどのようにしているのかお伺いいたします。

3点目、児童虐待と貧困の関係があるかお伺いいたします。

4点目、本町では準要保護就学援助を受けている児童・生徒が増加傾向にありますが、長期休業期間中だけでも町が補助して現在ある食堂等に呼びかけ、子ども食堂を実施する計画がないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　児童虐待と子どもの貧困対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成29年度に児童虐待通告として本町が受理した児童は11人、岩手県児童相談所が受理した児童は16人であり、両方の機関で受理している児童が3人おりますので、実数は24人となっております。主たる原因については、父親が家庭内で母親へ暴力を振るい、児童がその状況を見ている心理的虐待、いわゆる面前ドメスティックバイオレンスが14人となっております。次に多いのは、保護者から十分な世話を受けていないネグレクトが6人で実父や養父から児童への暴力等が4人という状況であります。

2点目についてですが、虐待の把握については、本町では母親からの通告が多く、次に学校または保育園等からの通告により把握をしております。児童相談所では、警察や病院等からの通告を受けて把握している状況にあります。

次に、対応については、通告を受理した場合は、速やかに関係課による検討会議を開催し、支援方法と役割分担を決めて児童相談所と連携しながら児童の安全確認と被害の防止に努めています。

3点目についてですが、児童虐待と貧困の関係については、貧困は生活全般に不安を与える、気持ち的にもよく鬱をもたらしやすく、子育てにおいても子どもの成長等に影響を与える重要な課題と捉えております。そのため本町において生活困窮の相談を強化するため、平成28年度から国の生活困窮施策の補助事業を導入して、専門相談員を配置し、関係機関と連携した相談対応を行っており、相談件数は平成28年度が6件で、そのうち18歳以下の児童が含まれるケースは2件がありました。平成29年度においては69件で、そのうち児童が含まれるケースは23件であり、その中には児童虐待の相談内容が含まれる場合もあり、被害拡大防止に努めた相談支援に取り組んでおります。

4点目についてですが、現時点では既存の飲食店を活用した子ども食堂の実施の具体的

な検討には至っておりませんが、子ども食堂は、子どもの居場所としても重要であると捉えておりますので、本町といたしましても、運営に携わる方々に意見をお聞きしながら安全、安心の環境の中で長期的に運営できるあり方や体制づくりについて検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 児童虐待についてなのですけれども、きのう、きょうのニュースでは、東京都目黒区のほうで5歳の女児が養父に暴力を振るわれ、勉強をしろというような話で4時ごろから起きて勉強していたというニュースがテレビをにぎわしております。その中で、その子どもが書いた文章に遊んでばかりいてごめんなさいというところがあるのです。あほみみたいに遊んでばかりいた、ごめんなさい。という一文字がありました。5歳の子どもにとって遊ぶのが一番の仕事ではなかったのかなと、すごくテレビを見ながら涙を流しながら見たところでございます。それと同時に、本県にもこういう虐待のニュースがきのう、きょうの新聞に載っております。北上市で25歳になる父親が4月に1歳9ヶ月の長男に十分な食事を与えず死亡させた疑いで逮捕されました。2月に保育所から市役所に情報提供があったにもかかわらず助けることができませんでした。家庭訪問をしても父親が不在、連絡がつかなかつたとのこと。母親は神奈川でしたか、関東か関西のほうで働いているということでなかなか会うことはできなかつたとのことです。

もし、本町においてそのような事案があった場合、どのような措置をしているのか、連絡がつかないといった場合の対処の仕方、決して本町でもないことではないと思いますので、その辺のところを詳しく教えていただければと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

虐待の相談を受けた場合に、その状況が危険がどれくらい迫っているかということをまずは判断するためにいろいろとアセスメントというか評価をいたします。それで緊急が迫っている場合には、できるだけ情報を集めて、そして48時間以内に本人、子どもと会う、子どもの安否を確認するような対応が必要となっております。ただ子どもと会えない、そしてまた今回も県内の事案につきましても、保護者に会えないということがありましたので、関係機関と町内及び重要、危険が迫っているということであれば、児童相談所に通告、

町から通告、相談しますので、危険が迫っているかどうかという判断がとても重要になってくると思います。そしてまた、県外にいるとか、会えないというときには、町が手を尽くして会えないというときには、町外でも会えないことがありますので、警察とか児童相談所の力を借りなければなりませんので、そのような専門機関に、より専門機関に相談して対応していくというような状況になっていきますということをお答えとします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）例えば児童相談所だと一緒に児相のほうに通告して児童相談所のほうに子どもが入所するというふうになった場合、ただ親がもし自分で引き取ると、これからはしませんというような誓約書みたいなものを書くと、すぐに戻すというような話も聞いているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）お答えいたします。

家庭引き取りになるかどうかというところは、やはり大変判断が求められます。特にも年度の変わり目のときに家庭で引き取る、そして引き取って保育園に通わせるとか、学校に通わせたいとかということがあります、そこは十分に段階を踏んで外出、外泊というように順番を踏んで対応をして判断していきます。その中で家庭での状況はどうだったかということが求められますので、すぐに引き取りますということではないということを矢巾町でもそのように十分話し合って家庭引き取りとしています。そしてまた、引き取った場合におきましても、かなり頻度の高い見守りとなっていきますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）子ども、1歳、2歳足らずとか、5歳というと、食べるといつても、やっぱり両親に食べさせてもらわないと、一人で食べるということは絶対できないことだと思いますので、今後も、何か事案があったから対策をとるのではなくて、前もって各保育園とか小学校のほうとも連携を持ちながら対策を立てていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、子ども食堂のほうについて質問させていただきます。子どもが中心にいる居場所づくりを目的に子どもの居場所ネットワークいわてが設立されました。本町のここかむ食堂

代表の高野会長が共同代表になっております。2012年に東京で開始された子ども食堂は、全国に2,200カ所以上にふえ、岩手県では13市町村、19カ所の子ども食堂があり、大事な役割を担っており、今後もふえることが予想されます。

ここかむ食堂の食材は、少しの食事代と母子、寡婦福祉協会会員の会費及び会員の食材持ち寄り、一般からの寄附などで賄われております。また、居場所づくりとして遊びや学習支援ボランティアも行っております。しかし、この事業を長く継続させるために県は今年度子どもの生活実態調査をし、個別の支援につなげる考えとのことでございます。このここかむ食堂、子ども食堂が、例えば先ほどの虐待の子どもの居場所づくりになることもあると思いますが、先ほど町長の答弁では、これから食堂等を利用した子ども食堂を長期的に運営できるあり方や体制づくりについて検討してまいりますというお答えをいただきましたけれども、もしできれば、食堂だけではなくて、地域の女性たちの協力もいただきながらせめて1カ月に1回、1カ所だけ、今さわやかハウスさんのはうでやっていますけれども、各3地区の煙山、徳田、不動あたりで何カ所かで交互にできるようなシステムをつくっていただければなと思うのですけれども、その辺のところのお考えはありますでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

子どもの貧困を支援するためには、教育の支援と生活の支援と保護者の方の就労支援、そしてまた経済的なもの、何よりも子どもたちの安心した居場所が大事だと思いますが、正直今まで個別の支援はしてきました。それこそ少しでもというふうに、今の生活より少しでも前に向けられるようにというふうな個別の支援を大事にしてきたところですが、正直矢巾庁舎内においても、この貧困対策については、なかなかそれぞれの部署で対応していても、それをつなげることをしてこなかったなというか、不足していたなということを認識しまして、子どもたちについてこれからもう少しやはり、何ができるかということを庁舎内でも連携をとって協議、検討していかなければなというところを認識しておりますので、今議員から提案いただきました地域にもう少しふやしていくやり方につきましてニーズ、そしてまた運営方法についても検討しながらいきたいなというところをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今、きょう先ほど自治公民館のお

話をしたのですが、この地域包括ケアシステムというのは、高齢者だけではなく、子育て支援もそうなのです。だから私は、できる限り地元の自治公民館を最大限に活用して、それで子どもたちの、お年寄りさんたちの、早く言えばお年寄りさんたちは、夕御飯を食べて、そしてあと家にもう帰って寝るだけだというぐらいのやっぱり体制を整備していくなければならない。だから、小間切れに対策をするのではなく、いずれこれから長生きすると、お金が今の年金先細りですし、あとはもう限られたお金の中でのやりくりというのは、なかなか大変になってくると思うのです。だからこそそういった地域包括ケア、これは高齢者だけでなく、子どもたちの子育て支援にもそういった包括ケアをやっていきたいということで総合的に地域包括ケアシステムと。

今健康長寿課長が中心になってきずなの子育てプロジェクトを立ち上げているのですが、遅々として進まないのは何かということをもうちょっと原点に立ち返って、できることからまず始めると。計画が立派であっても、実行できなければだめなのです。だからあとはいかにして皆さんを巻き込んでいくかと、そこなのです。だからそういうところをしっかりと対応していきたいし、それからもう虐待、私も今いろいろ矢巾町でも、きょうは余り事例をお話しするとあれなのですけれども、もう涙の出るようなことがあるのです。例えば新しいお父さんが来て、そして自分が邪魔物にされて、そしてお父さんのお母さん、いわゆるおばあさんに4歳のときに分かれて、そこに沿岸の被災地なのですが、そこに家出をして行ったという矢巾町でも人ごとではないのです。だから私は、人ごと我がごと、これからそれを地域のこと、コミュニティとしてやっぱり取り組んでいかなければならないということで子ども食堂のことも含めてこれから検証しながら前向きに取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 町長がおっしゃるとおりなのです。高齢者も必要とされることというのがすごい喜びなのだそうですので、一度うちの地域で高齢者と子どもたちを呼んで御飯を一緒につくって食べさせたことがあります。すごい参加者が多かったのです。ぜひそういう活動をこれから取り入れていただきたいなと思っております。

もう一つ最後に、貧困についてのことで質問をさせていただきます。実は平成29年度の小学校卒業式において、私が出席させていただいた小学校のことでお話しさせていただきますけれども、女子児童の七、八割が和装であり、卒業生担任の男性教師も和服でした。

学校によっては和服を控えるように指導したところもあると聞いております。子どもの貧困が問題になっている昨今、準備するのに大変な思いをした保護者も多いのではないかと心配しております。このことについて、保護者等からクレームがなかったかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田修君）　お答えをいたします。

この件についてのクレームというふうなことは届いておりませんけれども、逆に私も出席をし、それぞれの小学校の実態は把握しております。ちょっと私の個人的な感情ですけれども、行き過ぎた状況ではないかなと思いますし、盛岡市の事案としても、そういうふうな小学校があり、それが続くのではないかということで事前に学年のはうで通知をし、保護者のはうにそういうふうな華美な服装ではなく、中学校の制服で小学校の卒業式を迎えてくださいというふうな通知を出した小学校もあったと聞いております。いずれこれについては、対応を考えていかなければいけないと、そう思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）　3問目の質問に入らせていただきます。

通学路の安全についてお伺いいたします。あってはならない痛ましい事件が新潟県で発生しました。本町では、子ども110番の家やスクールガードによる通学路の見守り活動が全国に先駆けて実施され、効果を得ております。しかし、最近は、スクールガードボランティアの高齢化やなり手不足で苦労している地域も多いと聞きます。そのことから以下お伺いいたします。

1点目は、本町において声かけ事案の発生があるかどうかお伺いします。

2点目は、現在本町に110番の家は何件あるかお伺いいたします。

3点目、以前運送会社等の110番シールを張る協力事業者がありましたが、現在はどのようにになっているかお伺いいたします。

4点目、スクールガードボランティアの平成29年度の登録人数は143名とのことでございましたが、4月以降の人数はどのぐらいだったでしょうか。また、地域の偏りがないかど

うかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　通学路の安全についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成29年度には6件、今年度は5月末現在で1件発生しております。

2点目についてですが、現在子ども・女性110番の家として155件の登録がされております。

3点目についてですが、郵便局では110番シールを張った見守り活動は行っておりませんが、公益社団法人岩手県トラック協会では、平成19年からトラック子ども110番運動として、緑ナンバーのトラック車両にステッカーを張り、運送業務中に登下校中の児童・生徒の安全を見守る取り組みを実施しており、現在もその活動は継続されております。

4点目についてですが、平成30年度のスクールガードボランティアの登録者数は、5月1日現在で152名となっており、徳田小学校区41名、煙山小学校区55名、不動小学校区17名、矢巾東小学校区では39名となっております。行政区別では、最小の1名から最多の16名と幅があり、地域による偏りが見られる状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）　平成29年度には6件、今年度は5月末現在で1件声かけ事案が発生しているということなのですけれども、これについて事件性とかはなかったのでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　お答えいたします。

これに関しまして警察に聞きましたところ、あと現場を確認しましたところ、事件性はなくて、声をかけていたずらをしようとしたのですけれども、未遂に終わって、そのまま事なきを得たという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えします。

事件性につながるかもしれない大変な事態もあったということでございます。それは1

件のみでございまして、そのほかについては事件性はなかったと。ただそういうことがありましたので、これについては、警察のほうに通報し、警察のほうでもある程度その人物が特定されるということで今そのことで警戒をしているところだということでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） スマートインターができたこともありまして、もしそういう人たちがちょっとそういう気持ちを持っている人が遠くから車で来て、そういう声かけ事件を起こして、すぐに高速道路を逃げるという事案も以前には聞いたことがあります。それでぜひこういう事件起ころってからでは遅いと思いますので、子どもたちにも、それから保護者の方にもいま一度啓発してもらうようにお願いしたいと思います。

それから、子ども・女性110番の家として155件登録されているということだったのですが、今110番の家というのは、有事の際に子どもが逃げ込む場所だけでなく、看板を多く掲示することで抑止力にもつながると思います。この110番の家とか1998年4月に葛巻町で小学校2年生の7歳の女児が男に殺されて山林に遺棄されるという事件があって、その後110番の家とかスクールガードができたように記憶しております。本当に最初できたときにはすごく目立ったのです。ただ110番の家というのは、この110番と子ども・女性110番の家というのはコンビニが中心でしょうか、それとも一般家庭にもこういう110番の家、今もあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

155件のうちほとんど8割方は一般家庭となっております。そのほかがまずお店とかになっているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 何か地方のほうに行くと、余り110番の家というのが目立たないような気がしております。最初できたときには、家の前に看板を立てたり、それから見やすいところに立っていたのです。それがちょっと見えなくなったなと思って質問させていただいたのですけれども、この看板というのは何年かに1回新しくしておりますか。それと

も、そのまま使っているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　お答えいたします。

昨年度新しいものにかえまして、各家庭にぴかぴかの本当に新しい目立つやつを配つてあるきましたので、大分目立つと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）　それでは、私が見逃して歩いていたのだと思いますので、もう一度よく見てみたいと思います。110番の家、中心部のほうにはあっても、すぐ逃げられる家というのはいっぱいあると思うのです。でも、地方のほう、例えば私たちの家のほう、インター近くのほうだと民家がばらばらですので、なかなか目立たないのが現状ではないかなと思っていますので、今後またそういうつくる場合には、ぜひ目立つところに張っていただければなと思います。

それから、スクールガードボランティアの登録人数、5月1日現在で152名ということです。各学校によってそれぞれ違うようなのですけれども、このスクールガードボランティアというのは、ボランティアさんはどういうふうにして募集されるのでしょうか。各学校でやり方は違うのかもしれませんけれども、教えていただければと思います。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　お答えします。

各学校とも募集の仕方は一緒でございまして、春先に保護者への通知と、それから行政区長への依頼ということで募っているところでございます。

ちなみに平成28年度から見ますと、28年が134名、29年が143名、そして30年が152と、少しづつふえてきているような状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員）　最後の質問です。少しづつふえてきているということですごくいいことだなと思いますし、それこそ先ほどから介護の問題にも高齢者に見守ってもらったり、それから食事をつくってもらったりということもこれから考えていっていただければ

なと思いますので、例えば老人クラブが全員で話を、外で話をするとか、そういうことも考えていただければいいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、少子高齢化の時代に子どもを守る対策として全体的に何かお考えのものがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えします。

まず何点かございましたので、ちょっと私のほうから補足も含めてさせていただきます。110番の家についてですけれども、看板ということでしたけれども、他地区ではのぼりを立てたりとか、より目立つような形を取り組んでいるところもございます。ということで高橋安子議員がおっしゃるとおり目立つ方法ということで、そういったことがのぼりが多ければ多いほどここはそういう家が多いのだなと、そういうふうな不審者に知らしめるということも大事なことではないかということもありますし、逆に今度は余りにも目立ち過ぎるということでお家のほうから拒否される場合もありますので、これは慎重にやっていかなければいけないと思います。

あとはスクールガードについても、少しずつ人はふえてきておりますけれども、いろんな方法をとっていかなければいけないと。その一つが、今認知症対策で犬を飼っている方、散歩のときに、そういった衣裳を着て、認知症対策でのわんわんパトロールというのがあるそうですけれども、そういった方にスクールガードのベストを着ていただいて、朝とか夕方お散歩するわけですから、そのときにはちょうど子どもたちの登下校の時間です。散歩をしているだけでいいので、そのときに子どもたちを見ていただければ、そうすると、これもやはりこの地区はこうやって見守っているのだなというふうに見られるということも一つの対策ではないかなと、そう思っています。そういうふうなことも含めて私たちができることをいろんな形で具体的な方法としてやっていきたいなと思います。

この間は、消防演習でドローンをちょっと試してみたようですが、このドローンの活用もできるかなと思っています。最終的にどうなるかわかりませんが、通学路は決まっておりますので、通学路の上をドローンを飛ばすと、上から監視すると。そういう不審者がいたときには上から声を出すと、そういうこともできないかと、その担当の方に聞いたら、まだそこまでの技術はないけれども、近々そういうこともできるのではないかと、これは夢でございます。でも、実際そういうふうになってくれればなと、いろんな方法使えるかなと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。ちょっと興奮してしまいました。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今和田教育長のドローンでドローンつとやったところで、それでいずれ私は子どもさんたちと高齢者の皆さん方、特にこの人たちを全世帯型の中での保健、医療、福祉、介護の中で、やっぱり切れ目のない支援体制をしっかりと構築していくのが私たちのこれから仕事だということで、特にもお年寄りさんたちが公民館も、ただおらりハビリの体操だけだば行きたくないじやと、そういうことではなく、例えば月曜の時間帯でもいいし、曜日を決めてもいいから、何か手作業でもいいし、例えばこれから花火の時期になるのであれば、花火のあれを袋に詰めるとか、何かそういうことでもいいからできることを、そして例えば不動地域であれば、新生園の方々と一緒にいろいろな通所作業をやるとか、いずれこれからは壁をつくらない、本当に横断的な対応をしていくことと。

それから、やっぱり一番大事なのは、もうしっかりとコンセプトを持ってやっていかなければダメだということです。そして、もうきょう午前中からフューチャーデザインのお話をしているのですが、私は人生100年時代に合わせた機構改革なんかも先取りをして、今もうきょうも議員さん方からいろいろと質問されていることで私のイメージとしては、もういわゆる横断的なプロジェクトチームの機構をつくっていくことがこれから求められるのではないのかなということで職員もやっぱり課長がゼネラルマネージャーであれば、やはり職員も、役場の職員から聞いたならば、何でも教えてもらえる、指導してもらえる、また話をしてわかってもらえるというような職員をぜひこれから一緒にになって考えていくたいと思っています。

そのためにも絶対矢巾町でもいろんな虐待のことも含めて、これはよそごとではないのでみんなと一緒にあって、だから今言うわんわんパトロールもそうなのですが、例えば農協とか、商工会の会員企業とか、そうでなければ今消防団も団員の皆さんのがいる、そういうふうな人たちにお願いをして見守りをしていただくとか、110番の家のステッカーを張つてもらって対応してもらうとか、いろんな対応があると思うので、これからそれを一つ一つ積み重ねて矢巾型の子育て、切れ目のない子育て支援体制を構築していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　はい、どうぞ。

○学務課長（村松康志君）　先ほど高橋議員の看板の交換について、全部かえたかのようなお話をいたしましたけれども、きれいなものはそのままにしておりまして、大変申しわけございません。古くなつて使用に耐えないもの、それに関して交換したということでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（廣田光男議員）　そういうれば、家の分は古いままだ。わかりました。了解。

それでは、以上で4番、高橋安子議員の質問を終わります。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（1番　赤丸秀雄議員　登壇）

○1番（赤丸秀雄議員）　議席番号1番、一心会、赤丸秀雄です。

1点目の質問は、さらなる観光客誘致の取り組みについてであります。町では、徳丹城春まつりに始まり、南昌山山開き、夏まつり、秋まつり、スミつけ祭りと四季を捉えて年間いろいろなイベントを開催しております。国では、2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催時には4,000万人の外国人観光客誘致を図ろうと取り組んでいます。また、町外の知り合いからは岩手県内の話題性は、今矢巾町が一番であり、元気な町でうらやましいと言われます。そこで町の今後さらなる観光客誘致の考え方について以下伺います。

1、徳丹城史跡について、町では近い将来どのように活用しようとしているか伺います。

2、地域おこし協力隊が中心となり、開催された先月の春のヤハバザールについて新聞やラジオで紹介されました。当日は大盛況であったと聞いておりますが、その成果と今後開催を予定している取り組みについて伺います。

3、年間を通して開催されるさまざまな町のイベントについての内容は、町民に浸透しきてていると思われます。しかし、イベント会場まで自分で来ることができない方の参加拡大に向けて町の考え方を伺います。

4、町外の方への町の魅力発信や特に自然を愛する外国人観光客誘客のために今後どのように取り組もうとしているか伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　1番、赤丸秀雄議員のさらなる観光客誘致の取り組みについてのご

質問にお答えいたします。

2点目についてですが、先月12日に町営キャンプ場で開催いたしました春のヤハバザールにつきましては、地域おこし協力隊がこれまでの活動の中から地域のニーズを拾い出して主体的に企画し、当日は趣旨に賛同する町内の農家やクラフト作家など30の出店者が参加され、当日は1,000人を超える来場者があり、大変盛況でありました。その成果としましては、来場者数はもちろんのこと、ラジオ放送やソーシャルネットワークサービスを通じてPRを行った効果もあってか既存の祭りとは客層が異なり、子育て中のファミリーを中心に若い世代の来場が多く見られたことで、このようなイベントを求めるニーズが地域にあることや町営キャンプ場が観光スポットとして活用できる可能性があることなど、新たな気づきを得られたことも大きな収穫であったと考えております。今後もひまわり畠を初め西部地域の活性化とも絡めながらのイベント継続を考えており、地域おこし協力隊やイベント主催に積極的な町民の皆さんのが主体的に企画運営する新たな発想でのイベントを町が支援し、イベントが盛り上がるのみではなく、町民の皆さんの主体性が醸成されていくことを目指してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、敬老会においては、最寄りの各地区公民館から会場まで町の大型バスやマイクロバスにて送迎の対応を行ったところでありますので、他のイベントにつきましても実行委員会で開催内容を協議し、より参加しやすい環境整備に向けて検討してまいります。

4点目についてですが、最近では従来の情報誌やテレビ、ホームページ等の情報収集よりもフェイスブックやインスタグラムなどのソーシャルネットワークサービスや口コミサイトからの収集がふえております。先般実施された春のヤハバザールもソーシャルネットワークサービスでイベントを知ったという来場者が多かった実績もありますので、特にも県外や国外の情報発信方法として有効であることから、今後は従来の告知方法に加え、ソーシャルネットワークサービスでの情報発信に力を入れてまいります。また、外国人観光客に向け観光ガイドマップと案内板の多言語化を図り、外国人誘客を推進してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、さらなる観光客誘致の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、史跡徳丹城跡の整備について、有識者及び地元住民で構成する史跡徳丹城跡整備活用指導委員会を今年度立ち上げ、平成18年度に作成した第2次史跡整備基本設計の見直しを行い、史跡内の案内看板や散策路などの具体的な整備計画を策定してまいります。また、隣接する歴史民俗資料館や佐々木家曲り屋を含めた一体的な整備により、矢巾町の観光拠点の一つとして活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） まず徳丹城関連で質問させていただきます。

答弁に史跡徳丹城跡整備指導委員会を今年度中に立ち上げるお話をありました。これまで地元地域から活用要望が多く出され、古いところでは12年前から出ておりましす、前回3月議会でも請願が出ております。ぜひ指導委員会のメンバーに地元代表者を加えていただきたいのですが、この委員会というのは何名程度でどのような方の委員会になるでしょうか、そのことをまず伺います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

人数につきましては、10名程度を予定してございます。その構成員につきましては、今まで策定しております方々で調査指導委員会をお願いしている大学教授の方とか、あと博物館の館長さんとか、そういったその専門の方々が大体半分ぐらいと、6名から半分ぐらいと、あと地元の方を残りの半分から4名ぐらいのところで構成しようと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ地元の意見も尊重しながらよりよい徳丹城史跡の活用に努めたいだと思います。

それで徳丹城史跡は、皆さんもご存じのように昭和18年に柱跡が発見されてから七十数回の調査が実施しております。先月の教育民生常任委員会では、30年度中にこれまでの発掘調査報告書の刊行に取り組むと説明がありましたが、その内容の具体的取り組みと刊行後の史跡発掘、今後も徳丹城の発掘をどれぐらい継続していくのか、その辺のお話を伺

いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） 総括報告書の内容についてですが、これにつきましては、発掘の内容を全て網羅したという形でなぜそこの徳丹城がそこに限定されたとか、そういったところから始まりまして、調査によってわかったこと、また遺物等出てきたものの説明等をまとめて発刊することとなってございます。また、その活用方法につきましては、非常に専門的な表現になりますので、そういうものをもとに概要書みたいなものも活用しながら町民の方々にご理解いただくようにしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 発掘の見通し。

○社会教育課長（野中伸悦君） 発掘の見通しですが、発掘調査自体につきましては、おおむね完了したものと考えてございますが、特別にそこの部分部分でさらに調査が必要と思う場合は若干あるかと思いますが、おおむね発掘調査については完了しているものと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 徳丹城の春まつりのことでお伺いします。

今回の4月の祭りにはA R技術による西門の画像が再現されたことが新聞に大きく取り上げられておりました。私、2年前の一般質問でA Rの導入推進を強く要請した経緯がありましたので、大変よい実演であったと思っております。ただ私、会場に行きましたが、残念ながらA R体験に参加できなかつたため、新聞等に大きく取り上げられておりましたその実施内容、それから体験者の人数、それから体験談など主なもの、どのようなものがあつたかちょっとご披露お願いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） A Rにつきましては、徳丹城春まつりで今回初めて皆さんにお披露目できるということで新聞等にも取り上げていただきまして周知をしたところでございますが、約130名ほど体験していただきました。また、実際にそこにあった柵が画面で見られるということもありまして、皆さんああこういったものがあつたのかということで、目で見て感じていただいたと認識してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 徳丹城周辺の一部には、下水道や側溝整備ができないで住民生活に悪影響を及ぼしていると、私現地確認に行ったとき、住民の方から申し出をされました。インターネットで調べる限り埋蔵文化財保護法のもとでも土木工事の申請ができることや、その認可先が管轄の自治体教育委員会であることを知りました。そのような現地の状況を町でも把握しているかと思いますが、掘削もある程度終了という話の中で、今後そういった部分のところをどのように考えているのかお伺いいたします。教育委員会に限らずお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

そこの整備がおくれているところにつきましては、ちょっとまだ調査が入られないというか、地域の方のご理解と、あと発掘につきましては文科省の許可等も必要ということで、なかなかちょっと手をつけられない場所になってございまして、内容を国と協議しながらできる下の遺構を壊さない程度のそういった整備、整備というか、側溝の整備につきまして協議して、できるだけ環境整備のほうに、住民の方に迷惑がかからないようにしていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

徳丹城の遺構の部分でまだ下水道が整備されていない部分につきましては、先ほど社会教育課が申しましたとおり、遺構に触れることがなければうちのほうでも整備するということで協議しながら進めてまいりたいと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ゼひ前向きに検討をお願いします。

続きまして、地域おこし協力隊関連で質問させていただきます。まず協力隊主催の春のヤハバザール、これは大変盛況であってよかったですと私もすごく感じております。これまで

もＳＮＳスタンピットによるスタンプラリーや町イベントの支援、やはラジのしゃべるん
でがんすなど、町の地域おこし協力隊の若さあふれる行動には感謝しております。そこで
伺いますが、特別交付金や普通交付金利用で町に直接経費がかからなくて、町を元気づけ
てくれる地域おこし協力隊の人員を今後ふやす考え方がないか伺います。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　これまで3名おりまして、1名は途中で帰ったというとこ
ろもあるのですけれども、いずれ協力隊の皆さんのがいい点、非常に我々も実感しております。
そういう意味で任せるべき仕事、そしてその必要性というものを町として吟味した上
で、その必要性があるというふうに判断できるものについてはふやしてよいものだろうと
考えております。

ただ一面、確かに社会人としてみずから希望して来ていただくということはあるにせよ
やっぱり、だからどんどん来てもらって、どんどん地元に住んでもらえればそれでいいの
だという考え方もあるのですけれども、一方で雇用する側がちゃんととした考え方を
持っていないでただ応募しても、やっぱりそれは使い捨てだと、悪い言い方をすれば使
い捨てだと、飼い殺しだとか、あとよその事例で具体的にあるのですけれども、普通の
臨時職員のようにしか扱っていないというケースもままありますので、雇う以上はこち
らも責任を持って真剣に対応しなければいけないなと思っておりますので、最初にお話
したようにちゃんと吟味してというふうに考えております。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　今課長がおっしゃっていただいたことに関する質問になるかと思
いますが、まず地域おこし協力隊について国の27年度調査では、任期終了後の定着状況で
ありますが、同一自治体内の定着率は、女性が6割、男性は17%の定住であるそうです。
また、この制度を導入しても、課長が言われるよう失敗するケースもあるそうで、その
主な要因に自治体の過疎化が進行する余り人手解消に草刈り作業や農繁期の農作業への従
事また社会福祉協議会などの運転手としての業務従事が挙げられ、せっかく若い力を3年
間、先ほどの言葉ではないですけれども、利用した、無駄にした、そういう部分が出てお
るので、国としてもそういうふうにならない取り組みが必要とされているということであ
ります。そこで伺いますが、町の地域おこし協力隊の方たちの3年間の指導プランや終了
後のライフプラン計画を考えた取り組みはどのようにになっているか伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 協力隊の指導、育成、それからライフプランということでですが、こちらの考え方としましては、彼らは立派な社会人ですので、しかも応募して来ているということもあるので、いわば大学生のような面倒見が非常にいいというふうなケアまでは考えていませんが、さりとて自由度がちょっと高い、特に今は自由度が高いがゆえに、これをやれと言ってずっとそれだけやらせるというふうな感じではない部分がありまし、もちろん仮にそういう部分がメインだとしても3年後の自分の人生設計を考えて、今からいろいろ準備しなさいねということもやっていかなければならぬという状況にありますので、日ごろは具体的には毎週打ち合わせ等やってますし、その業務内容、それから結構いろんなところに行って顔を出してお手伝いしてくるとかということが頻繁にありますので、そういった部分もあるので、毎週1回は打ち合わせ、相談をやりながら、それから月1回はもう少しじっくり今後の話も含め生活の面とか、いろいろ日ごろの悩みとか、そういったことも聞くようにしております。

そういう形で具体的にプログラミングをして計画を練ってどうのこうのというところまではやっておりませんが、一応もちろん3年後の独立なり、人生設計に向けていろんな相談にはちゃんと乗って、支援できるところは支援するということを常日ごろ話をしておりますし、もちろんその時期が来ましたならばできる範囲のところはやるということで対応するという考え方でおります。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ協力隊の皆様とはコミュニケーションを図って対応していただきたいと思っております。

次に、イベント会場への足確保について質問させていただきます。まず矢巾町も高齢化が間違なく進みますし、運転免許証返納者もふえてきます。また、町内のバス路線はイベント会場へほとんど機能していない状況であります。このような環境では、いくらよいイベント企画でもにぎわかしや盛り上げに欠けることが想定されますし、何よりも全町民参加という趣旨に反すると思われます。このことに対する町の見解について再度伺います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたします。

高齢者の方々を全員集めて 1 カ所にまとめるというのは、なかなか難しいところではあります、先ほど町長答弁にありましたとおり、できる限り町のバス等も有効活用して、ある程度集客に努めるように、うちのほうはイベントを設定するという立場もございますし、あと広めていくというのもございますので、そういう方々も対象にするように極力バスを有効的に使いながら集められるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） あと誰か課長さんでありませんか、足の問題について。いない。

それでは、赤丸秀雄議員、再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1 番（赤丸秀雄議員） 公共交通の話も当局側も、また議会側でも検討しているで、できるだけ高齢者、いわゆる交通弱者と言われる方の集合というのですか、全員参加というのですか、そういうところに活用するような知恵出しをしていきたいと考えます。

この項目の最後になりますが、外国人観光客誘致について質問させていただきます。外国人観光客は、仏閣や施設を見ることより、日本の自然やおもてなしの心に触れること、地場産の食を堪能される方が多いとも言われています。外国人に向けて作成しました災害時の行動ガイドあります、これを観光ガイドに編集して利用することや、先ほどの答弁にもありました県外、外国人向けに S N S で情報発信を行うということをぜひ具現化するために検討をお願いしたいのですが、このことについての力強いお答えをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、お答えをします。

まず最初に、今般ポケット版の観光ガイドを作成させていただきましたが、あれは日本語で作成しております。今後英語あるいは中国語、韓国語といったような日本にいらっしゃる方々が多いような外国人の皆さんとのところにも目も触れるようなパンフレットをいずれつくっていくということで現在作業を進めているところでございます。

それから、もう一つは、観光案内板というのもこれまでなかなかないということもございまして、今考えておりますのは、旧パストラルバーデンの観光案内板がありましたけれども、幸いに支柱が残っている部分が 7 カ所ございます。それを活用して、今までひまわり畠とかという形でいろんなパターンでやっておりましたが、できればひまわりパークというふうな名称に統一した形の中でこうやってみると、イベントのほかにやっぱりひま

わりの絵の誘客が結構ありますので、そういったところへの誘客を進める上で日本語版と、それから英語とか、そういったものも印字した中でできればなと思っております。

それから、全体的には、これまでいろいろ議会なんかでもご質問ございましたように、観光ビジョンといいますか、そういった形が現在矢巾町にはございませんので、観光ビジョンというしっかりした形になるのか、それとも方針という形になるかちょっとまだ検討しておりませんけれども、いずれそういったものも必要であるなと認識しておりますので、今後そういった西部あるいは先ほどありました徳丹城も含めて、やっぱり町内のいいところをPRできるような考え方を持った方針みたいなものをぜひ作成していきたいということを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の答弁の中でパストラルバーデンの話ありましたので、ちょっと思い出したので、1点質問させていただきます。スマートインター開通したわけですが、紫波インターからおりて田園ホールに来るときは、ある程度こういう形で1カ所曲がればという話でわかつたらしいのですが、今スマートインターで、南方面から下り線に来ておりたら、田園ホールが見えない、どっちに行ったらいいのでしょうかという話が実際にありましたし、それから今課長が答弁されたように、南昌山方面でも、それから徳丹城でも、せっかくスマートインターができても、おりてもすぐ観光看板というのですか、案内看板がないというお話も聞かれますので、ぜひこの辺もどこそこ担当と言わず、町一本として考えていただいて取り組みのほうをお願いしたいのですが、これについての見解もお願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

まさに赤丸議員さんおっしゃるとおり観光案内というような形のものがなかなか少ないというふうな状況は、そのとおりでございますので、先ほどはとりあえずはひまわりパークというような考え方で進めさせていただいて、いずれ西部地域への誘客あるいは田園ホールとか、そういった部分はちょっとうちのほうでなじむかどうかあれですけれども、トータル的に予算はかかる形になりますので、財政とも協議しながらそのようになれるよう内部でも協議しながら取り組んでいかねばなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩を入れます。

再開を3時40分とします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 次の質問は、タブレット端末による情報共有について伺います。

議会では、昨年の議会定例会6月会議から資料配付を基本的にタブレットにより行い、本会議や委員会の審議に運用しています。事務局からの伝達や当局資料閲覧がタイムリーとなり、また会議数日後の資料確認や視察先での資料検索など、幅広く活用できて重宝しています。導入前には、タブレット研修や数カ所の議会視察を行い、視察先議会と当局側の情報共有、運用の重要性を認識して当議会でも導入した経緯がありますが、町当局が導入に向けて検討している状況が見受けられません。そこで議会との情報共有をより一層図るためにも当局側においてもタブレットを導入する考えがあるか伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） タブレット端末による情報共有についてのご質問にお答えいたします。

本町議会におきましていち早くタブレット端末を導入され、情報共有における有用性を実証されたところであり、町当局での導入について、導入費及び通信経費についてなど、改めて整理し、総合的に検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 実質6行の答弁内容、ありがとうございました。はっきり言ってがっかりしております。質問内容を詳細に書かなかつたことは、町当局も利便性や必要性を感じてタブレット導入をどう検討していたかを確認するためであります。それに対し

て導入費及び通信経費についてなど改めて整理し、総合的に検討しますという答弁であります。これでは、私は必要性を感じていないということを間接的に答弁したと解釈しました。

タブレット導入前のエピソードとして、視察先の当局側の担当者がこんなことを言っておりました。導入の必要性を認識していたが、議会に正面切って導入を持ちかけられなかつたと、導入の必要性を話された方もおりました。百聞は一見にしかずという言葉があります。当局で実際に導入運用されている自治体を訪問して検討されたことはあったでしょうか。

現代社会スマホやパソコンがこのように利用展開されていても、人それぞれの考えがあって、生活、生きていくのに持つていなくても差しさわりがないと豪語する人もいますから、価値観の違いだと感じることも私多々あります。町の幹部の皆さんもスマートフォンやパソコンでメール機能、検索機能の便利さを常日ごろから感じていることと思います。それを携帯ができる見やすい画面のタブレットで情報共有しようとしていることをどのように感じているか再度伺います。

よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　お答えしたいと思います。

タブレットの有用性というものは、いろんな面で評価され得るものだということは、以前から感じておりましたし、先進自治体というのが近所になかったということもあり、積極的に情報収集に努めてこなかったというのは事実ですが、一般論としての有用性については理解しておったつもりですので、現地視察までしてこなかったというのが事実です。

現状、状況について私個人でも運用していることもあります、どういうふうな使い道ができるのかということについては理解しているつもりですが、導入コストの部分、それから当局側が使う場合に、議会の皆様の場合は、ふだんのメール機能をお使いになるということも前提にあったので、個別の機械で直接通信ができる内容になっているということは知っておりますけれども、当局側の場合、そういったものまで入れるとなると、いろいろ問題が、差しさわりがありそうだなということも、セキュリティーの問題とか、それから通信料の負担の問題とかいろいろあるので、ちょっと我々のほうは、議会の皆様のほうから強いお声がないと逆に通信料かけてまでいいのかというふうなお話の答えが出ないのかなと

いうつもありもあったので、ずっと二の足を踏んでまいりました。

あと最近状況が変わったのは、議員の皆様のお使いの機種なのですけれども、廉価版が出ております。ごく最近ですけれども、廉価版も出ましたので、導入コストが、イニシャルコストが下がってくれれば十分検討に値するものだと思っておりますので、そういう経過でございました。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 情報共有という点では、本日議会の冒頭で訂正がありました。ああいう部分がきのうのうちにタブレットに入るわけです。あえて紙も渡していただいたからあれですが、そういうものを前日にはもうタブレットに入って、お互いに同じものを見られる。それから、先ほど追加で答弁、また修正された方もおりました。そういう資料も本人に後で通知する、後でお話しする。そうではなく、やっぱり我々は情報共有、ここにいるみんなが情報共有するという立場では、こういうものがやっぱり大事かと私は踏まえています。

そこにコストのお話をされました。これとあわせて再度確認しますが、コストの話を言うのであれば、企画課長が答弁されていますので、VEという言葉、聞いたことがございますでしょうか。この2点について確認させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 私の知っているVEは、バリュー・エンジニアリングのことだと思っておりますが、そちらでよろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君） そういう形で知っております。

（「情報共有の重要性ということ」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君） タブレットなりのメリットと、実は私どもで前から感じておりましたのはデメリットの部分もありますので、やはり我々のほうとしても具体的には予算書なのですけれども、予算書までタブレットというのは当局側としては非常にやりづらいものがあるというふうに感じておりますし、そういう部分があったものですから、二の足を踏んでいたところでございます。共有の有用性は、まさしく議員のおっしゃるところだと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 時間もあれですので、手短に確認させていただきます。

まず情報共有という部分をこのように大事だということを再度認識されるのと、今議会は可視化が大事という形で取り組んでおります。それから、当然町政も開かれた町政という形で住民の方への部分も考えているかと思います。また、議会では、まだ検討中でありますが、映像配信も近々しようと思ってＩＣＴに少し効率よく有用性があれば取り組もうという話もあります。

こういった全体の部分を踏まえて、やっぱりコストは一番、また1台当たり我々今3,400円なりをランニングコストとして支払っていますが、その分も含めてもう一度考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 途中ですが、ちょっとお話しします。最近やっぱりタブレットにつきましては、各公共団体、議会等も私たちのほうに逆に視察に来ているのです。これは導入したいということで来ていますので、議会が盛り上がらないからという回答ですから盛り上がってください。そのことに関して高橋町長の所見を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今もうタブレット端末を使っての情報共有と、うちの答弁ではまず有用性という中に、これはもう優位性もあれば有利性もあるわけでございますので、そこでちょっと木で鼻をかむような答弁をしたのですが、これについては、やっぱり一つ一つ私ども課題を抽出して、そしてやはりいいことは前向きに取り組んでいくことが大切なわけでございまして、その中でいずれ私たちも当局として、やはり議会と一緒にになって、そういう方向で検討していくということで、こここのところはちょっと時間がかかると思います。

特に私も、いわゆる非常に私のことを心配して、タブレット端末をうまく使いこなせないのではないかということであれだと思うのですが、いずれこれはもう時代の流れ、または時代の要請でもあるわけでございますので、このことについては内部でしっかり検討させていただいて、そして議会とも、もう皆さんとのところは実績もあるわけでございますので、そういったことを踏まえながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） さらに再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 次の質問は、ふるさと納税について以下伺います。

1、平成29年度の納入件数と収入額また支出額、これは経費部分であります。経費を差し引いた実質の収入額はどうであったでしょうか。

2、収入額をどの施策に活用する計画であるか。また、使用する時期をどのように検討しているか伺います。

3、町民が他自治体にふるさと納税をしたことによる住民税に影響した額はどの程度であったでしょうか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、納入件数は1万3,277件であり、寄附金額は1億7,233万8,216円となっており、これに伴う経費として7,383万2,957円を支出しておりますので、実質的には9,850万5,259円の収入となります。

2点目についてですが、ご寄附をいただきました収入につきましては、第一に、寄附された方が寄附されたときに指定された用途に沿った財源充当を考えており、用途を指定されていない寄附につきましては、一般会計全体の費用に充ててまいりたいと考えております。

なお、この財源充当については、9月の決算までに確定し、公表する予定しております。

3点目についてですが、平成30年度の個人町民税の影響額は、5月25日時点において763万円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 2年前にふるさと納税制度に積極的に取り組むよう一般質問で提言しました。当時、それは3年前の目標額は200万円台との答弁であったため、桁が1桁も2桁も違うのではないかと私は言ってしまいました。それが2年たった29年度は1億

7,000万円強、先月の全員協議会の説明では30年度納税額は順調に推移しており、10億円も夢ではない状況とのことでした。そのことに対しては、町長初め前向きに取り組んでいただいたい関係者の皆様に感謝申し上げます。

そこで質問ですが、寄附収入の財源充当は9月決算期までには確定する旨が答弁されました、3月議会で論議となりました教育現場の楽器購入に芸術文化振興基金を活用したとか、生活道路改良要望に予算がなく応えられないなど、予算不足が明らかな施策へ優先的に活用することを考えいただきたいが、このことについてどのように考えているか伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問についてですが、ふるさと納税、入ってくる時期の問題等ございますので、昨年度特に後半から大きく伸びた関係もあり、その際入ってきた寄附を30年度の当初予算にどのように反映させるかということが難しい状況でございました。そういうこともあり、今後は、ふるさと納税に関してのみは、四半期単位での歳入歳出というふうな見込みで動きましょうというふうな方針に変更しております。そういう関係もありますし、今般の1号補正予算には、ふるさと納税の歳入寄附額を一定程度、一定程度といいますか、いずれ使い道を明らかにして、そこに充当していくというふうな考え方をとりますし、9月補正の時点では、その時期の状況次第ですが、可能であれば9月からですが、当初予算で見送ってしまったものへの予算充当というふうなことも可能になるものだなと思っておりますので、四半期単位で動かしながら可能な限り、そういう今までちょっと薄くしか予算がつけられなかつたところについても何とか使えるような形を持っていこうというふうに方針変更したところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ちょっと私緊張しているのか聞き取れない部分がありましたが、具体的に先ほど芸術文化振興基金の話とか、地域からの要望が強い生活道路の改良とか、ああいうところには今回は使う予定であるという解釈でよろしいですか。そこを再度確認します。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） この場で断言的なことは、ちょっと難しいのですけれども、

そのようにしたいと考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。ぜひそのような形でよろしくお願ひします。

次に、ふるさと納税について私の考えを述べた上で質問します。ふるさと納税が毎年3億円程度、それ以上見込めるのであれば、首都圏の業者に委託せずに町内事業者に運用依頼すれば、雇用創出や増加、地元産品の販売拡大が見込まれると思い、以前からふるさと納税に前向きに取り組もうと言ってきたわけであります。また、ホームページのリニューアルもある程度運営すれば、こつもつかめて独自運用が可能であると考えます。そこで伺いますが、町内事業者の積極的活用や町への税金増加策、寄附金収入をふやす取り組み、寄附金に対する支出経費を5割程度に抑える取り組みに努めている状況を再度お聞かせ願いたいと思います。

また、寄附していただいた方のお礼の返礼品率の最大値状況は、今はどの程度になっているかあわせて伺います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） それでは、お答えいたします。

幾つか複数の観点がありましたので、まずは現状におきましてふるさと納税の返礼品に出品をしていただいているのは21社ございまして、21社のうち町内は15社、県内が4社、県外が1社ございます。そういった中で一番大きいのは、町内の薬王堂さんが一番大きいところではあるのですけれども、いずれそれ以外にも先ほど申しましたように15社出ておりまして、これらの返礼品として出していただいておりますので、その分直接町内の事業者さんに、その分については落ちているというふうな状況と捉えてございます。

また、町外の方々につきましても、できるだけやはり矢巾とのかかわりというふうな部分を考えおりましたので、岩手県産、流通センターにございます岩手県産があるということで、そちらを通じて出せるものをというふうな考え方。それから、お酒、日本酒につきましては、町内産の酒米を使っていただいているもの。それから、ビールにつきましては、先ほどの薬王堂以外にも小売店のところでも取り扱っていただくようになりました。それから、肉につきましても大々的にやっておりますけれども、肉も町内の事業者さんで取り扱っております。あとはいわちくさんにもお願いしているのですけれども、いわちく

は矢巾町が出資している企業だということもありますので、そういったところにお願いしているという状況でございまして、極力といいますか、ほぼほとんどが矢巾町に何らかの形でかかわりがあると、それから一番大きいところは町内の事業所であるというふうな形に持っていっています。

それから、返礼品のもので一番、いわゆる返礼率が高いものというふうなことですが、正直申しますと、これは50%ちょっと切るぐらいのところになってございます。これは、ある意味矢巾町を知っていただきたいということもありますし、どうしても目玉商品になるようなものが需要だというふうな考え方の中でお願いしているところではございますが、なかなか一番高いもの、ビールなのですけれども、これについては仕入値というものの限界があるので、これ以上なかなか下げづらいというものがありますが、全体としては今後総務省の指導もありますので、徐々にですけれども、仕入値を下げていただくといいますか、売り値ではなく仕入値で取り扱っていただくような形に段階的にしていただくというふうなこともお願いしながらと思っております。

何せこれまで、ようやく今大量に出るようにはなったのですが、お願いしているとか、いろいろ積極的にいらしていただいている方々の時期には、今ほど数が出ておりませんでしたので、余り仕入値をお願いしますということも難しかったですから、そういった流れでありますけれども、今後は安定的に出るということであれば、ご理解いただけるものというふうに踏んでおります。

なお、ようやく取り扱い量が多くなった状況ですので、ホームページの作成とか、それから集出荷とか、あと製品の開発というのも必要になってくると思います。出品するものを今ただ待っているだけではなくて町内の事業者さんに声をかけて、こういったものを見せるのではないかというふうなものを組み合わせて一つのものとして魅力のあるものを出せるようにというふうなやり方とか、いろいろ考えられますので、そういった製品開発というのも含め、地域商社を公募したところ手を挙げていただいた事業者さんがございまして、盛岡の事業者さんではありますが、他の市とかでの取り扱いもやっていて十分経験を積んでいるところでございまして、そちらといろいろ今もやっているのですが、今後は矢巾町内に本社を構えたいというふうなお話も伺っておりますので、そうなれば、まさしく町内事業者がそういった地域商社としての機能を發揮する。それから、そこでホームページのほうの直しとか、つくったりもやってますので、そういうこともできるようになってくると思っております。といったところで我々としてもできる範囲で何とか

かんとか工夫をしながら取り組んでいるものというふうに考えてございます。以上です。

それから、予算を四半期ごとにといったところの理由もそうなのですが、ほかの財源と違いますて確実に入るとは言いがたい性質のものですので、やっぱり短い期間で見込みを立てて、それで使い道も短い期間でちょっと考えて、そして使っていくというふうな考え方には立たないと、ちょっとどうしてもうちの財源レベルでは回せないぐらいの金額になってきましたので、そういう理由でございます。

金額が小さいうちであれば、基金というものを専用に用意して、そこに一旦プールして、そこで出し入れするという方法論もあると思うのですが、何せ返礼品をどんどん出していかなければならぬものなので、このぐらいの規模になってきますと、基金で積まないと出せないみたいなスタイルはちょっと難しいので、なので四半期単位でというふうな現状では現実的な答えかなと思って対処しているところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）町の税収の取り組みを前向きに取り組んでいただいて本当に、今回いろいろ聞かせてもらった中で再確認させていただきました。2年前には、ふやすために頭を絞ってもらい、また現在は目標額を大幅に上回るところで汗をかいていろいろ考えていただくという形で大変ありがとうございます。

最後に、今6月ですので、4月、5月の推移が順調であるという話もちらっと聞いたので、概算額で構いません、2カ月の概算額、ちょっと教えていただいてこの項目の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員）藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）4月、5月に加えまして今月の本日朝の時点までの数字ということでご容赦願いたいと思います。4月は9,430万円ほど、5月は8,950万円ほど、6月は1,850万円ほど、済みません、概算でだけ今お話ししていますけれども、本日時点で2億2,030万円ほどの寄附額となってございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員）よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員）それでは次に、4問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 次の質問は30年度の敬老会について質問させていただきます。

1、開催方法や内容等について、昨年度と同様であるか伺います。

2、出席者名簿の作成、送迎用バスの手配、煙山地区の会場設定など、昨年の反省点をどのように解決策としたのでしょうか伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 平成30年度の敬老会についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、昨年度の敬老会開催後の各地区実行委員会においては、大きな課題や改善に関する意見がなかったことから、昨年度と同様の開催方法及び内容で開催することを基本としつつ、今後開催する各地区実行委員会での協議を踏まえて決定をいたしたいと考えております。

2点目についてですが、煙山地区敬老会については、昨年度の開催会場が狭隘であったことに加え、出席者の増加も見込まれることから、町の総合体育館を会場とするとともに、バスの送迎体制を2台から3台に拡充する計画としております。

なお、出席者名簿の作成につきましては、各地区実行委員会において個人情報保護に配慮しつつ作成する方向で協議をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 昨年の敬老会は、3地区どの会場も盛況であり、出席した方からは、楽しかった、ことしの敬老会はよかったですとの声を聞きました。準備等をなされた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。また、ことしも昨年同様の開催を基本とした開催内容との答弁で安心しております。そこで伺いますが、ことしは3会場の日程が3週にわたることとなるのは準備の関係のためでしょうか、主催者の都合によるものでしょうか。3週連続となれば、関係担当課の稼働が大変だと思いますので、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

平成30年度につきましては、今おっしゃったとおり3週続けて土曜日の開催という予定でございますけれども、確かに平成29年度につきましては、徳田地区と不動地区が2日、

士、日ということで続いたということで、やはり会場準備については、非常に厳しい面もありましたので、やはり余裕を持って会場準備を行って万全の体制で対応したいということでこのような形となりました。

なお、昨年度は不動地区については、改善センターがじゅうたん張りだったのですけれども、今は体育館と同じ板張りになっていますので、そういうシートの事前の対応もありますので、やはりそういう部分で連日続かないような形とさせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 旧パストラルバーデンについてちょっとお伺いします。

今年度で所有権移譲となる予定ですが、移譲後において周辺の環境等を考えた利用を促すことは可能でしょうか。

また、移譲完了においては、固定資産税など収入は町に入る部分はどの程度を見込んでいるのでしょうかお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） パストラルバーデンについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、所有権が移転した後に町から所有者に対して用途等について誘導することは難しく、都市計画法等の現行法令の範囲内で活用されるものであります。

2点目についてですが、固定資産税は来年度から課税となります、税額の見込みにつきましては、所有者である法人に関する情報になることから公表できないことをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 旧パストラルバーデン跡地については理解しつつも、隣接の南昌グリーンハイツや煙山ダム、近隣のひまわり畑、町の野球場など、整備の仕方によっては、

町民の憩いの場にふさわしい場につながると思っております。将来的には、町ではあの一体をどのようにするか構想があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず西部地域の活性化の、やはりあそこは目玉になる、また核になるところでござります。それでもうご存じかと思いますが、煙山ダムが来年の夏ごろから、いわゆる改修工事に入る予定でございます。そういったことで私どもといたしましては、やはりあそこは煙山ダムを中心とした核としていろんな取り組みをしてまいりたいということを考えておりますので、その一環として、やはりこれから西部地域の活性化、ひまわり畠も今回いろいろ皆さん方にもお願いして40万本ぐらいのひまわり畠を、私はいつもほらばり吹いていふと言われているのですが、できるのであれば100万本のヒマワリと言えるような、そういった核になるようなものをいずれ、あそこはもう南昌自然公園の場でもありますので、そういったことを含めながら、また西部地域の活性化委員会もありますし、またいろんな方々からもこういうことを考えてみたらというご提案もありますので、あと南昌グリーンハイツの後利用も、そのままにしておくわけにはいかないわけで、これも町民の皆さん方または議会の皆さん方とも協議をしながら進めてまいりたいとも、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ西部開発の前から他の議員からもあそこが拠点になるだらうというお話もありますし、ぜひそうなってほしいなと私も思っております。

最後にこの件について1点お伺いしますが、毎回この質問には、町にはここの活用について何かご相談ありますか。また、現在ありましたかという話がありますが、今の現状はどうなのでしょうか、それを最後の質問にさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

パストラルバーデンのことですね。パストラルバーデンは今のところはいろいろなお話はありますが、ただそれが実を結ばない状況でございまして、だから私もこのことについては、ちょっと慎重になっておりまして、いずれそういう機会がございましたら事前に皆さん方にも協議をさせて、またご相談もさせていただきますので、今のところ有力な情報

はないということでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） これをもちまして本日の議事日程は終了しましたので、散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時19分 散会

平成30年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

平成30年6月8日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君

産業振興課長	菅 原 弘 範 君	道路都市課長	村 松 亮 君
農業委員会 事務局長	佐々木 忠 道 君	上下水道課長	山 本 勝 美 君
教育長	和 田 修 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
社会教育課長	野 中 伸 悅 君	学校給食共同 調理場所長	稻 垣 讓 治 君
代表監査委員	吉 田 功 君	農業委員会会长	米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 査	佐々木 瞳 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

(13番 川村よし子議員 登壇)

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。公共交通による交通網整備についてお伺いします。

高齢化が進む中で運転免許の返納も進んできております。交通弱者の通勤、通学、買い物、通院など日常生活に不便などが生じている方も多くあります。町では、公共交通会議を設置し、地域公共交通網形成計画を決定し、取り組み始めております。以下6点についてお伺いします。

1、障がい者に配布しているタクシー券は、どの程度利用されているのでしょうか。

2点目、難病で歩行が不自由であり、身体障害手帳3級の交付を受けている方は、タクシー券を利用できないのか。

3点目、地域公共交通網形成計画は、どのように進められているのか。パブリックコメントにもありました、高齢者の意見を直接聞くことはどう進められているのか。

4、高齢者がバスを利用し、買い物、通院等を行う行為は、介護予防にもつながるため、便利で利用回数をふやすことができる政策が求められていると考えますが、どう考えているのか。

5、通勤、通学時間に合わせた交通網計画については、どのように考えているのか。

6、町民の移動権を保障できる政策として条例を制定することが求められていると考えるが、どうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の公共交通による交通網整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、昨年度申請のあった225名に対して5,236枚の福祉タクシー券を交付しており、利用枚数は3,321枚、利用率は63.4%となっております。過去6年間の平均では、交付者数は約230名、利用率が65%前後で推移をしております。

2点目についてですが、本町の福祉タクシー事業において身体障害者手帳所持者は、等級が1級または2級であることを交付要件の1つとしていることから、等級が3級の場合は、タクシー券の交付対象とはなっておりません。なお、身体障害者手帳及び療育手帳を所持している方が岩手県内のタクシーを利用する場合のタクシー運賃割引制度については、手帳に記載されている等級を問わず利用することが可能となっております。

3点目についてですが、矢巾町地域公共交通網形成計画に基づきまして、本年度はコミュニティバス、さわやか号の運行、新規事業としてデマンド型の交通システムの導入に向けた事業内容の検討を進めてまいります。

なお、公共交通に係る施策の立案につきましては、高齢者に限らず広く意見をいただく機会を設けたいと考えております。

4点目についてですが、高齢者の外出機会の拡大という観点から、現在介護予防事業として実施しております町社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心とした買い物支援サービスのほか、オレンジボランティア等の住民主体による介護予防、生活援助サービスで今後実施する予定の移送サービス等、高齢者福祉施策の中で対応をしてまいります。

5点目についてですが、地域公共交通網形成計画の策定時の調査結果では、本町の交通の大部分が現役世代による自動車によって支えられており、自動車を保有していない場合であっても、高齢者世帯に比べて比較的容易に代替手段をとることができることから、公費負担によって支える必要性が低いものと考えております。したがいまして、公共交通については、交通弱者及び免許を返納した移動手段を持たない高齢者等に対する対応を優先するものと考えております。

6点目についてですが、移動権はこれまで国で交通基本法制定の際に検討され、時期尚早と結論づけられた経緯があり、国の移動権の位置づけがない現時点において、本町での交通政策として移動権を保障する趣旨の条例制定は時期尚早と考えられることから、条例の制定については考えておらないところあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か再質問ありますけれども、順次質問させていただきます。

まず1点目の質問ですけれども、タクシー券の利用率は63.4%、過去5年間の平均で65%前後で推移しているという回答でございました。それで100%に満たない理由としては、どのようなものが挙げられているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

必要に応じて利用していただいていると思いますが、やっぱり予備というか、万が一というところに備えて取得している状況にあるというところが大きいと判断しております。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町内には障害者手帳の1級、2級の方にはタクシー券を発行しているということですけれども、町内には3級でも歩けない方、それから病名が重症筋無力症という難病を患い、障害サービス受給者証取得区分障害区分3の方が介護タクシーを依頼しているのですけれども、なかなか利用できない、そういうお話を聞いているのですけれども、そういうケースは町内に何件ぐらいあるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

3級で下肢の障がいというところはまだ精査、これから精査が必要だと思いますが、難病等で移動が困難な場合には、移動支援事業の利用を勧めてというか、紹介しておりますので、そちらのほうで個別に対応している状況にあります。難病等で移動支援事業で個別に対応している状況があることをお答えとします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 家の中に閉じこもっていると、やはり障がいが重度になる可能

性があります。自分の希望する社会に参加する、芸術、文化に触れるとか、会議に出るとか、そういうことは障がい者にとっても介護予防、重症化を予防することにつながると思いますが、出たいときに出られるような、そういう政策が求められていると思います。ですので、障害3級、それから難病の方でも歩行が不自由な方にタクシー券を助成する、そういうこともやはり町としてそのボランティアだけに頼るのではなく、政策が必要だと思いますが、その点はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず障がい者の福祉政策は、基本的には谷間があつてはならないわけです。だから、川村よし子議員がおっしゃるとおり、いずれ特にも私ども難病の関係者の方々とは昨年お会いをして、そしてやはり難病の立場として町にもいろんなことを考えてほしいというような話し合いの場を設けております。

いずれ私どもは、そういった特にも難病なり、障がい者、そういった方々にどういう形でサービスの谷間をなくしていくかということを常に考えておるところでございまして、実は今月の2日、県の障がい者スポーツ大会があったのですが、私去年からあれまして、県議のときからあれしておったのですが、市町村長で私だけだったのです、見ていると首長で出ているのは。だからそのとき思ったのですが、やはりそしてその中で例えば私は開会式が総合運動公園で、そしてふれあいランドで水泳を見たのです。障がいのいわゆる飛び込みもできないような人たちが、もうまた介助してもらわなければプールに入られない人が、そういう人がやはり記録もそうなのですが、やはり自立をしたい、それから私たち障がい者としても、そういった障がいスポーツを通して私らにできることはぜひやりたいと。

そういうことで、だから福祉のタクシー券も65%ぐらいだと、交付したもの利用率が。だから、そのところは交付された方々のいろいろなお考えもあるわけですし、ただこれは担当課のほうにもこれからしっかりと指導していきますが、周知の徹底だけは、これはやつておかなければならぬと。ただ交付すればいいということではなく、だからその辺のところの、そして使い勝手のいいものにしていかなければならぬわけでございますので、だからそういう中では、やはりそういうところに足を運んで皆さんのお考えをお聞きする機会を今昨年はそういった難病の関係者または障がい者の方々も社会福祉協議会が中心になってやっておるわけでございますので、そういう障がい者の皆さん方の声にしっかりと耳を傾けて対応していかなければならぬということで、そのところはひとつご理解をい

ただきたいし、全く100%というのは、これは交付したものを利用が100%というのは、あり得ないと思うのです。やはり自分たちで障がい者であっても自立して、やはり私たちは障がい者としての誇りもあるのだということがあるわけですので、そのところはひとつ、ただ何回も言うように、谷間が生じないように、またそういった弱者の方々に手を差し伸べることのできる体制整備だけはしっかり構築していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 力強い答弁ありがとうございます。3問目の質問は、デマンド型の交通システムの導入事業内容の検討を進めていくということですが、高齢者に限らず広く意見を聞く機会を設けたいとも考えて答弁されましたが、具体的にいつごろ高齢者に限らず声を聞く機会をつくるのかお伺いします。

そして、今の難病の方や小、中学生の父母の方、そういう方々からもデマンド型のタクシーとか、そういうことも必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

公共交通に係る政策の立案について広く意見を聞く機会を具体的にどういうふうに考えているのかということでございますが、デマンドについてどういうスタイルでやるのかということをこれから約2カ月かけて検討するというふうなことで先日もお答えいたしましたが、その一環として、一つの形をつくりながら事業者と協議し、そしてその段階でいろいろ聞く機会を、具体的にちょっとまだイメージ、私どもでも固めていないのですが、一般論としての説明会なりというふうな形の中でいろいろお話を伺うというふうなことや、何かの機会にそういった方々が集まる機会にこちらから出向いてお話を伺うとか、いろんな手段はあると思っておりますが、まだ具体的には決めていない状況でございます。

それから、今時点の考え方ですが、デマンドの利用者のイメージとしては、町長答弁にありますように交通弱者を優先するというふうな考え方にしておりますので、その小学生を交通弱者と考えるのか、考えないのかというところはありますが、こちらの今の現状としては、ご父兄の対応が優先する部分なのかなとは思っております。仮に、いわゆる小学生の通学に利用されるという話になってきますと、相当な台数が、しかも一時期に必要になることが想像されますので、そこまでの対応は、ちょっとデマンドでは難

しいのかなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今度は、さわやか号のことを質問させていただきます。今現在は、さわやか号、北と南で経路がありますけれども、今度の計画案を見ますと、駅を中心に西と東、特に南側はデマンドタクシーを利用するような方向ということできわやか号は駅を中心に、北側を中心に走るというような方向なのですけれども、そのさわやか号を使わない、南側の人たちのことなのですけれども、運転免許証を返納した方たちもいると思います。そういう方たちもさわやか号を使うようになると、やっぱり南もそのまま残すとか、南にも広くさわやか号を走らせるような工夫が必要だと思うのですけれども、それともう一つは、さわやか号が利用者が少ないということなのですけれども、免許を自主返納した人たちにさわやか号の無料券とか何かを配布というか、支給するような仕組みとかが必要ではないでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

実は、きょうの岩手日報にももう免許証の自主返納、特に認知症で第1分類と、もうお医者さんがあなたは認知症ですよと、それでもまだ免許証を返納しない方が、言われて40%にも満たないと。たしか約37%か何ぼ、だからそれはできないのは何かということは、やはり交通網の整備なのです。だから、今川村よし子議員がおっしゃるとおり、さわやか号が利用者が少ないと。少ないのであれば、利用できる体制をもう少し見直しをして、利用者をふやすとか、そのところの取り組み、やはりここにしっかり焦点、いわゆるピンとを合わせて対応していかなければならぬということで、私はこのデマンドとさわやか号、こういうふうなものをしっかりと組み合わせて、そしてその中のいわゆる免許証を返納された方または交通弱者の方々に外出できるときの支援体制、そういうふうなものをしっかりと構築していかなければならぬ。

それから、私は担当課にも言っているのですが、いつも答弁がもうこれからだと、言われたら早くやるような、私も高齢者の一人でございますので、人ごとではないのです。いつまた認知症になるか、だからその間に事故が起きたり、痛ましい事故、もう今矢巾町で起きてもおかしくないのです。そういうことをやはり自分のこと、我がことと思って対応

していかなければならないわけですので、ここはスピード感を持って対応させてますので、ひとつご理解をしていただきたいということで、いずれ組み合わせ、利用しやすい、そしていざれただ立派な計画策定しても、それが絵に描いた餅であってはならないです。それをしっかりと魂を入れていくような形にしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長の丁寧な答弁ありがとうございます。それで、今は高齢者の運転免許証を自主返納した方のことをお話しさせていただきましたけれども、小学校、中学校の通学、それから社会人の通勤、そういうのにも便利なさわやか号の経路が必要だと思うのですけれども、そういうのを、やはり二、三年おきに変えるというか、経路を変えてもいいというか、停車するところを変えるような、そういうふうな工夫をするような取り組みも必要ではないかなと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

通勤、通学に便のよいさわやか号をというふうなことは考えられないかというご質問かと思いますが、現在、これまでの形もそうなのですが、今後につきましても、さわやか号というものの扱いを誰を対象に考えてやっていくのかということを煮詰める必要があると思っております。通勤、通学メインということになりますと、また全然違う対応になつまいりますし、台数の問題、当然に毎日朝夕の時間帯にダイヤを組んでという話になると、現在のような1台で賄うということはできませんので、そうなつてまいりますと、なかなか難しい部分が、特に交通事業者との関係が出てまいりますので、そういう難しいことが起きますので、今後そういうことにも使えるような配慮ができるか否かも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） さわやか号の南側の運行について、私は廃止するのは反対なのです。やはり介護予防をメインに出すのであれば、オレンジボランティア、それから買い物支援サービス、そういうまでもいかない高齢の方たちってたくさんおります。そういう

う方たちの足になるさわやか号をもっともっと便利に使って、そして通勤、通学とかにも使えるように、そして工夫することが今自治体としては求められているのではないかなと思いますけれども、そして便利にして利用回数を減らす、そうすると介護予防にもつながるし、本当に若い人たちには通勤、通学に便利になってくると考えます。その辺をどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、議会では今交通に関する特別委員会があります。

その中でもかなり議論しています。今何か話が行ったり来たりしていますけれども、そういうふうなものは、また逆に言えば特別委員会でも反映した後でまた話を煮詰めるという方法もあると思いますが、まだそのことでお聞きしたいことがありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、条例をつくったほうがいいのではないかという質問をしたのですけれども、やはり移動の保障というのは、憲法第25条とか第13条にも匹敵すると思いますので、重要な課題と思っていますので、よろしくお願ひしまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 要望ですか。要望はやめてください。質問があるのならば、再質問です。そこは守ってください。

それでは、これで1問目はいいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 学校給食の無料化について質問させていただきます。

2013年に成立した子どもの貧困対策法に基づいて子どもの貧困対策の展開と子どもの食事、栄養状態の確保が教育支援における重点施策の中に位置づけられております。給食費の無料化の理由として子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉える食育の推進を掲げる自治体が多くあります。県内では、零石町や九戸村においては、半額助成を実施しております。以下3点についてお伺いします。

1点目、文部科学省は、全市町村を対象に学校給食無料化調査をしましたが、無償化について、町ではどのように考えておりますか。

2点目、本町の給食費の集金は、父母要望が多い口座振替や納付書払いではなく、子ども会が中心に集金しておりますが、収納状況はどうですか。

3点目、無償化するべきと考えますが、小中学生それぞれ無償化した場合の助成金額は

どの程度かお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 学校給食の無料化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校給食は教育の一環として位置づけられている食育の推進において大変重要なことから、無償化による効果と財源確保を初めとする課題について調査、研究をするとともに、国の学校給食無償化に向けた助成制度の確立について要望を行ってまいります。

2点目についてですが、本町の給食費の集金方法は、小中学校ともに42地区の給食費集金担当者に依頼し、納付書による給付を行っております。収納状況は毎年100%となっております。

3点目についてですが、平成29年度の学校給食費は、小学生1人当たり年額4万6,800円で計6,833万4,105円、中学生1人当たり年額5万3,500円で計4,072万6,095円、総額1億906万200円となりますので、この額が無償とした場合の助成金額となります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問させていただきます。子どもの健全な発達を支える上で栄養バランスのいい給食は、重要な役割を果たしておりますが、無償化によって給食費の心配がなく、平等に子どもたちに給食が提供できることは大変望ましいことです。憲法第26条においては、義務教育は、これを無償とするとされております。しかし、現実には無料なのは授業料と教科書に限られており、保護者の経済的負担は大きいです。文部省の2016年度の子どもの学習費調査によれば、副教材費、自主教育材料部門とか、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などを含めて公立小学校で年間10万円、公立中学校で18万円ほどかかると調査報告があります。また、学校給食は、小学校で平均で月4,323円、中学校では4,952円です。公立の義務教育を受けるだけでこんなに学校でお金を徴収されるのは、とても矛盾していると私は感じております。

矢巾町の子どもの学習費調査では、小中学校それぞれどういう結果であったでしょうかお伺いします。岩手県の結果は出ていますが、矢巾町の結果は、調査には参加されなかったのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 質問の意味がもう少し理解できないようですから。

○13番（川村よし子議員） 子どもの学習費調査に参加したのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

県のほうから子どもの学習費の調査について毎年のように参っておりまして、それについて報告をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 参加しているか。

○学務課長（村松康志君） はい、参加しています。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、再質問ありますか。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町も参加しているということなのですけれども、その平均が全国では公立小学校が10万円、中学校が18万円という結果も出て、そのほかに給食費もあるということですけれども、矢巾町内の公立の小学校、中学校の経費をどのように見込んでおられるでしょうか。どのくらいかかっていると計算しているのでしょうか、それともしていないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 3点目の回答になかったですか。もっと詳しく。給食のほうですか。全体。

○13番（川村よし子議員） はい、全体。

○議長（廣田光男議員） いいですか、質問の内容。ちょっと議員の質問がまだしっかり理解できていないですから、ちょっとそこを精査します。その間、次の質問ありますか。

○13番（川村よし子議員） 低所得者層には生活保護や就学援助制度がありますので、給食費の負担は矢巾町は準要保護者にはないように私は受け取っておりますけれども、全国の就学援助制度利用の援助率が15.43%となっております。岩手県の状況が、矢巾町の状況等がわかればそのことをお伺いし、就学援助の中に給食費が入っているのは、岩手県内では矢巾町ともう市町村、2つぐらいしかないです。ですので、矢巾町としてはすごくいい取り組みをしているなと私は思って調査を見ましたけれども、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） お答えいたします。

お褒めいただきありがとうございます。まず最初に戻りますけれども、給食費の件につ

きまして無償化ということについては、国のほうへ要望ということでとにかく進めてまいりたいと思います。議員お話しのとおり食育ということで非常に大切なものです。子どもたちの食を確保するということが学校教育における子どもの安全、安心にもつながってまいりますので、そういったことで国のほうに要望していくということでお答えとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国に要望するということですけれども、ちょっと私もいろいろ資料を見て、岩手県内の状況なのですけれども、ことしの4月から、ここにも質問の項目にも載せていたのですけれども、4月から零石町、それから九戸村が半額助成。それから、岩手町が1食当たり45円、それから軽米町が1食当たり90円、それから一戸町が1食当たり26円、そういう補助を出しております。矢巾町は、給食費は中学生で5,000円を超えます。そういう状況ですけれども、米の購入の3分の1を補助しているとか、あと就学援助で準要保護者にも補助している、その割には高い、食材がいいのを使っているのかなと思っているのですけれども、やはりこのような近隣の町村と比較して高い給食費だなというところはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（稻垣譲治君） お答えいたします。

矢巾町の現状でございますが、学校給食費の補助として町単費で約300万円補助しておりますし、米の消費拡大ということで農協さんと共同で合わせまして350万円ほどの補助金を出してございます。

それから、1食当たりの給食費にいたしますと、特段矢巾町、そんなに極端に高い給食費だとは思っておりませんが、ちなみに矢巾町の1食当たりの給食費でございますが、小学校で1食当たり287円77銭、それから中学校でいいますと、1食当たり328円17銭という金額になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

はい。

○13番（川村よし子議員） 学校給食は、年間でいえば190日前後だと思うのですけれども、父母負担にすれば金額が上がりますので、やはり子どもを支援する、それから子どもを育

てるのに、やっぱり安心してできるという、そういうキャッチフレーズをするためにも近隣の町村と同じような方法をとるべき、そういう時期ではないかと私は思っているのですけれども、どうでしょうか。

それから、貧困率から見ましても7人に1人は貧困、13.9%、それからひとり親だと総体的に50.8%、2人に1人は貧困ということで矢巾町、他の市町村もそうですけれども、ひとり親の家庭も多いです。ですので、そういうことも考えていくことが今求められていると思うのですけれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（稻垣譲治君） 先ほどご答弁いたしましたとおり、近隣市町村と同様町単費で給食費のほうは町でも補助は出しております。ご質問にあったとおり、雲石町と九戸村につきましては、半額ということになっておりますが、その他の市町村同様うちで出している補助金につきましては、食材費に約650万円ほどが充当されております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 3問目、矢巾町個人住宅資金利子補給制度の拡充についてお伺いします。

1点目、平成28年度から開始している個人住宅取得資金利子補給制度の利用状況はどうでしょうか。

2点目、住宅ローン利子補給は、住宅新築または購入する方、3世帯以上の同居を目的に建てかえを行う方が該当し、リフォームローン利子補給は、中古住宅を購入後1年以内リフォームをする方、3世代以上の同居を目的にリフォームする方が該当となっています。制度を拡充することで町内中小業者の仕事が増加し、地域活性化につながると思われますが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町個人住宅取得資金利子補給制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成28年度が42件、平成29年度が49件となっております。なお、利子補給額は、平成28年度は約281万1,000円、平成29年度は平成28年度からの継続分が約

715万9,000円、平成29年度新規分で約422万9,000円であり、総額約1,138万8,000円となっています。

2点目についてですが、本制度は町内の事業者が建築やリフォームの施工を行う場合には、利子補給期間を2年間延長できる優遇措置を設けておりますので、引き続き本制度の周知を図りながら町内の中小企業の振興や地域活性化にもつながるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この制度を始めて丸2年になりますけれども、人口増につなげる施策としてやったわけですけれども、どのくらいの人口増加になったのか。広報等で人口の増減を見ると、なかなか進まないよう見えますけれども、この施策をすることによってふえていると思うのですけれども、どのような状況なのか、年齢構成とか、子ども世帯が、子どもが何人で大人が何人とか、そういうのがわかれればお教えください。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

人数の総数といいますか、大人、子ども含めて申請の段階でわかるようになっていまして、それを押さえておりますので、お知らせいたします。今現在で335名の方がこの制度を利用されている世帯数の中の人数だということになりますし、そのうち純粋に矢巾町外、町の外から入ってきて人口増加に直接つながっている人数としては177名というふうに捉えております。

なお、年齢構成等までは、調べられなくはないのですが、今まで特には調べてはいなかったところでございますので、今現在データは持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） やはり年齢構成も調べてほしいなと思って質問させていただいたのですけれども、やはり子育て世帯は、経済効果が大きいように思うのですけれども、そういうのはちょっとまだ学んでいないのですけれども、子どもたちの食事、それから衣服、そういうことで購買力も高まると思うのです。ですので、やはりこの制度はもっともっと拡充するとか、広めることが必要だと思っております。それでお伺いしますけれども、

今後これを拡充する、この答弁の中に引き続き制度の周知を図りますとありますが、どのように周知していくつもりなのか、もっと広めるつもりなのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　お答えいたします。さきに先ほどの答弁、ちょっと不足していたなと思った点がありましたので、お答えさせていただきます。

正確な数ではありませんが、申請、本日までで99件になっておりまして、そのうちほぼ9割は中学生以下の子どもがあるところです。残り1割程度がいない、これからというふうな、あと3世代同居とかというふうな要件で利用されているという状況ですので、9割ほどは皆さん子どもさんがいらっしゃるというふうな状況です。

それから、周知方法ですが、これまでも、これはやっぱり入り口が住宅メーカーさんとか、それから金融機関さんが入り口にどうしてもなりますので、そもそもがローンをお借りになる方に対しての利子補給なので、金融機関を通じるということが大前提になっていますので、これまでも金融機関に対して、ぜひ住宅ローンの相談があった場合には、積極的に勧めてくださいというふうにPRをしてきたものでございます。それ以外に従来も広報等では、一般住民の方向けには案内はしておりましたけれども、今後も年に何回か定期的にPRをしていくように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員）　何ばかりちょっとずれていたけれども、拡充の考え方。

○企画財政課長（藤原道明君）　現時点におきまして、これを拡充するというのは、人口増加につなげたいというふうな話での、かなりこれも頑張っている制度だと思っております。対象者の拡充は正直難しいのかなと思っております。あとは、もっとお金を、利子補給額をふやして、もっとばんばん利用していただくというふうな方法論は確かにあるとは思うのですが、そうなるとちょっと体制的にも厳しくなってまいりますので、川村議員さんがどのようなものを想定していらっしゃるのかあれなのですが、人口増加策とは別の観点でのリפורームなりの利子補給というものは、今やっているこのものとは別の枠で考えることは可能だと思うのですけれども、そちらについては、まだ今後の検討だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどは人口増の面で聞きましたけれども、地域活性化の面で私が以前に質問した住宅リフォーム助成制度と一緒にして利子補給というかできないのかなということで質問させていただきます。町内の業者、それから町外の業者があると思うのですけれども、その割合を含めれば、どのような状況になっているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 町内、町外につきまして、今手持ちにはないのですが、私は申請をずっと受け付けたやつを見ている限りにおきまして、残念ながら町内の事業者さんが手がけているというケースはごくわずかです。町内の業者さんにも我々としてはPRをしておりまして、まずそういうお客様が来たときに、ぜひこの制度を積極的に営業のメリットとして使ってくださいというふうにはPRはしております、町内の各事業者さんもそれをわかっているいろいろやっているとは思うのですが、現実にはやっぱりリフォームより新築のほうが圧倒的に多いので、新築となると、どうしてもやっぱり有名メーカーさんといいますか、そちらのほうが強いという関係もあります。リフォームもごくわずかですが、ないわけではないので、今後の空き家活用とかというふうな話の絡みで、先ほどPRの話で一般の方向けということもあるのですが、なお町内事業者さんに向けてどんどん営業に使ってくれというふうにPRを改めてしていきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 利子補給の金額を少し上げるとか、それから町内業者、商工会を通じてとか、そういうPR活動、そういうこともどんどん進めていただきたいと思います。そういうのも計画に乗せていただきたいと思いますが、町長の考え方として財政が厳しいので利子補給を上げることは考えないか、考えているか。今利子補給を上げると、後で返ってくる部分が多いと思いますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず川村よし子議員、この制度を定着させることが最優先課題で、まだスタートしたばかりですので、それから使い勝手がいいのかどうか、こういうことも実際お使いになられた方々からもアンケート調査なんかを使って、そしてそういう私たちの利子補給制度を使っ

て住宅を建築なされた方々の意見も聞いていくことも非常に大事なわけで、そういうことを総合的に勘案しながら、そして今あとは利子補給をまた上積みするのかという、いいことであれば、これはもう積極的にやるべきことなので、今のところはそういった制度の定着。

それから、リフォームについても今企画財政課長が申し上げたとおり、空き家対策の一環として今後考えていかなければならないことも出てくると思うので、こういうことも含めて、いずれ利子補給の上積み、リフォームのあり方については、全体的な住宅政策の中で考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を11時5分とします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、7番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（7番 昆秀一議員 登壇）

○7番（昆秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。まず最初に、地域コミュニティの活性化について質問いたします。

本町では、全国に先駆けて昭和55年にコミュニティ条例を制定し、地域コミュニティの活動の推進に努めてきているところでございますが、現在のコミュニティの状況と条例が制定された当初とは時代が大分変わってきたていると思います。そこで今後の地域コミュニティの活性化について以下お伺いいたします。

1点目、条例では町長が必要な助言をするものとなっておりますが、今までの助言内容とその効果。

2点目、人口増を目指す中で今後のコミュニティ活動に対しての支援の考え方。

3点目、かつての振興住宅地の高齢化が顕著で、それらの地域への支援策。

4点目、条例の中で位置づけられているコミュニティ計画作成について、今までの計画の内容と、その計画でなされたこと。

5点目、人口減少が心配されている地域への具体的な支援策。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の地域コミュニティの活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、コミュニティ運営や課題に関する各相談に応じておりますし、補助金に関する問い合わせなどにも対応するなど、日常的に助言を行っており、各コミュニティの円滑な運営及び課題解決に寄与しているものと捉えております。

2点目についてですが、本町では人口増を目指し、町外からの転入促進に力を注いでいるところですが、人口増加地域においては、転入者のコミュニティ活動への参加促進が課題になると考えられていることから、必要に応じて当該コミュニティと協議を行いながら町として必要な支援を考えてまいりたいと考えております。

また、コミュニティ支援の一環として日時を決めて地区公民館に町職員が出向いて、各相談に応じる移動町民室を検討してまいります。

3点目についてですが、町内では各種データから高齢化が比較的進んでいると考えられる地域もありますが、その課題や対策は一様ではなく、地域ごとの特殊性や住民の皆様方の考え方によって異なるものと思われますので、今後はコミュニティ条例の精神にのっとり住民の皆さんとともに考え、また議会と協議しながらコミュニティが必要とする支援等を適切に行えるよう努めてまいります。

4点目についてですが、各コミュニティは、おおむね5年ごとに活動方針や組織体制、主要事業や年間行事、施設等の整備や収支に係る中長期的計画が策定されております。このコミュニティ計画は、各コミュニティが毎年度の事業を企画、実施する際の一つの指針として計画的かつ着実に地域社会の維持、発展に寄与しているものと認識しております。

5点目についてですが、コミュニティの人口減少につきましても、高齢化の問題と同様に、その地域に暮らす住民の皆さんと一緒に考えていくことが必要と思われますので、町といったしましては、まずは町全体で人口増加に向けた施策を進めながら各コミュニティの皆さんと話し合い、その意向を尊重しながら解決に向けた支援を行ってまいりたいと考え

ております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） きのうの質問でもあったのですけれども、地域包括ケアシステムについて関連してお伺いしたいと思いますけれども、ことしの4月に盛岡市で母親の遺体を放置したとして死体遺棄容疑でその長女が逮捕されました。母親の遺体は、発見まで約4カ月かかったのだそうです。現在では、町では可能な限り住みなれた地域で暮らし続けているような地域包括ケアの実現に向けた取り組みが進む中、この事件は、要支援者との関係づくりの難しさ、それから職種間の連携の重要さを改めて考えさせられるものでした。この事件が浮き彫りにしたことは、同居する家族を含めた支援を他職種の横の連携、それこそ地域コミュニティ、組織的にどう進めなければならないのかという連携のルールづくりを進めていく必要性があるのだと思います。今後町として介護、医療を含めた生活支援などを密にした連携体制と感度を高くしたチームづくりをしていくべきに思うのですが、町としてこのような事件から今後の地域包括ケアについて、この事件の抱えている問題に対してどう考えるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今昆秀一議員からもそういう痛ましいことが私も理解させていただいておりますが、今が考えておるのは、やはり近隣での支え合い、そういったことを含めた地域共生社会、ともに生きる、そして今福祉の世界では、我が事・丸ごとということがよく言われるのですが、何か起きたときに、必ずそういうことが言われるわけです。だからこういうことをしっかりと構築していくのがまさに地域包括ケアシステムなわけでございます。

そういった中で私は、そういった地域包括ケアシステムを展開していくまちづくりをしていくことがまず地域の、特に、もう矢巾町だってそういうことがあり得るようなことが実際起きているわけです。例えば民生児童委員から連絡があって、そして警察の方々と一緒にになって、ではもういわゆる本当に間一髪で、そういうことを私ども実際事例として目の当たりにしておるので、人ごとではないのです。だから、この人ごとではないのだと、我がごとのだと、それがさらに私は地域の地域ごと、コミュニティなのです。やはりそこを私は大事にしていかなければならぬと。そのコミュニティをいかにしてこれからし

つかり人材育成を含めて体制を整えていくかということが私たち行政に問われていることでございます。

もうそこで私は、まちづくり改革元年だとことし言っているのは、そういったことに横断的に対応できる体制整備、そしてプロジェクトチームを立ち上げていくことなのです。まさに今私どもとすれば、そういうことのないように、できれば安心して、そして楽しくみんなに住んでもらえるまちづくりを考えたときに、そのところが一番大切な根っここの部分だと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） この地域包括ケア、生活支援や介護予防もあるのですけれども、原点は老人クラブや自治会などの互助、それこそ我が事としてお互いさまという精神もあります。地域コミュニティが最も大事になってくるのが先ほども町長言われたように、担い手と一緒にになってやっていくということにあります。地域包括ケアシステムが現在構築されておるわけですけれども、今後の高齢化の波が頂点に達する前に、しっかりととした地域包括ケアシステムを築くには、本町としては、今一番大事だと思い取り組んでいるは、やはり国からのお仕着せではない、本町独自のものを求められているわけですから、今システムが本町ではどこまで構築されて、どのように機能されているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今昆秀一議員からの質問あったこと、実は私、この間青松学園大学で何かお話をしてくれということで矢巾町のまちづくりの現状と人生100年時代と矢巾町ということでお話をさせていただいたのです。今までにこの地域ケアシステムの改革です。これが今行政に問われているのです。それを私なりに抽出してみたのですが、まずできるのであれば、医療、介護、この連携で自分が希望する場所で、いわゆる最後の最後までしっかり生活できる、このためのサポート体制、それがやっぱり地域包括システムの一つの大きな課題だと、そのための行政の取り組みと。

それから、もう一つは、認知症です。この認知症の特にも初期集中支援チーム、これも今矢巾町では取り組みを始めました。ただチームをつくればいいということではないのです。これにいかにして魂を入れていくかということなのです。だから担当課長なんかにも言っているのはそこなのです。もう国の補助、早くちょうどいしたからそれでよしではな

いのです。それをいかにして皆さんに還元していくかということが私たちに問われていることなのです。だから、私は今認知症に負けない矢巾町と、そのため行政がどのように取り組んでいかなければならぬかということなのです。

それから、もう地域包括ケアのあれは、先ほどもお話ししたように、これはもう人材の育成です。人材の育成なくして地域包括ケアシステムの改革はできないと。そしてあとは、地域包括ケアシステムは、地域課題として、コミュニティとしても取り組んでいかなければならないのだということを私は、そういうことを考えております。

そして、できればやはり地域包括ケアシステムを構築していくのには、全庁の取り組み、やはりその中には機構改革も含めた全庁的な取り組み、いつもお話ししているのですが、高齢者だけではないのです。もう人生100年時代の、もう生まれてから亡くなるまでの切れ目のない支援体制をとっていくのが地域包括ケアなのです。そこに私は視点を充てて、これから内部の改革も含めてやっていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 町長の思いは伝わりました。これから頑張っていただきたいと思います。

そこで町長の思いはわかったのですけれども、地域のほうにそれが伝わっているのかというところをちょっとお聞きしたいのですけれども、地域のコミュニティの衰退が懸念されて久しいのですけれども、その背景には、先ほどから申し上げている人材育成、支え手である人材も高齢化をしております。町内人口変動については、進学などで町外に出た方たちがそのまま町外へ定住して戻ってこないようなケースが多いように思いますし、ですから若い方たちのUターンやIターンなど、どのようにこれから進めていくのか、今後どうしていこうという考え方なのかお伺いしたいと思いますし、そしてそのような若い方たちや新しい住民に対してコミュニティに、答弁にもあったように溶け込みやすくするにはどうしたらいいと考えているのか。町としての考え方と、あとコミュニティ会長会議などではどのようにこのようなことを話し合われているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今県でも若者、女性協働推進室があるのですが、まさに矢巾町もそのことにはもう取り組んでいかなければならぬ時代の要請なのです。だから、今私も盛岡の青年会議所には

なるべく機会があるときには足を運ばさせていただいております。なぜ青年会議所かといふと、昔の青年団のやはり活動を踏襲している場だと私は思っているのです。それから、商工会であれば女性部、青年部です。だから私は、そういうものをしっかりと今の矢巾町に住んでいらっしゃる、または活動していらっしゃる若者、女性の方々、だから私も今青年会議所の方々とも矢巾町のこれからの方、どうしたらいいかということで今お願いしているのです。そして、そういう話し合いの場を持って、今女性の集いは社会教育課がまず中心になってやっているのですが、いずれこれをもう少し進化させて、そしてこれからのやはり今非常に残念なのは、いわゆる出生率が1.28なのです。もう岩手県で一番だめだというか、ワーストなのです。だからそれはやっぱり私も反省しなければならない、トップとして。やはり女性とか若者に魅力のない町なのかなと。そのためには、やっぱりしっかりと取り組んでいかなければならないということで、今私どもの考え方としては、そういうことをまず皆さんとそういう機会を設けて、そして今教育長にもお願いして、この間不來方高校にまず教育長、おまえ行って講師してこいと。そして、そこの中で交流をさせて、不來方高校の高校生、今は18歳で選挙権があるのです。もう社会参加ができている人たちなので、そういう人たちの声を聞いてこいと、そういうことを今始めました。だからこれをいかにして今度、先ほどの地域包括ケアシステムではないけれども、コミュニティにおけるしていくかということをこれは私ども今後至上命題として取り組んでいきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） コミュニティ会長会議等での話の内容というふうなことありましたので、お答えいたします。

やはりそれぞれのコミュニティで共通の悩みだったり、違った悩みだったりを抱えていらっしゃるというふうなことでのお話はよく聞かれます。共通の悩みというのは、コミュニティ役員のなり手が困っていると。いつもどうやって決めるのかということについての情報交換をしたりして困っているという状況です。それでやはり一様に現在は65歳まで働く方が、ほとんどそういうふうな状況になってきているので、65歳を超えるまではなかなかコミュニティの、特に役員のほうにはお手伝いしていただけないという状況が困ったなというふうな話をしていました。まさしくそういったことです。

あと子育て世代の方々は、子ども会とかをやっているうちは参加するのですけれども、子どもたちが上がった途端にもうさっと手を引いた状態になるというのも悩みだというふ

うなことをおっしゃっておりますが、まさしくそれはどちらでも同じ状況なのかなと思うのです。

先ほどのU、Iターンのところにも関連しますし、あれなのですけれども、やはり今までとは違う考え方でいろいろやっていかなければならぬ時代になってきているのかなと思われますし、あとは矢巾町、実は昭和50年代からコミュニティをずっと立ち上げてきてるので、我々はよその世界を余り知らないですけれども、実際よその話を聞くと、かなりもっと大変らしいです。特に盛岡市でそういった痛ましい事件があったようですが、都市部であればあるほどコミュニティがかなり崩壊しているといいますか、うまくいっていない。矢巾はかなりまだいいほうだということは、よその話を聞いてわかりました。

ただ徐々に危ない方向になっていく傾向も見えてきているので、これはただ包括的にといいますか、それこそいろんな方面からいろんな手を打っていかないと、一つの手段で解決するとは到底思えない大きな課題だなと思っていますので、議員各位の皆様にもいろいろアイデアなり出していただき、我々も汗をかきますので、ひとつ皆さんで全町民で何とかしていきたいなと思いますので、よろしくご協力をお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） コミュニティ支援の一環として日時を決めて公民館に町職員が出ていて各種相談に応じるという移動町民室を検討しているということですけれども、これは大変私はいいアイデアだと思うのですけれども、いつも意見を言う人は決まっているような気がしますし、せっかくなので、できれば余り声を出さないような人から思いを引き出せるように、例えば手紙をそのときに受け取りますとか、希望すればお家までお話を伺いますとか、そういう小まめな、そのとおりしなくてもいいのですけれども、配慮があればいいのではないかと思います。

ですから、今までもそういうスタンスではやられてきたとは思うのですけれども、そういうことをやっていますという町民室もしっかりとPRを、もっと浸透させていくことが大切なのだと思いますし、町職員、せっかく地区担当職員も設けておられるようですので、その担当職員は、区長との連携ばかりではなく、その地域の住民の方にも顔を覚えてもらいながら信頼してもらいながら高齢者を含めた、高齢者ばかりではないのですけれども、幅広い人たちとぜひ交流を持ちながら、今よりももう少しづつ関係性を深めていっていただきたいと思うのですけれども、見解をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずこれから矢巾町もますます都市化の進展、これによってコミュニティの脆弱化、これは避けて通れない。今はもう先ほども担当課長が答弁させていただいたのですが、もう担い手、先立ちの担い手なんかの確保も非常に難しいということが実際あるわけなのですが、そういった中で私はこれから人生のステージ、教育から、例えば仕事引退のこれまでは、私たちの場合は3つのステージなのです。これからはいろんなマルチ、多様なステージがこれから求められてくると。そうすると、ますますコミュニティが大変な状況になるということで、だからなぜ出向いてお話を聞きするかということは、実際役場においてもしっかりした情報のキャッチができないわけです。だから今ご指摘あったように、周りが気になるのであればお手紙でもいいし、それはどういう形でもいいから、いずれ私らにすればそういった声なき声をしっかり受けとめて、それを形にして見える化していくのが私の仕事なので、だから一気にご用聞き隊も始めさせてもらった地区担当職員の制度も始めたのですが、これがまだまだ私が思っているようなあれではないのですが、一つ一つ階段を登らさせていただいて、そして先ほどからお話ししているコミュニティ、みんな出支え合ってやっていける体制を構築していきたいということで、特にこれから人口増の中でコミュニティの問題が一番私は大きな課題になってくると思いますので、その課題解決のために皆さんとともに、特にも議会の議員さん方には、大所高所の立場からご指導、ご助言をいただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、精神疾患の理解と支援について質問いたします。

ことしに入って精神疾患がある子どもを親が監禁する事件が相次いで起こっております。このような事件が起きないようにする対策を含めて精神疾患について以下お伺いいたします。

1点目、全国的に精神障がい者を含めた障がい者に対しての強制不妊手術や人工中絶手術が問題となっておりますけれども、本町の対象者の把握と支援策。

2点目、第5次障がい者プラン、障がい福祉計画では、精神保健、医療の適切な提供を

することになっております。その具体的な取り組みと今後の精神疾患をお持ちの方に対する支援、予防策。

3点目、入院している精神障がい者への退院後支援計画の策定について。

4点目、初めに申し上げました事件の背景には、精神障がい者に対する大きな偏見や医療、福祉体制の不十分さがあるのだと思います。患者は、これからももっとふえてくることが考えられ、その実態が一般の人には知られていない状態も出てくるように思います。そこで今後広く一般の方に対して、特に学校などを通しての思春期の子どもの心の健康に対しての正しい理解と支援策が必要になってくると思われますが、どうでしょうか。

5点目、精神疾患等の相談体制。

6点目、今年度から障がい者の法定雇用率が引き上げられました。さらに、身体、知的障がいに加えて精神障がいも加えられることになりましたけれども、これから的精神障がい者への就労支援策。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　精神疾患の理解と支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、旧優生保護法で問題になっている機関の当時の文書資料がないことから、本町としての把握はできない状況にありますが、被害を受けた方がいらっしゃる場合には、国や県の支援方針を確認しながら丁寧な相談対応に努めてまいります。

2点目についてですが、これまで本町が実施しております精神保健相談、健康教育等の要望事業を継続しながら必要時には、保健所や相談支援機関、医療機関等の専門機関と連携を図って、相談や治療が安心して受けられる体制を大事にし、あわせて自立支援医療制度や精神障がい者保健福祉手帳制度等の利用を促進し、必要な治療と生活の中に安心が提供されるよう努めてまいります。

なお、自殺対策基本法に基づく矢巾町自殺対策計画を昨年度全国に先駆けて策定をしており、矢巾町障がい者プラン、障がい者福祉計画と連動しながら鬱予防支援に取り組むほか、地域や職域と連携した心の健康づくりや地域での生活支援をさらに推進してまいります。

3点目についてですが、本年3月に国から各都道府県知事等に対し、退院後の居住地を管轄する保健所が措置入院者に対する退院後の支援計画を策定するよう指針が示され、計画策定においては、既住先の市町村職員も支援会議に参加するよう求められております。

5月末時点で支援会議への参加要請を受けた事例は今のところございませんが、今後保健所からの要請を受けた場合は、当事者の方の社会復帰を支えるため連携した対応を行ってまいります。

5点目についてですが、本町では保健師による相談対応を随時行っているほか、年5回精神科医師による心の健康相談を実施しているほか、県央保健所による心の健康相談や近隣の福祉サービス事業所及び相談支援事業所の協力による福祉制度の利用検討を含めた相談を実施しているところであります。

なお、医療、福祉以外の分野の機関からも相談者が案内されるケースも増加していることから、より多くの機関と連携できるよう幅広いネットワークづくりを継続しております。

6点目についてですが、一般就労、障がい者雇用及び障がい福祉サービスの利用等のさまざまな雇用形態があることを踏まえ、当事者の方が希望する業務内容や勤務形態を実現できるよう医療機関や雇用主、ハローワーク等の関係機関と連携し、個別に課題の分析を行いながら支援を実施しているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、精神疾患の理解と支援についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、学校には思春期の子どもの心の健康に関する知識や知見を持つ養護教諭がおりますので、その専門的な知識を保護者へお知らせすることや町や学校のホームページに掲載することで子どもの健康について一般の方にも広く周知を図りたいと考えております。また、子どもの心の健康に不安を抱える保護者に対しては、矢巾町教育研究所の専門の相談窓口において、学校及び医療機関などと連携しながら支援をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆　秀一議員）　ある統計では、精神疾患は5人に1人が障がいで発症するとされております。全国では、実に約392万人の患者がいるということですけれども、本町では、精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加する傾向にあります。しかし、この数は氷山の

一角であり、実際の精神疾患がある方はもっと多くおられると思います。障がい者権利条約の批准以来、障がい者を取り巻く状況はさまざまの法が整備されており、3月に本町では策定された障がい者プラン、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画においては、今後3年間の計画が示されていますけれども、その中で精神障がいについては、先ほども申し上げました精神障がい者保健福祉手帳の保持の方々、それから公費の負担申請者の数とも増加しておりますけれども、町としてはこの増加をどう捉えて施策に盛り込んで対応しているのかと。

あと何の障がいに対してもそうなのですけれども、困り事が起ったときに、できるだけ早く相談できることが望ましいことだと思いますけれども、なかなか相談機関などに結びつかないことも多いようですけれども、そこでSOSを察知できるような、それ以前の出る前の危険サインをどう察知して支援ができるかということが必要になってくると思うのですけれども、そこら辺の対応についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

精神保健福祉の制度の利用が伸びていることにつきましては、安心した生活と治療の継続ということでよいというふうには捉えておりますが、利用に至らない方に対しまして、もっとやはりいろいろな啓発が必要だということは認識しておりますので、努力していくたいと思います。

そしてまた、早期対応につながるための相談のあり方につきましても、どの病気とも同じで精神の症状を不安に抱えている方に対しましては、早期の対応が必要ですので、福祉が中心となりながら、そしてまたさまざまな相談機関でも相談できる場所をふやしながらというか、相談対応に当たる人材育成もしながら早期対応に努力していきたいということをまた相談支援機関とともに努めていきたいと思いますので、今後も努力していきたいということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問、昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　精神疾患の原因というのは、いろいろあるわけですけれども、もともとの基本疾患として発達障がいなどを持った方が、周囲の理解が足りなかつたために生きづらさから精神疾患を発症する場合も多いようです。これを防ぐには、やはり障がいの理解、周囲の理解をしてもらうということ、本人も自覚のないまま、さらに家族の理解もなかなか難しい場合も多くあるようですので、それらが引きこもりに発展するなど2次

障がいが起きてしまうこともあるようです。

このようなときに、本人はもとより家族もどうしたらいいのかというのがわからなくなってしまうようですので、これをいち早く相談につなげられて、治療に持っていくことが必要なのですけれども、この2次障がいへの防止策というのと、それに伴う家族支援については、町としてはどのように取り組んでいるものなのでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　まさにそのとおりでございまして、実はもう医大のところには今度県立の療育センター、それから盛岡都南支援学校、私もときどき行っておるのですが、この間も県議会の常任委員会が視察に来たのですが、あのときに玄関にいつか来る、きっと来ると、たとえその日が長くてもいい日が来るのだという石碑というかあるのです。それを読んだときに、まさに障がいの方を問われたなということを私も障がいのことはある程度はわかっておったつもりだったのですが、いつか来る、きっと来ると、その思いを持ったときに、これから障がい福祉は、本当にだから私は、今やっぱり障がい者、障がい児、個人としての尊厳、これ。あともう一つは、いわゆる社会参加ができるような仕組み、これを考えていかなければならない。だから、これはもう市町村だけではなく、県、国が一緒になって制度に谷間がないような仕組みづくりをしていかなければならないと。だから、そのことについては、今回のことについては担当課長から答弁させますが、いずれ障がい施策の一番の根っここの部分は理解してやる、理解の促進なのです。そこからスタートなのです。

そして、あとは今回も児童虐待のこといろいろ、うちの担当課長は、もういち早くそういうための緊急児童相談体制も今回つくりました、仕組みを。だから、そういうものを一つ一つ精神障がいの何かあったときのそういった緊急の相談体制、こういう仕組みをしっかりとつくって構築していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　お答えいたします。

発達障がいの対応には、やっぱり理解がとても大事だということを認識しております。基幹相談支援センターに今年度より発達障がいに詳しい相談員が、基幹相談支援センター及び関係事業所のほうに発達障がいの相談につきましても、やっぱり強化していくというところを確認しておりますので、さまざま周知、啓発していく機会をふやしていきたいな

ということをこれから努力してまいりたいということお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 今回の障がい者プラン計画の策定には、事前アンケートの調査、より詳しくされているようで大変よろしかったのですけれども、私は前回の第4次の計画の策定に申し上げたことがあったのですけれども、障がいのある方たちの意見をもっと大事にしていくためには、障がいをお持ちの当事者に計画策定に参画してもらうべきではと言ったのですが、そのときの答弁では、次回はぜひ参画してもらうようにするということだったのですけれども、今回の計画策定には、どのように障がいのある方が参画したのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 当事者の方とゆっくり話し合う機会が現実的に時間的に大変確保が難しかった経緯がありまして、当事者の方の声を、やっぱり気持ちを大事にしていくということでご家族とか関係団体とか事業所の方々とか、そのような方々に計画の作業部会のほうに参加していただきながら声を拾っていくような努力はして策定に至ったという経過をお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） ということは、障がいのある方が参画余りしていないということで捉えてよろしいのでしょうか。アンケートで十分ということはあり得ないと思いますので、まずは私は極端に言って、当事者である障がい者の計画なのですから、事業者も大事ですけれども、半数以上委員を当事者にしてもいいように思うのですけれども、そういうふうなことはできないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

先ほどちょっと難病の話にも触れさせていただいたのですが、今私もある難病のあれでいろいろかかわりをさせていただいてあれなのですが、担当課長にはふれあいランドにもそういったいろんな障がいの方々の組織もあるし、それから当事者の方々も当然おられるわけですので、今後やっぱりそういうところに本当にあれなのです。ALSなんかの筋萎縮のあれなんかのほうに私も行って現実、でも自分の思いをいわゆる口では言えないけれ

ども、そういうことを、だから私はやっぱり現場を見る大切さというのは一番わかつておるつもりですので、前にもそういったところをふれあいランドなんかに行くと、もう常にそういう方々とふれあいができるわけですので、今後そういうこともしっかり職員には指導しながら体制整備をしていきたいということで、これは障がいに限らず、何の計画でもそのとおりです。農業であれば、農家の方々の声を聞くと。だからこれはごく当たり前のことをしっかりやっていないというところにちょっと問題があるので、それを一つ一つ先ほどの難病の話になるのですけれども、去年はぜひ難病連と話をしてやりなさいということで実現したわけなので、そういうことを積み重ねながら、そして理解をしておあげすることからスタートをさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）私もただ障がい者入れろ、入れろというだけではなく、どうしたらそういうふうな障がいを理解できるかという、ちょっとアイデアも申し上げたいのですけれども、確かに一気に変えるのは難しいので、まず少しづつ変えていく必要があると思いますけれども、そのような意見を言える人の言葉を聞くには、私は当事者に相談員、ピアカウンセラーやピア相談員などの同じような障がいを抱えている方たちの支援する、同じように支援できるような働くような場所というのをつくったらいかがかなと思っております。そのようなピアカウンセラー、ピア相談員などの考えがあればお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）高橋町長。

○町長（高橋昌造君）お答えをさせていただきます。

まず矢巾町は、民間での障がい者の取り組みは、もうご存じのとおり新生園とかみちのく療育園とか、もう本当に矢巾町には町内にはそういう、それから今回先ほどお話し申し上げた発達障がいとか何か、もう療育センターとか、盛岡都南支援学校とかあるわけですので、だから私はそういったことをお手本にしながらしっかり取り組んでいきたいと思いますし、何よりも私一番大事なのは、障がいというのもそうなのですが、できる限り先ほどのコミュニティとあわせて障がいの方も地域で自立できるようなことを考えていかなければならぬ。それは、やっぱり支え手がなければできないわけです。その支え手というのは、ボランティアです。だから、今介護ボランティアというのはよく言われるのですが、障がいボランティアというのが余り聞こえないわけです。だからそういうことをやはりこ

れからいろいろな形でボランティアをふやして支え手をしっかり育成、いわゆる人材育成をしてやっていくことが非常に大事だということで、そのところは昆秀一議員と思いは同じですので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） それから、障がい者の雇用についてですけれども、特にも今年度からは、障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わっておりますけれども、法定雇用率も民間が2.0%から2.2%、地方公共団体では2.3%から2.5%と引き上げられておりますけれども、これに対して地方公共団体として町の対応をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり30年4月、ことしの4月でございますけれども、公共団体2.3から2.5と変わりました。町の実態はということでございまして、今現在矢巾町の実態につきましては、雇用率2.5、人数は2人、それから換算が4人換算という形で障がいの程度によつての換算という考え方でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 昨日高橋安子議員が言われた人間の究極の幸せが4つあるということです。これはある会社の経営者の方が同士の方から聞いたことなのだとそうですが、もう一度繰り返し申し上げたいと思うのですけれども、人に愛されること、人に褒められること、人の役に立つこと、そして人から必要とされること。その経営者いわく働くことによって、この4つ全てが得られると思うと言つております。私も全く同感だったのですけれども、ぜひ障がい者だけではなく高齢者もそうです。そういう方たちに働く場所をつくっていく上でも行政がまず率先して障がい者の雇用を今2.5%あると言つたように、もうちょっと広げて、ほかの民間企業にもふやしていけるようにしていただきたいと思うのですけれども、町としての今後の障がい者雇用についての見解をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり雇用の部分、伸び率の部分については上げていくという取り

組みも今後してまいります。ただその中にご説明というか、制度改正の部分で精神障がい者の部分、これも今回新たに加わったという形の中で、なかなか特化できるものであればいいわけですけれども、そこら辺もあわせて対応をしてまいりたいと。ちなみに現在矢巾町の雇用の部分、対応の部分は電話交換士の部分という形でありますので、そこら辺の業務内容、また採用の部分、ここら辺も捉えながら対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を12時50分とします。

午前11時54分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで5番齊藤正範議員は、都合により早退しましたので、お知らせいたします。

発言の訂正

○議長（廣田光男議員） ここで午前中の答弁の中で学務課長のほうから訂正事項があるとの申し出がありましたので、これを許します。

村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 午前中、川村議員の年間の学費は幾らかというご質問について保留をしておりました。このことについてお答えを申し上げます。

学校におきましては、学年あるいはクラスに応じて集金額あるいは学費が差異が多少あります。ということで今回その全てを申し上げることはできないので、最も学費がかかると思われます最高学年について申し上げたいと思います。

まず小学校でございますけれども、小学校の場合には、学校の集金がまず2万円ほど、そしてあとは給食費がありまして、それから卒業を控えておりますので、特別集金というものがございます。これらを合計しますと、小学校6年生のときの学費、これが9万円弱というふうに計算されます。

なお、これには修学旅行およそ2万数千円かかるのですが、この分は入っていないもので

ございます。

一方、中学校でございますけれども、中学校は集金は年間6万2,000円ほどかかります。内容につきましては、学用品やらテキスト代、それから生徒会費、PTA、クラブ活動費、そして先ほどありましたように卒業アルバムの集金等、これが6万2,000円ということで、これとあとは給食費5万3,500円を加えまして、年間およそ12万円弱の学費がかかるということになっております。

ちなみに、小学校のほうの修学旅行は、先ほど言いましたように2万数千円、それから中学校は7万円ほどかかるということなので、これを加えますと、中学校でありますと19万円ぐらいかかるということになります。

それから、中学校の場合には中1に入るときに制服等の準備に8万円程度お金が必要になるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、昆秀一議員の3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、本町の広聴広報の充実についてお伺いいたします。

広聴とは広く意見や要望等を聞くことでございます。行政にとって住民ニーズを把握することは、行政施策を推進する上で欠くことができません。また、広報はより迅速に住民に行政情報を伝えることにより、住民と行政の間に信頼関係を築いていくものであります。これら広聴広報活動の充実について以下お伺いいたします。

1点目、第7次総合計画の中では、広聴広報の充実の現況と課題、施策の方向と指標が位置づけられておりますけれども、改めて見直してみると、広聴の内容が全く位置づけられおりませんでした。そこで本町としての広聴についての施策の考え方をお伺いいたします。

2点目、第7次総合計画の中では、町ホームページのアクセス数をふやす指標が示されており、音声読み上げ機能の改善が位置づけられております。この機能の利用者の声と今後の改善策をお伺いします。

3点目、やはラヂ！について、現在のラジオ機器の配備状況とリスナーからの番組等に対する声の把握。

4点目、町地域懇談会、ご用聞き隊の開催状況と、その感想。

5点目、広聴広報に関しては、担当職員だけでなく、全職員が広聴広報マン、ウーマンに

なる必要があると思われますが、その意識をどう持っているのか。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　広聴広報の充実についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第7次矢巾町総合計画前期基本計画において、広聴について触れられておりませんが、広くお知らせする広報と広くご意見をお聞きする広聴は一体で切り離すことのできないものと捉えており、広報施策に対する町民の皆様からの声を広く受けとめることが広聴の一つの形と考えております。

具体的には、矢巾町情報番組やはラヂ！についてのご意見やホームページやソーシャルネットワークサービスを通じてご意見をいただくこと。さらには、随時投書やメール等でいただく町民の声など、いろいろな形でいただくご意見を真摯に受けとめ、これに加えて現場にできるだけ足を運んで町民の皆様から直接ご意見をいただくことに努める現場主義の徹底など、日常的にいただいている多種多様なご意見を組織として共有し、町政に反映させております。

2点目についてですが、平成27年度から町のホームページに読み上げ機能を登載しており、現在のところこの機能に対する利用者の方からの声はいただいておりませんが、機能の改善策として町の社会福祉協議会と連携して、全盲、弱視及び視覚障がいに対応したホームページの策定によって利便性を向上してまいります。

3点目についてですが、5月末日現在1,694台であり、内訳については、有償が1,165台、無償が529台となっております。また、やはラヂ！のリスナーからの声については、例えばオープニングトークに季節感を入れる、町民歌だけでなく町内小中学校の校歌を流す、町民歌や校歌を流す前に作詞作曲者の名前を伝えるなど、さまざまなご意見がございますが、いただいたご意見の中で改善できるところは直ちに改善をしております。

なお、番組内容につきましては、定期的に見直しを図り、番組ではさらに多くの町民の方々に出演をいただく等取り組みをしております。

4点目についてですが、昨年度は町政懇談会を6地区で開催し、154名の参加をいただき、70件の意見や提言を賜り、昨年度からスタートしました矢巾町ご用聞き隊につきましては、4地区で開催し、参加者は計94名で42件の要望を承りました。これらは、地域からの求めに応じて開催をして、いずれも前年度の実績を持っていることから、町政に対する関心が徐々に高まっているものと受けとめておりますので、今後も両制度を継続し、町民の皆様と

の対話を重ねながら町政推進に生かしてまいりたいと考えております。

5点目についてですが、職員一人一人がアンテナを高くして、さまざまな情報をキャッチしながら可能な情報を提供していくとともに、町民に寄り添い、話を伺うという意識の徹底を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問に入る前に当職からお願ひがあります。質問者も当局も簡潔にわかりやすい質問、そして当局もわかりやすい回答、簡潔にお願いいたします。

それでは、再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 先ほどの地域コミュニティの質問のところでも移動町民室の検討をお話しされましたけれども、このような広聴の方法は、もっと発展させていくべきに思いますし、町政懇談会やご用聞き隊も各種開催しているわけですけれども、この際に出された意見や提言がどのようなものなのか。私たち議員が行っている町民懇談会では、基本しっかりと出席者全員に懇談会の内容をまとめた報告書を直接自宅に配っております。もちろんホームページにも掲載して、いつでも誰でも見られるようにしておりますけれども、その辺、町政懇談会やご用聞き隊の内容についてはどのように公表なさっているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

ご用聞き隊、それから地域懇談会でお寄せいただいたご意見につきましては、ホームページで公表するという形で行っております。どういう意見が出たかでとめないで、さらにそのもう一步いったところで、それに対してどう対処するのか、どう対処しようとしているのかというところまで含めた状態にしてから公表している関係もありますと、若干時間をいただいているところです。

（「まだ今はやっていない」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君） 昨年度からはやっております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） わかりました。やっているということだったのですけれども、ちょっと私も探し難かったものですから、そこら辺わかるようにぜひしていただきたいと思いま

す。

それから、町として広聴広報活動を行っているのですけれども、特に声なき、サイレントマイノリティといいますか、声をどのように集めているのか。

加えて若い方にこれからまちづくりに生かしていくような声を聞くべきと考えるのですけれども、それからよくいっぽいしゃべられる方もいらっしゃるのですけれども、やっぱり若い方の意見を特に採取していただきたいと思うのですけれども、経験豊富なベテランの方々もいるのですけれども、そういう方々からは、できれば若い方たちを育てる役目も担っていただきたいというところで、これはフェューチャーデザインというものにもつながっていくことだと思うのですけれども、この仕組みとして町としてサイレントマイノリティの聴取はどのように考えて採取しておられるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　ただいまのご質問ですが、サイレントマジョリティのほうだと思います。声が出ていないけれども、多数派の方、前……

（「少数派の意見」の声あり）

○企画財政課長（藤原道明君）　声が出ていない少数派ですか。それはちょっと考えておりませんでした。一般的にはサイレントマジョリティと言っていましたので、行政としてはなるべく最大多数の最大幸福ではございませんが、多くの方がどう考えているかということに対して政策を開拓するというのが基本的な考え方になりますので、そういった声をどう拾っていくのかということがあります。

議員からお話をあった部分として、サイレントではない方々については、いろんな懇談会等でお伺いしているわけでございますが、サイレントの方々につきましては、基本的には、これまで十分に聞いてこられなかつたというのが実態でございます。それに対して近年矢巾町でも取り組んでいますし、他自治体でもよくやられるようになった手法としてワークショップということがあるかと思います。ワークショップを公募して手を挙げた方でやると、ある意味ちょっと同じような、地域懇談会とちょっと似たような感じになってしまいますので、フェューチャーデザインのところでお話ししたように、一定のテーマというふうな絞りをしなければならないですが、基本的には無作為抽出した方々でワークショップをするというのが矢巾町の一般的な考え方を収集する一つの有効な手段だらうなと思っておりますので、今後そういうものをより充実させていく必要があると考えております。

そういうことで若い世代の声もそういったところでうまく発揮されるようにしていきたい

なと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 誤解なさっていたと思うのですけれども、サイレントマイノリティで私は聞いたので、少数派の、声の出せない少数派も大事にしてほしいという意味で言ったのであります。それで、ワークショップという話があったのですけれども、パブリックコメントも意見を言う場所ではあるのですけれども、なかなか集まらないし、説明会というのにも人が集まらない現状のようですので、ワークショップも若い方を集める方法としては、私が参加しようと思ってワークショップに申し込んだりして、謝礼が出ることも水道サポーターなんかもそうかもしれないのですけれども、謝礼を出すやつと出さないやつとかってどういう規定があるのかと思うのです。確かにそういう謝礼があれば、それ目当てで人が集まるのだと思うのですけれども、謝礼ではなく、例えば学生なんか私盛岡のほうで参加したときなんか高校生やいろいろ大学生、例えば矢巾であれば産技短の生徒に声をかけるというようなこともなさっているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

ワークショップのテーマによっていろんな形があり得るのかなと思っております。フューチャーデザインの例を出した場合には、なるべくより一般的なご意見をちょうだいしたいというふうな場合は、無作為抽出でというふうになりますし、若者の方からの特にご意見をちょうだいしたいという際は、議員からお話をあったような学生たちに声をかけるとかというふうな方法論ももちろんあると思っています。ただ正直申しますと、これまでにはそういった視点でワークショップを開いてくるというふうな形はとっておりませんでした。今までには、特に水道でやっていたのは、水道という分野についてのサポーターという形の中で、ご理解いただきながら町民の方の率直なご意見をちょうだいするというふうな目的でやってきましたので、あとは有償、無償の部分の考え方いろいろあると思います。有償であえてやるというふうな部分というのは、より無作為抽出をしながらやはり来ていただくという気持ちになつていただくためには、ある程度は必要なことなのかなとは思つてございますし、それが過剰に高い金額ではないというふうな金額設定もさせていただいて、余りお金もかけない範囲で何とかというふうなやり方をとっています。今後子育て世代からの意見を率直にいただくとかというふうなこともワークショップのスタイルがいいのではないかと思ってお

すが、そういう部分に関しましても日時とかをうまく調整してやるというふうなことをやりながらも、やはりちょっと集めるためには必要な場合は、やはり有償というふうな考え方立たざるを得ないのかなと思っています。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）ワークショップに関しては、いろいろな方法ありますので、模索しながらでもとにかく継続してやっていただくということしかないとは思うのです。よろしくお願ひしたいと思いますけれども、次に、やはラヂ！に関してですけれども、番組検討委員会では、基本的にどういうコンセプトで番組づくりをしているのかというところをお聞きしたいのと、あと今まで有線放送が担ってきました農事放送に関しての扱いはどのようになさっているのかということで、やはり有線放送が担ってきた役割というのは大きいと思うので、最低限そこら辺の維持ができるようにすべきだろうと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）やはラヂ！についてのご質問ですが、基本的なコンセプトとしまして、いわゆる単に役場の一方的な情報を流すだけというスタイルだとつまらないで聞きたくないというふうになることを一番問題だと思っておりますので、やはり情報を伝えつつもおもしろいなと思っていただけるというふうなことを主眼にするべきかなというふうな考え方で進めております。

それから、もう一つの柱として有線がやってきて、しかも好評だったというふうな部分もできるだけ取り入れていきたいなというふうな考えでおりました。まだまだやりかねているところもあるのですけれども、徐々に、最近特に町民の方々の出演の頻度を高めるような形を目指して段階的にですけれども、進んできているつもりでございます。

農事放送につきましてですが、やはラヂ！になりましてからは、町がお金を出して番組を放送しているということもあり、農協さんが主にやっていただいているけれども、農協さんのコーナーというものも農協さんからは一定のご負担をいただいて、その時間をとってやっています。週1回ですけれども、そういうふうな流れの中でやっておりました。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 今まで有線は農協さんでやっていたということで農事放送を週1回ということで、これでなかなか情報というのは伝わっているのかどうかということと、あと多くの方が聞いていると思われる慶弔情報ですけれども、有線があるときは、そこだけ聞いているという方もおられたのですけれども、その慶弔情報がやはラヂ！で始まってから、なかなか番組の冒頭とかではなく最期のほうになってから、きょうの慶弔情報はありませんでしたということがあるということでもう少し最初のほうにそういうふうな情報を流してほしいという要望、いろいろあると思うのですけれども、時間の制限もあることですから、全ての要望に応えることは難しいとは思うのですけれども、やはり一つ一つに要望があれば応えていけるような番組づくりをしてほしいと思うのですけれども、そこら辺を番組検討委員会というのが、今も継続して開催して番組づくりをされているのか、そこら辺もお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 3点ほどあったと思いますが、1点目、農協さんの出番が少ないのではないかというふうに捉えましたけれども、農協さんとは協議をさせていただきまして、農協さんとしても自分たちでやっていたときは、いろんなものを流していたのですが、みずからがお金を負担してやるとなると、やっぱりこのくらいが限界やのお話で残念ながらこれ以上はというふうなことでございます。

それから、慶弔を一番最後ではなくというふうなご意見も確かにほかの方からもいただいております。ただ始めて3ヶ月たっておりますが、これは番組についてそういうコーナーの順番を変えるというレベルまでの動かしというのは、そんなにころころやるべきものではないのかなというふうな考え方もありまして、ただいろんなそういうお声が強いことも確かですので、ある意味ちょっと時間調整が必要なコーナーです。結局何人いるかわからない、多いときはすごい多い、少ないとときはありませんとなってしまいますので、時間調整の関係も出てきますので、今一番最後になっているのですけれども、ちょうど真ん中ぐらいとかというのは、十分できるのではないのかなと思っておりましたので、委員会の中で再度いろいろ話し合って半年ぐらいをめどに切りかえるというふうなことも十分考えられると思っています。

それから、委員会、おおむね2ヶ月に1回、現在も開催しております、先月5月9日にも開催いたしました。ちなみにその際は、実際放送が始まって5月の初旬でしたので、2カ

月たったけれども、どうですかと委員さんご自身の感想を伺いつつ、それからその時点までにいろいろ寄せられたご意見についてどう対応したらいいのかということのご意見をちょうだいしたりして、それを最短ですと、翌々日からもう反映させられるようになっています。前の日までに放送の内容を録音しますので、2日後には反映させられるというふうな形の中で今までもやってまいりました。今後もそうやって頑張っていきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、有線放送は、もうご存じのとおり昭和29年から始まったわけでございまして、今の答弁を聞いていて、お金がないから農家の情報提供、やっぱりお金ではない、心なのです。だから相手方は、対象者がどなたかということを考えなければならぬのです。だから、今ちょっと答弁を聞いていて、そういう番組編成とか番組のあり方とか、やはり急激に変えることができなくとも、少しずつ、やはり寄り添いなのです。そこをやっぱり考えていかなければならぬということで私はこれからのはラヂ！のキーコンセプトは何かということをもう一度総点検をさせていただいて、そして何よりも広く皆さんからご意見をお聞きして、私も今まで番組情報も2回ほどペナルティーになるような放送もありましたので、だから緊張感を持ってやっぱりやらなければならぬのだということ、誰のためのはラヂ！なのかということをもう一度検討させていただきたいと思いますし、昆秀一議員のご指摘はそのとおりなので、そのことを踏まえて対応させていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　町長がそういう考え方を持っていれば、ぜひそれを反映させていただくようにお願いいたします。

それから、ホームページに関してなのですけれども、音声読み上げソフトは余り聞かれていなかつたことだったのですけれども、まず私は音声を直接聞いてみて、余り聞く気になれない音声だったという、機械的な音声で余り耳触りもよくなかったということなのです。この改善については考えているのかということと、もう一点、これからこれは音声機能の弱点だと私は思っているのですけれども、PDFにはちょっと対応していないように思うのですけれども、その辺の対応についてはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　ホームページの音声読み上げが聞きづらいというお声であり

ます。正直申しますと、今まで一旦その機能を動かして、まずそこでちょっととまっていたようなところもございます。いろいろそういったご批判とか、いろんなご意見がなかったということもあって、ちょっとそこをおろそかにしていたところは否めませんので、現在の技術でどうなのかということについて改めて検討していきたいなと思います。

それから、PDF対応というのもその一環になると思うのですが、PDFの場合にはテキスト情報が埋め込まれているか、埋め込まれていないかということによって物理的にできない部分がございますので、埋め込まれているものについて読み上げることが現在の技術ならできるかどうか、そこも含めて検証していきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） ゼひ視覚障がい者の方にも利用してもらえるホームページづくりというのをしてほしいと思いますけれども、広報については、町内だけでなく広くPR、町外の方たちにもする必要があると思うのですけれども、本町としてローカルプランディングなども展開しているところですけれども、地方創生総合戦略では、おのおのが魅力を発信していくことが必需です。そして、その中でふるさと納税については、昨日もありましたけれども、いろいろ努力されていることとは思うのですけれども、このふるさと納税制度は、私は町をPRする意味もあるので、経費は大分かかっていると思うのですけれども、今後とも引き続き努力をお願いしたいと思います。

それから、これは私提案なのですけれども、できれば返礼品には、品物ばかりではなく、いろんなところとの提携によるサービスも考えられるのではないかと。それから、品物サービスもそうですけれども、何よりも本町のおもてなしをするという町としてのPRとして返礼の品とともに、お金のかかったものでなくとも真心のこもった直筆の手紙や、例えば障がい者などが作成したしおりや例えば矢巾町はヒマワリの町ですと、ヒマワリの種なんかと一緒に送るなどして、できれば矢巾町のファンをふやしてふるさと納税のリピーターになっていただけるようなこともあるかと思うのですが、このようなご提案、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） まず1点目、返礼品にサービスという形の提供はどうかということでございます。まさしく我々もそれを目指しております、いろんな事業者さんと協議を進めているところでございます。今後実現できるようになお頑張っていきたいと思って

おります。

それから、リピーターをふやすための考え方というふうな、そんなにお金をかけずともと
いうふうなことでございますので、こちらについても全く議員おっしゃるとおり我々も感じ
ておるところでございますので、ただいかんせん大量な申し込みというふうなこともあり、
その量の中でも何とかできる方策をというふうには我々としても必要だと思っております
ので、今後も頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 次に、公共交通の移動支援のこれからについて質問いたします。

現在デマンド交通の運行について検討されており、さわやか号の廃止も考えられていると
ころですけれども、交通弱者対策として、あらゆる角度からの検討が必要であるところから、
公共交通と移動支援のこれからについて以下お伺いいたします。

1点目、デマンド交通の運行計画とさわやか号の今後について。

2点目、交通弱者の外出目的を町としてはどのように考えて支援しているのか。

3点目、近隣市町では、格安、無料にして移動できる移送サービスがありますけれども、
本町はそのようなサービスが提供されていないのではないか、その見解について。

4点目、介護予防事業として自治体が補助して移動支援を行っている自治体がありますが、
本町としてもそのような移動支援を行う考えは。

5点目、広く町民が利用できるタクシーチケット、タクシー定期券などの導入に関しての
見解。

6点目、現在公共交通の担い手であるタクシー運転手やバス運転手の確保が難しくなって
おります。運転手志望の2種免許取得希望者に対しての補助として公共交通の担い手の確保
を含めた雇用対策につなげる考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 公共交通と移動支援のこれからについてのご質問にお答えをいたしま
す。

1点目についてですが、デマンド交通に係る運行計画を現在検討中であり、さわやか号に

つきましては、地域公共交通網形成計画に沿って事業変更などを考慮しているところにあります。

なお、両事業とも交通事業者の協力を得て初めて実現できる施策ですので、相手方との協議等が必要となるものであります。

2点目についてですが、交通弱者かどうかにかかわらず町民の外出目的は、ほぼ同様であると考えており、交通弱者に対する支援につきましては、コミュニティバスさわやか号の運行や福祉タクシー助成などを行っておりますが、今後状況やニーズに合わせてさまざまな施策を検討してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、格安で無料で利用できる移送サービスとして本町を運行範囲としている福祉輸送運送や矢巾生活支援ネットワークが提供されております移送サービスなどが考えられますが、今後は対象者や目的を明確とした上で行政需要に対し、必要と認められるのであれば、経費と負担のバランスを考慮しながら検討してまいります。

4点目についてですが、現在町の社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心とした生活支援サービスで実施しております買い物支援サービスのほか、オレンジボランティア等の住民主体による介護予防、生活援助サービスで実施している訪問型サービスに加えて、新たな移送サービスの実施を今年度内に開始できるよう社会福祉協議会を初めとした関係機関との協議を進めています。

5点目についてですが、交通弱者及び移動手段を持たない高齢者などに対する施策の必要性は、年々高まってきておりますので、公共交通施策として今年度実施するデマンド交通のほか、現在行われております福祉分野における施策の拡充など、財政状況を踏まえながらタクシーチケット、タクシ定期券なども含めたさまざまな施策を検討してまいります。

6点目についてですが、公共交通の担い手の確保施策として2種免許取得に対する補助制度の有用性は高いものと考えられるところですが、影響範囲が広域に及ぶことから国策として実施すべきものと考えられますので、今後機会を捉えて国に対し要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） デマンド交通なのですけれども、業者との話し合いは必要だということですけれども、どのようなことになっているのかということと。

これは早急に持つべきだと思うのですけれども、試行して見直しが必要になってくる部分

もあります。それを業者と密に話し合いながらコンセンサスをしっかりとやっていただきたいと考えるのですけれども、そこで今年度当初予算審議報告書の中では、交通弱者対策の課題として、デマンドタクシーの早期実証実験を行って、デマンドタクシーの早期実施を求めるという附帯意見をつけておったのですけれども、その受けとめ方というのはどのように対処なさっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

事業者と協議の状況ですが、これからでございますけれども、タクシー協会さん、それから矢巾町内に営業所のある矢巾タクシーさんと具体的な協議を開始する予定であります。

それから、デマンドのスタイルをどうするのかということを決めながら協議が必要ですし、そういったこともあります。できる限り早急に開始できるようなことで準備しようと考えておるところでございます。以前いただきました附帯意見に対して極力可能な範囲で実現ができるよう頑張っていく所存でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） ぜひ頑張っていただきたいと思うのですけれども、行政サービスの基本というのをまず今さら言うまでもないと思うのですけれども、私はそれは血の通った住民に喜んでもらえるようなことだと思うのですけれども、現在町のサービスがそのような基本に立って提供されているのか。私はまだまだ足りないように感じております。交通問題に関してはより多くの町民に対して笑顔になってもらえるような血の通ったサービスの提供ができる交通機関にすることが基本になるのだと思います。それならどうすればいいのかというのは、丁寧に対象者の声を聞きながら、その方々の喜ぶ姿を頭の中に浮かべて考えていくべきなのではないでしょうか。今町のサービスに対して基本的なところをもう一度考えてみてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 昆議員さんのおっしゃるとおり町民の笑顔を思い浮かべてと、まさしく我々が、町職員は全員そういった気持ちでやらなければならないものと、まさしくそのとおり考えております。そういう中で財政的な状況とか、その難しいバランスをとかにとつていきながらなるべく笑顔を見られるようにというふうに進めなければならぬ、経済性とのバランスという部分がどうしても出てきますが、その制約の中でも極力実現

できるように目指していきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　お金のことを言われたわけですけれども、結局どのくらいかかるのかという予想もつかないと思うのですけれども、そのために試行するのであって、実際どうなるかというのは、やってみなければ本当にわからないと思います。私は、より多くの利用者の絵顔を見るためには、やっぱり一番喜ぶようなサービスが必要だと思うのですけれども、お金がかかり過ぎるのであれば、それはそれだけ喜ぶ人がいると考えることもできるのだと思いますし、それでもお金が足りないというのであれば、利用者さまからも少し負担してもらうということを相談してもいいのではないかと思うのですけれども、それらの情報を全て町民に明らかにしながら利用者と一緒に考えていくことも必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず昆秀一議員のご指摘のとおりなので、いずれどうも前向きに取り組むという姿勢、やはり旧態依然とした考え方とかやり方では、これからは行政運営はもうできなくなってきたのです。だから、そういう意味でやはり職員一人一人の意識改革も図っていかなければならないし、ただここはひとつ私も弁解になるのですが、今企画財政課は、ふるさと納税とか、それからいわゆるCO₂削減のLED化とか、省エネルギーのこととかいろいろ、もう本当にいろんな多種多様にわたっての、あとは地方創生もそうなのですが、いずれそういったところをもう一度総点検をさせて、そして今ご指摘のあったことを一つ一つ解決できるようにしてまいりますので、いずれそういった意味では、これは私の責任でもありますので、今後進行管理、そして何よりも町民の皆さん方に寄り添う行政こそ私どもに求められてるわけでございますので、そのことをしっかりと踏まえながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

以上をもちまして昆秀一議員の一般質問を終わります。

次に、11番、高橋七郎議員。

1問目の質問を許します。

(11番 高橋七郎議員 登壇)

○11番（高橋七郎議員） 議席番号11番、やまゆり会、高橋七郎でございます。南昌山を活用した観光振興についてお伺いをいたします。

特定非営利活動法人やはば協働センターが発売した矢巾地酒、南昌山のラベルは宇宙戦艦ヤマト、銀河鉄道999のアニメーション作家、松本零士氏がデザインされたものを使用しています。また、町観光協会では、6月23日に宮沢賢治と藤原健次郎が歩いた南昌山ろくを散策する宮沢賢治が愛した南昌山探索事業、銀河鉄道の夜の舞台は南昌山を開催する予定となっていることから、国内外に南昌山を活用した観光振興についてPR活動すべきと思うが、以下お伺いします。

①、平成30年3月8日、矢巾町における南昌山を生かしたまちおこしプランディングについて会議を産業振興課、企画財政課、矢巾観光開発株式会社、商工会事務局、矢巾町特產品協力会、株式会社東京アート印刷所、みらい株式会社、やはば協働センター、計11名にて開催され、今後の展開案6項目が掲げられましたが、矢巾町としてどのように取り組んでいくのか。

②、漫画家、松本零士氏を矢巾町に招聘する事業として、宮沢賢治の銀河鉄道の夜の舞台を南昌山であるという説を認識していただくためにひまわり畑満開の時期に招き、南昌山周辺を散策していただき、国内外に南昌山を活用した観光振興の推進として大々的にPR活動すべきと思うが。

③番、費用について、地方創生交付金やふるさと納税を活用できないか。

以上、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 11番、高橋七郎議員の南昌山を活用した観光振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今後の展開案として6項目については、特定非営利活動法人やはば協働センター独自の企画案でありますので、今後事業計画が提案され、この企画が具体化した際には、観光振興につながる支援を行ってまいります。

2点目についてですが、地域おこし協力隊が中心となり、町営キャンプ場で開催いたしました春のヤハバザールでは、想定を上回る来場者があり、盛況であったことから、ヒマワリのシーズンに合わせた夏のヤハバザールも開催したいと考えており、具体化した際には、連

携して進めてまいりたいと考えております。

3点目についてですが、南昌山やひまわり畑を活用した事業については、町外の、いわゆる町外の皆さんに対し、本町の魅力発信の手段の一つとして、また町内の皆さんに対しても満足度、充実度を高められる絶好の機会と捉え、その費用として地方創生交付金やふるさと納税を活用し、財源充当することは可能であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 答弁書では、やはば協働センターが独自の計画でありということで今後事業計画が提案されてから、計画が具体化した際にはということで答弁ありましたけれども、3月8日に産業振興課、企画財政課、矢巾観光開発株式会社、その他の方々を入れて会議を行いましたが、具体的に話し合いしたと思いますが、その報告を上のほうということなのでしょうけれども、上がっているのか、その件についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

3月8日に集まったというのは、そのとおりでございますが、実際その場に私はおりませんでしたが、お話を聞きしますと、そこでは南昌山というラベルに松本零士さんの絵を載せたと。これに対してどう思うかというような形の意見交換をしたとお聞きしております。今回お話のありました6項目の関係につきましては、その場では具体的な話はなかったというようにお聞きしておりましたので、その後今月の頭でしたか、実際協働センターの方と懇談をいたしまして、内容等につきまして私も理解しておりませんでしたので、そういったものもお聞きしながらどのようにしていくのかということでお聞きしたところでございます。この6項目につきましては、あくまでも協働センターの代表の方の私案ですというような考え方で提案されたというようにお話しされておりましたので、具体的なものについては、いずれ今後かなということで、そういうことで私のほうでは受けとめております。

以上でお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） そういうことであれば、そうかもわからないのですけれども、まずこの計画は、やはり町が主体的に行うべきなことではないのかなということで矢巾町か矢巾

観光協会株式会社、矢巾観光協会においてやっぱりN G Oは協働センターなのですけれども、そこを入れて、やっぱり実現するために協議会などを立ち上げて早急に取り組んでいかなければだめなのではないのかなと思いますけれども、その考えがあるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） お答えをいたしたいと思います。

実質的に町の観光振興という観点から申しますと、そういった町外にアピールできるものというのは、大変重要なことだと捉えておりますが、南昌山が銀河鉄道の夜というところの舞台になったのではないかという別な語る会なんかの説もありますが、果たして松本零士さんの銀河鉄道９９９と語る会の言っている南昌山の銀河鉄道の夜とバッティングするのかどうかという部分については、少し検討するのは必要ではないかなと思っております。

いずれ松本零士さんの部分については、南昌山というラベルを張っているのは、もう間違いない事実でございますが、今後矢巾町としてそれを推進していくという形をとるのかどうかというのは、確かに今後検討していかなければならない一つの課題ではありますので、いずれその部分につきましては、組織を立ち上げてといいますか、ちょっとその関係するところともいろいろ議論しながらどのように進んでいったらいいのかというのは、今後検討していかなければならないというふうに理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） やはり松本零士さんが描いた銀河鉄道９９９と宮沢賢治が南昌山の銀河鉄道というところの、それはイコールするかと言われれば、そのとおりだかもわからないけれども、やっぱりそこのところは前向きに少し衣をつけても、そういうのだとの思いで進めない限り、やっぱりこういったやつは実現しないのかなと思います。それでやはり松本零士さんが元気なうちに本町に来てもらって認識してもらうと。それを大々にPRすると。そして、新聞社とかテレビ会社とか、やっぱりそういったやつの媒体を使って本気になってやらなければ絶対進まない問題ではないのかなと思います。そういったことでやっぱり早目にできるか、できないかわからないなんて言わないで、まず話し合いを早急に持って、やっぱりひまわり畑の満開の時期に来てもらって、南昌山の麓を探索してもらいながら宮沢賢治と、ああなるほどなど納得させるような政策でやらない限りは全然前に進まないと思います

けれども、もう一度お聞きます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

高橋七郎議員の熱き思いはもうわかりましたので、ただ今銀河鉄道の夜については、もうご存じかと思うのですが、本町の私たちの大先輩の松本隆さんが一生懸命ひもといて宮沢賢治との関連性、もちろん藤原健次郎さんもそのとおりなのですが、ただまだ本家本元のいわゆる宮沢賢治の弟さんの清六さんのお孫さんからお聞きすると、私が直接お聞きしたわけではないのですが、余り宮沢賢治のゆかりの地、そして宮沢賢治が愛した南昌山、それはいいけれども、それ以上踏み込むことについて、やはり抵抗感があるようなのです。そこでこれは本当は学会でしっかりと問題がないのだと認知されるのであればあれなので、うちの課長也非常に警戒心が強いというのか、この辺の言葉で言うと、ちょっとずくたれなところもありますのであれですが、ただだからといって宮沢賢治と南昌山はもう切っても切れないもの、または矢巾町もそうなので、その意味での観光協会とか、それからやっぱ協働センターとか、宮沢賢治を語る会とか一緒にやってやることは、もう全然問題がないわけでございますので、だから松本零士さんのこれはやっぱ協働センターとも一緒にになってまず考えていきたいと思っておりますので、また私らがいわゆる今度いろんなもう今まで一生懸命やっぱ協働センターでおやりになっていたのを、だから一緒にやって取り組みをしていくことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 次ちょっと変えまして、水辺の里の宮沢賢治の碑がありますけれども、そこから賢治までの行く間、遊歩道あるわけですけれども、大雨後の整備がなされていないと。特に遊歩道橋、橋のところなのですけれども、木も上部が枯れてしまって倒木の恐れがあるのです。そういうところを早急にやっぱり整備するべきと思うが、そこら辺ちょっと場所を確認して、全然もう歩道は大雨で壊れたままというふうな状態なので、やっぱりそのところは大至急やるべきと思うけれども、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたしたいと思います。まず大雨で確かに遊歩道のところにつきましては、かなりの打撃を受けまして、実際のところ歩ける状況にはなっておりますが、今言ったように、いろいろ問題点の多い、橋の関係とか、遊歩道の関

係というのはあると認識しております。あそこに碑があるのも確認はしておりますので、いずれあそこの部分については、水辺の里が整備されていたころについては、ある程度そこにもありますよという形で進んできておりまして、現実的には今のところはなかなか手をかけているないというのが実態でございましたので、これにつきましては、ちょっと費用の面もありますので、いずれ現地を再確認をしてしまして、早期に修繕できるものについては修繕できればなということで考えていきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 水辺の里の所管はどこになるの。

○産業振興課長（菅原弘範君） 私です。

○議長（廣田光男議員） 産業振興課長でいいの、底地も含めて。

○産業振興課長（菅原弘範君） はい。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ちょっと私忘れて申しわけないのだけれども、その行くまでの枝もかなり歩道にかかってきていますので、やっぱりこざっぱりとしたほうがいいのかなと思いますので、ぜひ対応してもらえればなと思います。

あともう一つ、この計画について矢巾観光開発株式会社の役員会で町長と議長が欠席した日なそうです。話が出て、観光振興につながるとの歓迎する意見も出たと、その場には梅昭議員もいたということですけれども、やはり何言っても、観光開発株式会社の保養センターの客入りもいろんな面でよくなるのかなと思いますので、そういう分をぜひ再度しつこいですけれども、検討してもらって、いい結果になるようにと思っていますので、もう一度お願ひしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

今お話ししました取締役会につきましては、私もオブザーバーとして参加させていただいておりまして、その場では議題にのせたといいますよりは、後でそういった資料を配付して、こういった形でまず考えていきたいというお話をされておりました。中身につきましては、私も見させていただいておりまして、先ほどの松本先生の部分も入っておりますが、とりあえず最初に誘致をしてというふうな形から進んでいきたいというお話でございましたが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、具体的な部分については煮詰めておらないとい

うことがございましたので、いずれ先ほど町長申しましたとおりそういった関係するところと組織化という形ではないですけれども、いずれ協議をして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○11番（高橋七郎議員） 地方創生拠点整備交付金事業について。旧町民センター食堂の改修について、以下伺います。

①番、設計図書の不備による積算ができなく、入札を中止したと伺っているが、この経緯は。また、設計図書は誰がチェックしているのか。

②番、契約書に設計図書の不備による瑕疵担保責任事項が入っていないのか。

③番、この事案について顧問弁護士と協議しているのか。

④番、新たな整備事業を予定しているのか。

⑤番、設計料を無駄にしないためにも設計図書の精査をすべきと思うが。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地方創生拠点整備交付金事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、昨年12月6日に指名業者8社に対し、12月19日に入札する旨の通知を行い、その後指名業者から既存部分の撤去箇所の表示が明確ではないため、見積もりに時間を要するなどの問い合わせなどが8社中3社からあったため、入札の公平性の確保が困難と判断し、12月18日に入札の取りやめをしたものであります。また、設計図書の確認は、企画財政課において行っております。

2点目についてですが、契約書別記に瑕疵担保に係る条項があり、瑕疵がある場合には、その瑕疵の修補を求めることになっております。

3点目についてですが、契約内容における問題は特ないものと判断したため、顧問弁護士との協議は行っておらないところであります。

4点目についてですが、町民センター食堂の改修につきましては、さまざまな意見もいただいておりますので、さらに皆様の意見を拝聴しつつ慎重な検討をさせていただきたいと考えております。

5点目についてですが、設計図書の精査につきましては、不備のあった箇所について修補の上、成果品を納入していただいておりますので、改めて実施する必要はないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 5月25日の全協で説明あって、新しく今年度予算でやりたいという話がありました。それで私25日の午前中の一般質問の締め切りに出したという経過があって、このところまで町民センターの部分が全協に上がってくるというやつがわからなくて出したということなので、少し再質問がダブってしまうところもあると思いますけれども、その辺はちょっとあしからず対応してもらいたいと思います。

撤去部分の表示が明確でないので、見積もりに時間を要するために入札を取りやめたとあります。設計図書の不備に当たるからできなかつたので、私自身です、これ思っているのは。設計図書の確認をしたということで、設計図書の確認したというのは企画財政だということで、これは企画財政の手落ちではないのかなと。果たして企画財政課の方が建築の心得あるのか。私は、恐らく疑問がつくと思いますけれども、その辺についてあるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、結論から言えば、全くご指摘のとおりでございます。そこで今後こういうことのないようにしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、私どもとしては、もうそういったことを今後やはり同じことを二度と繰り返すことのないようにしっかりと対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 建築の話はいいの、担当課は、担当課にその能力があるかと。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

技術として建築関係を習得している者はゼロでございます。土木のほうは私おりましたけれども、いずれ建築はゼロでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 今町長は、今後ないようにということで、どこかでまだちゃんと検討してチェックしてやるということをお願いしながら、その設計業務に係る設計価格、第2回目、設計変更算定表を見させていただきました。私見た限りでは、大体これぐらいかかる主義の見積もりなのかなと、果たして根拠があるのか、ないのか、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 積算の根拠ですね。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 設計業務のほうの見積もりのほうということですね、予定価格がぼんとある。やはり一般論として業者からの見積もりを参考に予定価格を決めますので、そういった考え方で今回もそのようにしております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 私、大体これぐらいかかる主義の見積もり書ということで、見てもらえればわかるのですけれども、簡単に言えば、既存建物の現地確認、現地確認調査資料作成、この2万5,000円掛ける15日、果たしてこの15日というのは本当なのかなとか、まず。それから基本設計に係る業務2名、20日間、2万5,000円、この20日というのは、果たしてどういう根拠なのか。そこら辺をやっぱり裏づけをちゃんと平米幾らとまでは言わないけれども、大体どれぐらいのやつかというやつをやっぱりある程度積算、例えば国土交通省の建設歩掛かり表というやつもあるわけです。やっぱりそういったやつをある程度精査をしながら積算していくべきではないのかなということで、すごく日数的なところしか書いていないのです。あと2万5,000円とか。果たして、では10日間とか、2万5,000円は大体妥当な線かなと思うのだけれども、その2人掛ける10日間とか、あと交通費なんていうのは、大体これは東京、矢巾間の往復だということで、大体これは積算、大体わかるのでしょうかけれども、やっぱりその辺がどうもアバウトというふうに私は、私専門家ですから、見ればそう感じるのでけれども、やっぱりそこら辺を今後きちんと精査してやるべきだと思うけれども、その意見、もしあればお伺いしたい。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず基本的には、もう国からも歩掛かり単価とか、建設物価でのいろいろなこれはもう示されておるわけでございますので、今ご指摘のとおりアバウトなことではなく、今後そういう

った詳細設計の中身を精査できる体制をしっかりとつけていきたいと思いますので、今のご指摘されたことについては、もう一度原点に立ち返って、またご指摘あったことを踏まえて精査をさせていただきますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 私的には、やっぱり設計図書や設計費用について、第三者のオピニオンをやるべきではないかと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員、これ契約上の瑕疵というのではなくないということだと思います。それで全協にも説明しているとおりですから、ただ今後決算議会もありますので、これに向けて監査委員の意見も聞きながら精査するということで町長も先ほど来てお話ししているとおり、この件に関しては全面降伏と言っていましたので、その辺のところはおさめることはできませんか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） それでは、この弁については撤回します。終わります。

○議長（廣田光男議員） ここで休憩をとります。

再開を2時15分とします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

それでは、高橋七郎議員の3問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 矢巾町芸術文化振興基金について。5月15日、平成29年度矢巾町芸術文化振興基金運営委員会総会に出席する機会があったことからお伺いいたします。

①番、歳入は、町芸術文化振興事業委託料が主になっている。基金残高は、定期8,000万円、普通預金500万円余である。利息も少ないので、新たな収入を得るために基金の運用はできないのか。

②番、会則の中に助成対象事業が明記されているが、同僚議員が学校の音楽部が使用する楽器を購入するため基金を取り崩して使うことに異議を申しましたが、その後どのようになったのか。また、なぜそうなったのかお伺いします。

③番、今後どのように基金を活用していくかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 矢巾町芸術文化振興基金についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、基金の運用については、利率のいい金融商品や投資運用などを芸術文化振興基金運営委員会と協議し、検討してまいります。

2点目についてですが、各学校の音楽活動のみならず、矢巾町芸術祭やさまざまな場面で小中学生による演奏が町民に活力と感動を与え、音楽のすばらしさを町民に伝えていることなどを鑑み、さらなる活動の振興を図るため、今年度は基金からの繰り入れとし、現在事務を進めております。

3点目についてですが、今後の活用につきましては、基金の趣旨に基づき芸術文化振興基金運営委員会において協議し、イベントや文化施設の大規模改修など、芸術文化の振興に基金を活用してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 基金運営委員会と協議をするということで回答をいただきましたけれども、前回の会議の中でちょっと雰囲気的に全体的に協議できるような雰囲気でなかったということで、できれば小委員会をつくって、少しでも金利のよいものを検討し、報告するほうがよいと思うけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

昨年度につきましても29年度からこの運用につきましては、会議の中でご提案して、今町の基金の運用につきましては、債券等のほうにも29年度から取り組んでいるということで、この芸術文化振興基金のほうも債券のほうで運用すれば若干でも運用益が出るのではないかということでご提案させていただきまして、皆さんのはうからご意見を伺ったのですが、やはり債券、ちょっと20年という期間の長さと、あと1億円という単位でのことで、ちょっと芸術文化振興基金だけでは債券の運用は難しいということで昨年度はこのままの状態でということでしたけれども、また今後債券の内容につきましてもいろいろ企画財政課と協議しながら活用できるものを検討してまいりたいということで答弁といたしました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） やっぱり難しいのは事実でございます。それでもせっかくの基金ですから、ぜひ8,500万円の利子を考えて、この運営費そのものは町からの委託料ということで使っていきますので、全然取り崩しはしていないのね、取り崩しはしていないのですよね。そういうことで、できれば長期というのはなかなか大変かもわかりませんけれども、8,500万円で1億円と言われれば、足りないからやむを得ないのかなと思いますけれども、やっぱりそこら辺もよくアンテナを張りながらやってもらえればなと思います。

それから、当初芸術文化振興基金創設した理念または会則の中に助成対象事業が明記されているのです。私持っていますけれども、そういったところに簡単に言えば学校で使う楽器とか、そういうのが購入するというところ、ちょっと項目が私見当たらないのだけれども、そのところちょっとお聞きします。それからお話しします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ご質問にお答えいたします。

確かに助成事業ということで具体的に学校の楽器という表現はないのですけれども、答弁書にも答弁したとおり、学校の音楽活動以外の部分でもいろいろな活動に関して、やはり町民に対して音楽活動を頑張っていただいているということと、町民の方々に音楽のよさを知らしめているという意味も込めまして、さらなる児童生徒の音楽活動の推進に幾らでも助成できればなということで今回こういった形で助成させていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） やっぱりそういうことであれば、ここら辺の項目をもうちょっと精査して、やっぱり今ふうに合うのならば合わせるような形でやっていかないと、時の時代、例えばまた変わるなんていうことがないように、やっぱりここら辺はもうちょっと精査すべきではないかと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

確かにつくった時点と今とはまた大分変わってございますので、そういったところも二

ズに合わせてというわけではないのですけれども、皆さんのご意見を伺いながらいろいろ活用していただけるような制度というか、内容に検討していきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） これを変えるということがまず一つです。あとそれから、今回の答弁書にもありますけれども、今度は文化施設の大規模改修ということで、こういったやつにも使っていくというふうなことが答弁書にありますけれども、町としてどのように基金を使っていくのかやっぱり全体像を計画して、それを運営委員会のほうにやっぱり諮問して、皆さんに協議してやらない限り、ただただこれにないから、では新しくつけ加えました、楽器について。あとは、イベントや文化施設の大規模修繕に使っていくという答弁書になっていますけれども、そこら辺もちょっと私的には、やっぱり一番最初の基金を募ったときの理念と違うのではないかと思うのです。

これは、話を聞くと、昭和60年代に全国から何千とかと言っていましたけれども、それを集めて基金をつくったという話を聞いていますので、そこら辺の理念がちょっと違ってくるのかなと思いますし、やっぱりそこら辺も同じ繰り返しになるけれども、町としてはどのように使っていくのか、全体像を計画しなければだめなのではないかなと思いますけれども、その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず基金について、運営委員会のほうとの協議というのがまず第一、そして皆さんのご意見を伺うということをこれから進めてまいりますし、それから基金の趣旨にまず立ち返ってそのことで皆さんのご意見を伺うと。そして、町当局と運営委員会のほうとの意見のすり合わせをせしながら全体像をしっかりとつくっていきたいと、そう思います。

いずれ以前にもご意見を川村農夫議員からもいただきました。楽器については、これは町のほうの予算でどうなのだということも含めて、この間ふるさと納税のほうからもというふうなこともありましたので、いろんなことを考えながら、いずれ子どもたちに夢と希望を与えるためにも楽器をそろえて、そして子どもたちの音楽活動で町民の皆さんのが元気になればと、そう思っておりますので、一番いい方法をみんなで考えてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ちょっと運営委員会の中身、私余りいろんなことを話しあないでただ聞いてきたのだけれども、何となく雰囲気が話せるような雰囲気というのですが、簡単に言えば寄せ集めみたいな感じのメンバーなので、積極的に議論をするとか、話し合いをするとか、そういう雰囲気でないということが私自身感じたのです。私の場合は、もう1年交代ということなので、今度は新しい人が委員になっていくと思うのですけれども、そういうことなので、やっぱりもうちょっと活発なアプローチしながら意見を出してもらうということが大切なかなと思いますけれども、その辺を工夫しながらやってもらいたいですけれども、その考えをちょっとお願いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

その場にも私もおりましたけれども、それぞれ委員の皆様から意見を聞くことができるよな、そういうふうな議事進行とか、そういうふうなことを進めて、そういうふうな助言をしてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 終わります。済みません、申しわけないです。

○議長（廣田光男議員） ご苦労さまです。それでは、以上で11番、高橋七郎議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

まず1問目の質問をいたします。1問目は、地方創生事業についてでございます。地方創生事業は、ことしで3年目となります。今後も検証しながら取り組む必要があることから、以下お伺いをいたします。

1問目、町民センター食堂の改修については、町民の声を聞きながら、さらなる検討が必

要ではないか。

2問目、ローカルプランディング事業の矢巾町クラフトビールの開発の内容について伺います。

3問目、Eコマース推進事業について、楽天市場への出店状況について伺います。

4点目、事業費において町をPRする費用が多いと思われるが、どのような成果を期待しているのかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　14番、小川文子議員の地方創生事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町民センター食堂の改修につきましては、これまでさまざまご意見をいただきしておりますが、まだ結論を出す時期ではないと捉えておりますので、さらに皆様のご意見をいただきつつ、慎重に検討してまいります。

2点目についてですが、現在首都圏のビール会社の協力により、特産品開発として地ビールの仕込が開始されたばかりの状況ですので、全体像が明確になった段階で改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

3点目についてですが、昨年度末において町内からは8つの事業者の登録があります。

4点目についてですが、本町が自治体間競争を乗り越えて、その目的を達成するためには、従来の地域資源を活用した取り組みに加えて、その発想時点から新たな取り組みが必要と考えており、そのため短期的には広くかつ外から視点を持つ企業の手法やノウハウなどを地方創生事業を活用して施策の展開を進めることにより、本町の産業の振興や地域の発展に結びつくように各種施策等を連携させ、各方面的活動が促進される効果を期待しておりますし、長期的には、そこから得られたノウハウによって地元事業者の稼ぐ力が強化されることも期待しているところであります。

なお、ローカルプランディング事業につきましては、本町のブランド化、本町のイメージの転換、全国的な周知活動として成果が出ているものと考えており、具体的な成果といたしましては、ふるさと納税の寄附額にもプラスの影響を与えているものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、まず1点目の旧町民センター食堂ですけれども、私もこの質問を出した後に全員協議会に説明があって、旧センター食堂については、慎重に検討していくという方向性が示されましたので、その方向に向かって進んでいってほしいと思います。

やはりあそこに8,000万円の改修費をかける必要は、町民からもそういうふうな要望も出ていないし、私ども議会でもそのように認識をいたしまして3月の予算委員会では、慎重な検討を求めるという附帯決議をつけたところでございます。ですので、その方向でまず進んでいっていただきたいと考えるものです。

その上で町民の中からは、旧センター食堂は、あえて多額の予算をかけて改修しなくてもいいのではないか。今の段階で使える部分を使っていくと、第2公民館的な使い方ができる、もう一つは、あそこが吹き抜けになっておりますので、1階にピアノ等を置きますと、ちょっとしたコンサートができる、音楽のまちにふさわしい使い方もできるのではないかと、そのようなことを提言をしてこの1問目については終わりたいと思います。1問目というか、1点目についてです。

○議長（廣田光男議員） 質問ではないの。考え方を聞くのだよね。

○14番（小川文子議員） そうでした。それでは、改めてそういう第2公民館的な使い方として使う考えについてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） それでは、その考え方について藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 大変参考になるご提言だというふうに受けとめます。我々としても今役場庁舎なり、公民館なりの不足している感というのも実感しておりますので、そういうしたものも一つの検討材料として考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ローカルブランディング事業について、矢巾町クラフトビールというものが今年度の予算の中で載っていたわけでございますが、このクラフトビールについて、事業主体はどこにあるのか。そしてどういう経過でこのビール、総務常任委員会では横浜ビールという名前を示されましたけれども、この首都圏の地ビールである横浜ビールがどういう経過で矢巾町のクラフトビールとして実現することになったのかという、この2つについ

てお聞きをします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） お答えいたします。

まず1点目、事業主体はどちらにあるのかということですが、あくまでも町がローカルブルンディングの一環としてやるということで捉えておりますので、直接的には楽天との業務委託契約との一環で、その中で対応していただくというふうな考え方であります。

2点目の横浜ビールとのつながりのところでございます。町として日本酒はできたところでございますが、ビールというふうなところも展開したいというふうな考え方でおったところでございまして、いろいろ模索をしました。その中でなかなか盛岡のベアレンさんとかは、こちらのほうの協力を対応ができないというふうなことでございましたので、地元は断念いたしまして、いろいろ探っておったところですが、水道のことで横浜市との関係が構築されました。横浜市の水道のほうでは、それは横浜独自の考え方があったとは思いますけれども、横浜の水を使って地元のビールをつくって、横浜市の場合は、国際レセプションとかもやっている関係もあり、横浜の地場産品としてビールを横浜ビールにお願いしてつくってもらっているのですというふうな状況を伺いました。うちと横浜市の水道とのつながりもありまして、横浜ビールは受けてもらえるのかもしれないということで対応をしたところ、横浜ビールさんは、そういった自治体と協力をしてそういうものを開発するということについての一定のご理解がある会社でございましたので、そこと協議を重ねて、そこで何とか了解をいただいたということの経過でございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この地方創生のそもそもは、地方が疲弊をしてきてていると。そして、少子高齢化で人口も減少してきているし、雇用も少なくなっていると。この地方に活力を与える、そして人口減少を食いとめる、雇用をふやすと、そういう大きな目的のためにある程度目的がそんなに限定されないというような、まずそういうふうな中身であったと認識しております。

本町の今の進め方の中で私が思うのは、28年度の予算の中でも約91%が町外の企業が受注している。昨日の廣田清実議員の質問にもありましたように、楽天あるいは27年度で申しますと、いわゆるパシフィックコンサルタントという首都圏の会社が受注をしていると。そ

いう状況の中にあって、本当に地方創生で得られたお金が結局みんな首都圏に戻っているのではないかと。いわゆる地元に資本が蓄積されない。そういう中でこの回答の中で長期的にはそこから得られたノウハウによって地元業者の稼ぐ力を強化されるということを書いていますけれども、資本がないところに稼ぐ力をどうやってつけるのかという、ノウハウだけでできるのかという、そういう単純な疑問が生じるのです。それで、余りにも首都圏に偏った地方創生の事業になってはいまいか、このことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　全般のお話なのかビールのお話なのか、ちょっとあれなのですけれども、ビールについてお話ししますと、結局今地元にはない。日本酒についても正直言いますと、お隣の町の酒蔵に依存している。ただうちとしてもビールを展開したほうがいいという考え方の中で協力いただけるところが見つかったという段階で、これをやはり外に依存、製造は外に依存せざるを得ないとしても、これをもちろん地元の商店なりを窓口に全国展開ができるような、そういった商売のネタにしていただきたいなという思いもあって、そういうふうな展開を考えております。

具体的な値段とかが見えてこないので、そちらがおおむねできた段階で地元の取り扱いをお願いできるところを見つけていきたいなと思っております。そういった形で地元に貢献するということで考えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　流れの中でベアレンさんに断られたという、対応はできないという、そういう流れの中で行き着いた結果だとは思うのですけれども、ある意味、そこに行き着く前に、もう少し議論があってもいいのではないかなどと思うのです。ある意味、今求められているのは、協働のまちづくりです。昨年私も質問いたしました。町だけで考えるのではない、町、町民を巻き込んでまちづくりを考えていく、その協働のまちづくりとしてこの地方創生も考えていかなければならない。ある意味商売といいますか、経済にだけ特化して考えてみると、売れるところをどんどん、どんどん開拓していくみたいな、いわゆる商売のほうにだけ特化されてしまって、本来の目的を見失いがちなような結果になってしまふ。そのことをちょっと町民も懸念していますし、私も懸念するところでございます。

ビールは、今事業が進んでいるので、これをとめることはできないかと思いますけれども、

ある意味、少し方向性をもっと町内に向けていく、そういう視点が必要かと思います。協働のまちづくりの中で町民の声を聞きながらやっていくという、この考えについて伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 本来の目的から外れ、懸念があるというふうなご心配をいただいております。申しわけございません。担当レベルの立場で言いますと、どうも正直申しますと、かなり前がかりになった取り組みをしているということは、おっしゃるとおりだなと感じております。それというのも、やはり地方創生という、いわば自治体間競争というふうな背景の中でじっくりやるというよりは、やっぱりスタートダッシュをしなければならないという思いが強いことは事実でございまして、それが前がかりの姿勢になっているということについては、おっしゃるとおりだと思います。そういったことについて反省すべしというふうな議会からのお声だというふうに受けとめております。先日来いろいろありますけれども、そういったことを踏まえながら前がかりはちょっと控えまして、頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ローカルプランディングということで、よくどうも私は英語の発音が悪くてあれなのですが、シンクグローバルとアクトローカルということで、考えるときは大きい地球規模で考えて、そしてやるときは、もうローカルでやっていくというのが本来の姿、地方創生もそのとおりなのです。ただ今回の横浜ビールとのあれについては、お酒がそういう状況で、ビールも将来は横浜で確かにあれして製造してあれするのですが、できるのであれば、地元での水を使ったりの、そういうことも視野に入れて考えていきたいというところもあるようなので、まず今回は、ぜひ挑戦をさせてほしいということであったので、まずこのことについては、地方創生の考え方から逸脱するかもしれません、ただご存じのとおりまち・ひと・しごとと、まちづくり、そして人づくり、仕事づくりと、その中のまちづくりの一環としての捉え方をしていただいて、そしてこのことが今の例えば南昌山とか、それから徳丹城とかという日本酒のお酒と一緒にコラボできるような形になれば、私たちとしても特産品の一つとして加えていくことができるかということでの取り組みでございますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 地方創生については、いずれ3年目ということで、そろそろよいよ最終段階に入ってきておりますが、ふるさと納税については、まだ続くかと思われますけれども、地方創生の中でふるさと納税、かなりリンクをしておりますので、私も食べ物、飲物だけではなくて、矢巾のいわゆる宝というようなものをつくり、そして発掘していくというような姿勢が必要ではないかと思って、サービスの提供ということを先ほど昆議員も言いました。そういうふうな障がい者のたくさん施設のある本町としては、その障がい者の皆さんにつくったものを提供するとか、私はそういう点では、本町が音楽のまちということをまず提唱していて、これを地方創生絡みあるいはふるさと納税で発信していけないかということをまず、これは今回は提言でございますけれども、本町には温泉施設もあります。そして田園室内合奏団という、本当に素人の集団がございます。大人になって全く楽器をさわったことがない方に先生がいて、講師がいて教えて、そしてまず演奏を成り立たせているというような、いわゆる参加型オーケストラなのです。全国には、恐らくバイオリンを一生に一度ぐらいは弾いてみたいと思う人もいるかもしれない。そして、矢巾町の温泉に泊まっていたい、先生に講師になっていただい、何日か練習して、最後には田園合奏団と一緒に演奏するというような、そういうふうなプログラムもあってもいいのではないか。そして、それが夏であれば夜に不來方高校の定期演奏会を聞いていただくとか、冬であれば町民劇場の演劇を見ていただくとか、いろんな矢巾町ならではのサービスの提供もこれからできるのではないかと。食べる物とかそういうものだけではない、いわゆるサービスをまちづくりの一環として考えられないかについて私もこれは提言として考えについて伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさに今私どもは、地方創生というと、もうハードの事業だけを考えて今まで推進してきたのですが、今まさにソフトの事業のお話もあったので、特に田園ホール、今度は20周年の節目には、また大きな記念事業をやったのですが、30年、もう間もなくあるわけですが、そういった中でいずれソフト事業の中に音楽のまち矢巾宣言とか、またことしはスポーツ、できるのであれば、総合スポーツのまち矢巾ということで、そういうやはり芸術、文化、スポーツを組み込んだ地方創生を考えていくことも大事だと思うので、この辺のところはちょっと私どもも、今もう返礼品のあれも多種多様にわたっておる、全国的な展開を見てもそうなので、そういうことをしっかりと捉えながら、今小川議員からもお話をあったことはしっか

り踏まえながら検討させていただきたいということで、今までではもうとにかくハード、ハードと、そのことがまち・ひと・しごとということにつながるということだったのですが、もうそういうことではないのだということをまさにご指摘のとおりでございますので、そういうことも踏まえながらしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） やはりこういう議論をしていますと、議会のほうは後から聞いてしまって後追いばかりしていると、計画のほうはどんどん前に進むと。本当は二元代表制の中でもう一突っ込んだ議会になっていますので、もっと早目早目にお互い交換すればいいと思うのです。そういうことの議論をこれからやっていきましょう。それらを含めながら再質問ございますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町内の景気を見ても、大変小売店等が、中小企業は大変厳しいという感触を受けております。そういう中にあって、町民の声といいますか、商工会との関連といいますか、もっと町が町民の声をしっかりと、広聴ということもありましたけれども、もっと突っ込んで話をする、そういうふうな中で協働のまちづくりを進めていく、そこに本当の答えがあるような気がするのです。そのことについてのお考えをお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いわゆるこれから地方創生というのは、先ほどもお話がございましたように、人口減少問題の克服と、それから少子高齢化問題にしっかりと対応しなければならない。そういうことの中、そして地域の活性化、こういうことも図っていかなければならぬということで、今ご指摘のあったことは、まさにそのとおりでございますので、いずれ私どもはちょっときょうは、きのう、きょうといろいろと、6月会議の一般質問を通していろいろとやりとりをさせていただいている中で私どものところでも反省しなければならないところもありますので、そういったことをしっかりと踏まえながら議会とも、または町民の皆さん方とも一緒になってこれから行政の進め方をしっかりと取り組んでまいりたいし、またやはり皆さん方のご理解とご協力がなければ、これは前進しないわけでございますので、そういった後づけではなく、まず事前に協議をしながらということも踏まえながら対応してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、文子議員の2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目を始めます。

2問目は、保育環境の整備についてお伺いをいたします。保育環境を整備することは、町政の最重要課題であると考えることから以下お伺いをいたします。

1番、待機児童をゼロとするためには、保育士の待遇改善も必要であると考える。岩手県が実施している就学資金貸し付け制度の平成30年度の状況は。また、奨学金返済支援事業に取り組むことはできないか。

2番目、煙山保育園では、多数の1歳児が同室となっておりますが、感染症の予防対策はどうなっているのか。また、各保育園のインフルエンザの今年度の発症の状況について教えてもらいます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 保育環境の整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今年度における保育士就学資金貸し付け制度の利用状況については、5月下旬までの募集期間となっており、県社会福祉協議会で取りまとめを行っておりますが、昨年度の利用状況については、定員20名に対し17名が利用しており、そのうち本町の利用者は1名되었습니다。また、奨学金返済支援事業の取り組みについては、待機児童解消のための保育士確保の支援策の一つとして国が進める保育士確保施策の就業継続支援策や働く職場の環境改善等とあわせて検討をしてまいります。

2点目についてですが、町立煙山保育園では、日ごろから発生予防と被害拡大防止のために園児や職員の手洗い、室内及び園内の環境整備、遊具等の消毒、そして各保育室への空気清浄機の設置などを行っております。また、盛岡圏域で流行しております感染症については、いち早く情報を得ながら登園時や日中の園児の観察を行って、症状の早期発見に努めており、園児の体調変化に気づいたときには、速やかに保護者に連絡して、早期治療につなげておりますし、流行拡大の恐れのある疾患については、園内の感染状況を保護者へ周知し、予防に協力を求めております。

次に、各保育園のインフルエンザの発生状況については、昨年11月から保育園や認定こども園に発生について状況報告を求めており、2月が最も多く感染が発生している状況で延べ458名、町内算出で1日当たり10名以上の感染報告がありました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今保育士確保は大変な問題になっております。そして前向きに奨学金支援制度も検討していくというお答えでございました。今年度の、ことしの4月に保育所に入られなかつたという人がおりまして、私もそのお話を聞きました。6月になってもまだ難しいようだというお話も伺いましたので、今年度の状況についてまずお話を聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

今年度矢巾町に住所があるお子さんにつきましては、1,021名の子どもたちを町内、そしてまた県内、盛岡市がその多くになっていくと思いますが、にお願いしながら子どもの保育園の入所を行っております。そして待機児童の状況でございますが、4月はゼロでございましたが、5月1日は7人、そして6月になりました12人ということでございますが、町内の保育園につきましても紹介をしておりますが、やはり希望する保育園も保護者さまもございますので、そのあたりでうまくいかないこととかもありますので、待機が発生している状況はありますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 昨年度のまずお話でニチイキッズさんが60名、そして町内の各保育園で各30名、合わせて90名の増員が可能となっているということでしたけれども、これは全部可能だったのでどうかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

町内、ニチイキッズさん60人が定員でございますが、やっぱり新しい保育園が開所したときには、どこでもそうだと思いますが、やっぱり軌道に乗るまでの運営の準備、そしてまた最初からやっぱり3歳、4歳、5歳というところは、できれば大きい保育園というか、人数が多いところに保護者さんは希望する傾向がありますので、29人でニチイキッズさんはスタートしております。そしてまた、先ほど待機児童12名ということでございましたが、やはり精査していきますと、第1希望の保育園がかなわないとか、あるいは育休が明けるのがまだ

期間がありますが、その中でもやっぱり育休にするためにとか、いろいろなやっぱり個別的な事情がありますので、そのような状況もありますということはお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ニチイキッズさんで当初の半分ぐらいのスタートだったということですけれども、これは最初からこのような計画だったのか。あるいは何か原因があってこういうスタートになったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

さまざまな要因があると思いますが、やっぱり兄弟で一緒に入りたいというところで継続、今までの保育園の継続、別な保育園に対して定員をお願いした経緯とかもありまして、やっぱりさまざまな個別の事情がありますが、保育士の確保というところもやはり園側の事情というところはあるということは聞いております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私もそこはちょっと聞いておりまして、保育士の確保が難しかったというお話を聞きましたので、さまざまな理由のほかにそういうことがあったのかなと、改めて今確認をさせていただきました。やっぱり保育士の確保については、これは町でやはり今後取り組むべき課題であろうと考えます。滝沢市の保育協会では、正職員8人に対して月1万円のいわゆる奨学金支援制度的な支援をことしから始めるというのがまず報道もされましたし、県内でも2町村が支援制度を実施しております。本町も昨年度から検討するというような回答はいただいておりますが、やっぱり今年度こういうふうな実態があったということを踏まえまして、ぜひ来年度には来年度に向けて保育士の待遇改善に対する何か一手をまず行動といいますか、起こしてほしいなと考えますけれども、その点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

保育園児の状況は、先ほど説明した状況ですが、保育士の状況も少し説明させていただきます。保育士は、29年4月1日現在、さまざま保育園は看護師とか栄養士とか、さまざま職種の方々に支えられて運営しておりますが、保育士の状況ですが、29年度は127人でござ

いました、一つの統計として。そして30年4月1日は151人という状況がありまして、矢巾町の保育園、特に私立の保育園の状況ですが、かなり努力をしていただいているのだなということを認識しております。

それで先ほど保育士の確保のためには、国は人材育成、就業継続支援のための施策、そしてまた再就職支援とか、働く場の環境改善とか、いろいろ柱を立てておられます、私どももそれに沿いながら昨年度待遇改善の手続につきまして各園と綿密に努力、連携しまして、待遇改善のところを私立の保育園に全園に適用できた経緯がありますが、今今年度も保育園長会議を通して、やっぱりさまざまな事情を確認しながら保育園の保育士さんの応援はしていきたいと思いますが、そのような4つの柱とともに、奨学金についても園長先生方とともにいろいろ検討をしていきたいということをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 昨年からことしにかけてインフルエンザがかなり流行したわけでございますけれども、インフルエンザの予防接種率というのがどうなっているか最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

平成29年度におけるインフルエンザ予防接種の状況でございますが、小児インフルエンザと高齢者インフルエンザと、大きく2通りありますので、それぞれご報告を申し上げたいと思います。

まずは小児インフルエンザでございますが、平成29年度は対象者が3,680名に対して受診者が2,213名、60.1%でございまして、昨年度比3.8%の減となっております。続きまして、高齢者インフルエンザの予防接種でございまして、こちらは平成29年度から75歳以上、いわゆる後期高齢の方は全額公費負担ということで制度の拡充を図ったところでございます。まず対象者65歳以上全体で申し上げますけれども、6,657人に対して3,469名ということで52.1%、平成28年度も同率で52.1%でございまして、増減は特には変わってはおらないわけですが、75歳以上の方々の受診率は3%増加しておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 子どもの接種率が60%ということで、今はインフルエンザワクチンを打っても発症するということでございますけれども、1回ワクチンを打っておくと重症化しないこともありますので、特に今かなり保育園の中が過密になっているという印象を受けておりますので、ぜひインフルエンザの接種率を上げる努力を今後希望しますけれども、そのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） インフルエンザの予防接種につきましては、高齢者の部分は特に制度が変わった部分で周知に力を入れたところでございますけれども、小児につきましてもあわせまして周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

あと6月4日に新たな小児科が町内西徳田地区にオープンしてございますので、そういうふた小児科の医療機関とも連携を深めながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、時間を押していますけれども、3問目にいきます。3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） ちょっと大変申しわけないのですが、私が今電池切れをしてしまいました、ちょっと質問用紙が今手元にないので……

○議長（廣田光男議員） タブレット貸してやって。

○14番（小川文子議員） どうも大変失礼いたしました。それでは、3問目を質問させていただきます。

南昌グリーンハイツでございます。南昌グリーンハイツは、健康な町とスポーツの町を目指す本町にとって重要施設であることから以下伺います。

今年度の利用計画は。また、住民への周知は。

2番目、利用継続を望む声があるが、何らかの補助金を活用し、補修することはできないか。例えばプール改修のほか、休憩室を利用したカフェや血圧測定を実施するなどして、地方創生事業のいわゆるウエルネスタウンプロジェクト等の取り組みができないのかについてお伺いします。

また、3番目として、新しいプールを建設する計画があるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　南昌グリーンハイツについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、南昌グリーンハイツは、老朽化が進み、多額の修繕費が必要なことから、本年3月末日をもって閉館したものであり、現時点では今後プールとして利用することは考えておりませんが、施設をどのように活用していくかの検討を進めてまいります。また、広報やはばで町民の皆さんへの周知をしておりますが、やはラヂ！などを活用して、さらに周知をしてまいります。

2点目についてですが、補助金につきましては、既存の施設の改修が対象となる補助事業ではなく、地方創生関連交付金につきましては、新たな雇用創出や人口増加につながる事業が対象であり、既存施設の改修や町民の利便性の向上のための事業は、対象とならないものであります。

3点目についてですが、プール新設については今後の課題であります。現時点では計画がないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　プールの廃止に伴って今年度はいろいろな施設を利用するような計画が発表されましたけれども、保育園についてはふれあいランド、町民に対しては紫波町のラ・フランス、そして矢巾中学校のプールということでまず3月時点では提案されましたけれども、そのことについて、ことしへどういうふうな計画なのかお知らせを願います。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

矢巾中学校のプールにつきましては、監視員等の費用等もありますし、それからまだそれに対応できるような施設ということで、今のところ難しいというのが結論でございます。ただ今後のことについて検討してまいりたいと思いますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君）　お答えいたします。

水泳教室につきましては、昨年の計画どおりラ・フランス温泉館のほうを活用することで計画してございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

○14番（小川文子議員） 保育園のほうは。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

全園の詳しい状況について把握し切れているわけではございませんが、自前とか、あるいは今までふれあいランドとか、あるいは民間のプールの送迎のついたところの水泳教室等を利用するというところを把握している状況はあります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今のお話を聞いて思いますけれども、一つプールが廃止されるということは大変な結果をもたらすのだなということをやはり思います。本町の人口3万人を目指す中で、このプールというものは、やはり大きな位置づけがあるだろうと思います。これは町長のスポーツのまちづくりということもございますけれども、例えば沿岸のほうの野田村にも屋内プールはございます。小さな数千人の人口の町、村でもプールを持っているという状況の中で3万人になろうとしている本町にプールがないというのは、大変残念なことであると思います。

私は、その中で、いずれ将来的にはいろんなプールの構想が出てくると思いますけれども、そう簡単に新たなプールがすぐつくれるとか、あるいは誘致できるとはちょっと考えられない現状の中で、やはり少しお金をかけてでも改修のこともひとつ検討に入れるべきではないかと思うのです。例えば1億円かかるかもしれない。本来であれば、もっとまち中に立派なプールをつくって、町民から利用してもらえば一番いいのだけれども、それにはやはり時間と費用を要するので、そういう中にあって、今のプールをやはり改善するということも、もう最初から無理なのだというふうに考えないで、もうちょっと手立てを考える必要があるのではないかと思うのです。

それで地方創生の事業には当たらないということでございましたけれども、町民センターがその対象になって、なぜプールはなれないのか、そのところの違いを教えてください。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 町民センターにつきましては、拠点整備事業ということで地域商社の拠点とするというふうな内容での申請をしておりましたので、そういった形であれ

ば、雇用創出云々につながるということになりますが、純粹にプールという話になりますと、対象とするのは極めて困難だということでの町長答弁となります。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 単純にプールということではなく、質問にも書きましたけれども、カフェとか、あるいはいわゆる健康のための施設、血圧を測定したり、町民食堂の中にも入れようという計画がありましたけれども、タニタカフェ等を誘致してくるとか、そういうふうな健康プログラムを中に組み込んで、プールというのではなくて、健康センターといいますか、そういうふうな形で改修が、いわゆるウエルネスタウンプロジェクト、これがいわゆる本町の地方創生の大きな一つの柱ではございましたけれども、この実現のためにもかなうようなことに何とか工夫ができないのかについて再度質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） この地方創生の交付金につきまして以前所管課である内閣府の審議官とお話をさせていただく機会がありました。町民の健康についてということでそういったものに資するという形の中で認められないものかというふうに相談をしましたところ、それは地方自治体の基礎的な基本的な責務であって、地方創生というふうな対応ではございませんときっぱり言わされました。

なので、健康のために、それを何かやってそこに雇用が生まれるとか、そういったふうなところまで引っ張っていかないと、雇用に結びつかないと認められないという実態でございます。ウエルネスタウンにつきましても、そういった仕事の場が医大に絡んで出てくるというふうな位置づけでの地方創生になっていましたので、申しわけございませんが、そういう状況でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、村松信一議員のフューチャーデザインのところで各小中学校のプールのことも含めて今後どのように考えているかということの再質問があったのですが、それで例えば南昌グリーンハイツの跡利用、これは今産業振興課長にもこのことについて放置しておくわけにいかないのだから、基本的に今後どのような形でまずうちのほうとしてたたき台を皆さん方にお示しをして、そしてもう最初からただ廃止、廃止ではなく、利用できる何か活用策がないのかも含めて、今これから検討に入らさせ

ていただきますし、例えば今言う町営の町民総合体育館ではトレーニングジムなんかもあるわけなので、そういうのと一体として使えないとか、いろいろな工夫があると思うので、このことについては、もう廃止ありきで何もやらないということではなく、まず内部で一度、耐震度も大丈夫なようなので、一番心配したのは、I s 値が低い場合、もうとても建物としてはあれなので、そういうふうなところもちょっと今担当課長のほうに調査をさせていただいて、それは何か大丈夫なようだということなので、そういうことも踏まえながら跡利用の活用策を考えていきたいと。

それから、プールは、できればもう少なくともふれあいランドにあるプール、ああいうものをぜひ、だから予算がないのでできれば県あたりと一体となって県の零石にある温水プールがやはり老朽化しているというようなこともありますので、そういうところともいろいろな形でお話し合いをさせていただいて進めていきたいと。

だから、今のところは現存の施設の利活用策と、それにかわる新しい受け皿がないか検討させていただきたいということで、まだ県には全然お話ししていない。ただ私らの一方的な片思いですが、その片思いがいつか成就できるようにこれからしっかりと取り組んでいきたいと思いますので、あとは教育委員会がこれから学校建築の中では、もう和田教育長も答弁しているとおり、まずできるのであれば1カ所に集約する方向で検討していきたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） これで本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、あす、明後日は休日休会、11日は休会、12日は予算決算常任委員会を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されるようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時23分 散会

平成30年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

平成30年6月14日（木）午前10時開議

議事日程（第4号）

- 第 1 議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 2 議案第63号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君

福祉 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会 事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	稻垣讓治君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	米倉孝一君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案第62号については、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の報告書を読み上げて報告いたします。

平成30年6月14日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、平成30年6月5日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告をいたします。

以上でございますが、議員皆さんのご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結
について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、議案第63号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第63号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、町道中央1号線道路整備事業として、道路改良工事を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長420メートル、道路土工一式、側溝工415メートル、集水ます24基、車道舗装工7,370平方メートル、歩道舗装工2,820平方メートルを施工するものであります。工事は、特定共同企業体による施工で、指名競争入札として5月22日付で株式会社水清建設、同じく株式会社岩清水園芸特定共同企業体、株式会社水本、小笠原重機有限会社特定共同企業体、株式会社佐々木組、丸三建設株式会社特定共同企業体、くみあい鉄建工業株式会社、

同じく株式会社白沢土木特定共同企業体、タカヨ建設株式会社、同じく有限会社川村建設特定共同企業体、水本重機株式会社、有限会社岩手グリーン企画特定共同企業体、以上 6 グループを指名し、今月 6 日、午前 9 時 28 分から入札を執行した結果、株式会社水本、同じく小笠原重機有限会社特定共同企業体が一金 2 億 1,000 万円で落札し、この金額に 8 % の消費税及び地方消費税を加算した金額一金 2,680 万円で契約の締結を行うものであり、工期は、平成 31 年 3 月 31 日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13 番、川村よし子議員。

○13 番（川村よし子議員） 1 点質問させていただきます。中央 1 号線は、ご存じのとおり東小学校がありますが、これから通学の生徒に対しての指導というか、経過をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松亮君） ただいまの質問にお答えをいたします。

この工事につきましては、着工前に、東小学校もございますし、それから療育センター、支援学校等ございますので、工事が始まる前に事前に説明を行います。

それから、ここは通学路になってございますので、工事期間中も歩道の確保をして工事を進めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

12 番、長谷川和男議員。

○12 番（長谷川和男議員） 町内の業者がほとんど参加の入札でしたが、入札率は何 % であったのかお知らせいただきます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

参加業者につきましては、6 グループ、12 社とも町内業者ということになってございますし、率でございますけれども、97.16% ということでなってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。

議案第63号 町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして6月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成30年矢巾町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員